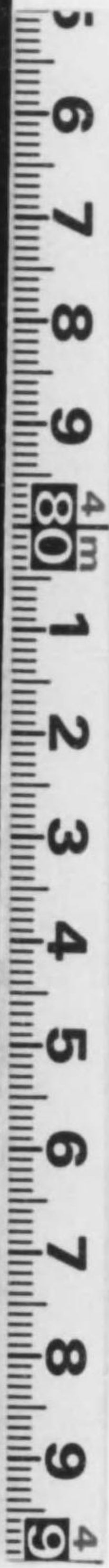


23-265□



1200501238530

23
265□



始





德川時代史

池田晃淵 著

早稻田大學出版部藏版



家康天海對坐の畫像

此圖は東叡山寛永寺の所藏なり、今回同寺に請ひ、之を寫眞版として本史に收むるを得たるは深く感謝する所なり。此圖を見るに、天海云ふ所あるが如く、家康聽く所あるが如きは、蓋し天台の奥義相傳の狀なるべし。筆者狩野探幽は家康に親侍したる人にして、天海亦之に贊せるを見れば、想ふに當時の實際を寫せるならん。然れば則ち兩者の相貌、風采を視るべきもの、之を以て第一に推さざるを得ず。猶本史第二章末節參看。

著者しるす

春日局の畫像

此圖は狩野探幽の筆にて、湯島麟祥院の所藏なり、今回同寺に請ひて、其寫眞を茲に掲ぐるを得たるは深く感謝する所なり。其容貌、其白衣緋袴を着けたる等より攷ふるに、蓋し寛永六年十月、局參内の時の服裝なるべし、然れば其年齢も、漸く五十前後の頃と思はる、局の參内は本史第三章の條下及び第四章の條下に詳かなり。筆者は當時局と同一時代の人なれば、肖像の確實なるは更に贅するに及ばず。

著者しるす

天海僧正の書翰

遠路と云、月迫と申、被入御念、飛書實々以、再三忝奉披閱候、乍去不入、御隔心之至とは存候へ共、げに、思召も無據候、一、江戸東叡山取立頓而可掛存候、一、皇子御誕生、珍重々々、就之乍狂言是非以來は皇子一人申請べきのよし、御年寄衆へも度々咄申候、其御意にて諸事可申候、思召も自然は可爲御満足候、一段我等息災候間、返々御苦勞被有間敷候、恐惶敬白、返々兼而嗜候て、祈禱の大法共、後生之一大事共、講尺之類、口傳相傳分、都鄙持煩、扱々かはる書物も無之候、極月十九日 天海(華押) 梶井様江 御小性衆

(略注) 東叡山取立。天海が東叡山寛永寺建立の事は、本史第三章の條下にあり。
○皇子御誕生。こは蓋し後水尾天皇第一皇子高仁親王の寛永三年十一月十三日降誕ありしをいふ、御母は中宮徳川氏、後ち東福門院と申し奉る、猶前同章の條下參看。○梶井様。梶井門跡最胤法親王なり、伏見邦輔親王第六の御子にて、後水尾天皇御猶子として天台座主に補せらる。嘗て天台灌頂の奥秘を天海より相傳せらる、故に書中に口傳相傳分云々の語もあるなり。 著者しるす

四一三ノ芳名

所傳之...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

一會の海軍政務...

初に在りて...

心持して...

（一）の...

色一色...

は...

一...

...

...

...

...

...

...

徳川時代史上 目次

緒言	一
第一章 叙論	二
<small>所謂昇平の由來實質——手心政治</small>	
第二章 創業期	四
徳川幕府の創立及び徳川幕府の特色	四
<small>創立は秀吉薨去の日に在り——遠く廻る説——實を先にし名を後にす</small>	
家康と關原役	九
<small>三成の計企——家康の作略——景勝の挑戦——三成の擧兵</small>	
關原役平定後の家康の權勢	一六
<small>家康の一人舞臺、大阪方の空想——諸侯の易置——諸侯の實力の滅殺手段</small>	
家康の將軍宣下と豊臣氏	二六

軍職奏請遲延の事情——將軍宣下——大阪の對抗——千姫の入奥

家康の朝鮮講和と大阪……………三三

朝鮮講和の真相——韓僧松雲——和議の成立——家康の退老及び對大阪策

前田島津の兩氏、秀頼の上洛……………四二

松平利光——松平家久——琉球内屬——秀頼の家康候問

本多正信父子と舊功臣との軋轢……………五〇

佐渡父子と康政忠勝——岡本大八事件

大久保と金銀山……………六四

大久保忠隣及び長安——長安の舊罪——忠隣の除封

✓大阪の滅亡……………八〇

大阪の態度——治外法權地——鐘銘事件——關東の要求——且元の大坂退城——大阪の募兵——關東の準備——冬陣及び和約——城壕の埋却——大阪の決意——夏陣及び豊臣氏滅亡——秀頼遁出に關する俗説

朝廷に對し奉りての家康……………一六六

家康孫女の入内勅許、諸公家法式

✓公家武家寺院の諸法度……………一三〇

公家法度——武家法度——淨土宗法度——五山十刹法度——大徳寺法度——永平寺法度——眞言宗法度——總收

○家康の學問……………一六四

家康の好學及び文教の奨勵

✓家康の薨去……………一六八

家康病む——相國拜任及び寄託遺命

天海僧正と崇傳長老との衝突、家康の神號……………一七四

家康の葬祭と崇傳天海——東照大権現——黒衣宰相——偽書の二三

第三章 創業守成の過渡期……………一八四

二代將軍秀忠……………一八四

秀忠の生立ち及び性行

禮式の修正と服制……………一八九

禮式と武人——服制

諸大名の壓伏及び懐柔……………一九三

軍役上の定員——城郭の制限——浪人と虛無僧——大阪城代——江戸城の増修——御數寄屋政策——

徳川時代史上 目次

雄藩君臣の優待

松平忠輝並に福島正則の配流……………二〇八

忠輝の配流——正則の配流——城地の授受方

女御入内……………二〇三

御内寵問題——將軍姫君の入内——御附武家、中宮御所の條々

本多正純の配流……………二〇三

正純と諸老臣、阪崎出羽事件——正純の宇都宮増封——加納殿と正純——正純の嫌疑——最上義俊の削封と正純の配流

松平忠直の配流と越前家の分封……………二五四

幕府と忠直——忠直の配流、越前家の分封

秀忠の隠居政治及び二條城行幸……………二五九

秀忠の讓職——二條城行幸——將軍家の尊嚴

東叡山寛永寺の造營及び上野宮の取立……………二六五

寛永寺——輪王寺宮——宮取立に關する俗説

諸宗法度の厲行と公武の大衝突……………二七五

紫衣勅許の破棄——女帝の御諮詢——玉室澤庵等の放流——春日局の上洛——俄なる御國讓り及び幕府の勅答

明正天皇御即位と中院通村の冤罪……………二九二

明正帝御即位——中院通村

秀忠の薨去及び其逸事……………三〇〇

秀忠の薨去——秀忠の逸事

第四章 守成時代……………三〇三

家光の初政と土井利勝及び春日局……………三二三

利勝——春日局

加藤忠廣の配流……………三三三

加藤家と幕府——忠廣の配流及び其罪狀——肥後を細川に與ふ

駿河大納言忠長の嚴譴……………三三五

忠長嚴譴の旨趣——忠長の行實——忠長の發居——忠長の自刃

施政の修正整理……………三五〇

幕府の高級職員——軍役の改正及び士風の匡正——巡見使

徳川時代史上 目次

家光の上洛と公武の和融附酒井忠世の譴責……………三五七

寛永甲戌の上洛——忠世の奇蹟

新制の施行……………三六六

諸侯の官位競望の杜絶——高家衆——参勤交代の定め——政務の分掌——評定所——新番士——番所
及び關所——大船の制限及び難波船救護規定——五人組——林家の學校——武術の奨励——通貨及び
錢座——林家の外交文書擔書

島原の耶穌教徒蜂起……………三六五

亂の起因——亂の初發——亂徒原城に據る——幕府の處置——板倉重昌の陣歿——松平信綱、和蘭船
の應援——原城陥る——亂後の處分及び法度の緩和的解釋

切支丹禁制の申令と和蘭陀人の長崎貿易……………四一〇

宗門改コロビ及び踏繪——蘭人御覽及び蘭人條目

幕府の編輯事業……………四一四

武家系圖の編成——編年錄及び國郡城圖の編製、大名火消の創設

後光明天皇御即位及び東照權現の宮號宣下……………四一七

後光明天皇御受禪、禁裏附及び新院附の條々——宮號宣下、伊勢奉幣の復行、日光例幣使

家光の薨去と老臣の殉死……………四二二

家光の薨去と殉死——家光の治績

家綱初政の出來事……………四二七

松平定政の急遺世——正雪忠彌の逆謀發覺——紀州侯と正雪——承應の浪人動搖

風俗の匡正……………四三八

カブキ者の禁——供小性小草履取の禁

〇異學排斥と學者の遭厄……………四四一

林家對蕃山及び素行——關齋及び神道方

後光明天皇の崩御、水戸光圀及び保科正之……………四四六

帝の崩御——光圀の尊皇思想——正之の現狀維持

江戸の米價水道及び火事……………四五〇

張紙相場、秤座——玉川上水——明暦の大火——諸侯の殿中席次——市街の擴張

堀田正信の領地返上……………四六〇

正信と松平信綱、正信の封事——正信の所罰

徳川時代史上 目次

殉死の禁と刑法の改正……………四六七

殉死の禁止——刑罰の緩和及び證人の廢止

黄檗禪の創立及び神宮職の争訟……………四六九

隱元の黄檗宗——伊勢の祓箱訴訟

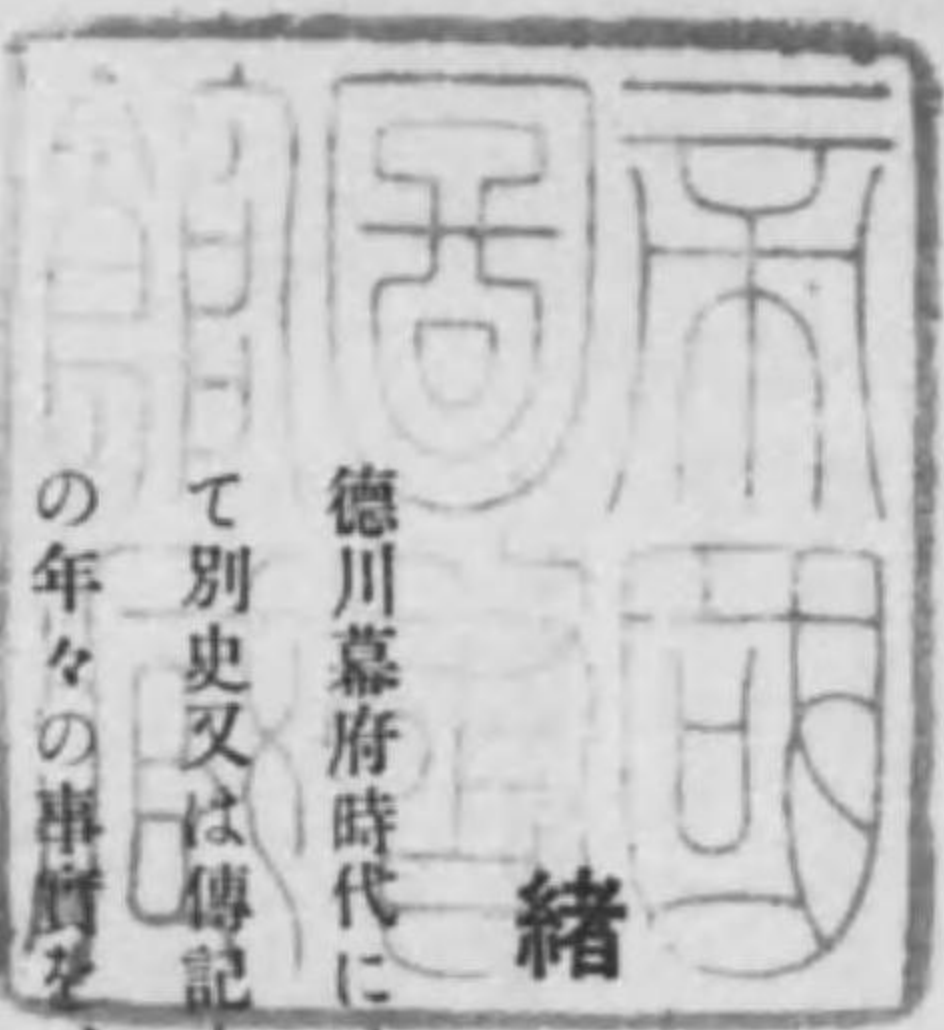
酒井忠清の驥肆及び家綱の薨去……………四七二

下馬將軍、御家騒動——堀田正後の綱吉擁立

徳川時代史上 目次終

徳川時代史上

池田 晃 淵 著



緒言

徳川幕府時代には未だ其史の整頓せるもの有るを見ず。但し一二の書はあれど、そは歴史に非ずして別史又は傳記ともいふべき種類なり。中に就て幕府著撰の御實紀は、家康より十代家重に至る迄の年々の事實を、月日に従つて集録したるものなれば、編年史の體裁と見て可ならん。然れどもこれ唯日記を基礎として書ける故か、記載の區域甚だ廣からず、況や彼の國惡を諱むといふ精神より成立ちたる書なればにや、文書、諸實錄等に據らず、普通藩翰譜等の如き末書にのみ據れるを以て、今に於ては議すべき廉多きをや。故に今或る事件の外は之を斥け、専ら確實なる諸書を參取し、ま参考に供すべき説を記載せる末書の如きは、類似の書數本を參照して其主旨を摘録し、以て此史を草せり。讀者幸に之を諒せよ。

第一章 叙論

所謂昇平の由來實質——手心政治

〔所謂昇平の由來實質〕 嚮に武門の政權を執りてより、能く二百六十餘年の太平を致し、其間文學、工藝、ありとあらゆるもの、駸々として年一年と進歩發達し來り、國運從つて隆昌に、四夷其德に化し、明治維新以後、半世紀にも足らざる期間に、宇内無比なる長足の進歩をなせる所以のもの、畢竟するに、徳川幕府二百六十餘年間の昇平の德澤に因れりとなすもの、猶一部の學者間に存せり。予輩と雖も、此説に敢て反對するものにあらず、然れども其昇平は、遠く足利氏中世より亂世打續きたる世運自然の結果にして、家康が偶然此機に乗じたるに外ならず。

且つ其昇平を、子細に其裏面より觀察し來れば、實に紛々擾々、時に骨肉相鬪ぎ、權臣相争ふ、是の故に時に汚隆ありて、其隆なるに至りては眞に昭代と稱賛するを得べきも、其汚なるに及んでは實に評するに堪へず。こは素より予が妄評なれば、其當否は、大方の教正を仰ぐこと勿論なり。

〔手心政治〕 何れの時代を問はず、時代史を研究せんには、先づ其施治の大綱、即ち政綱を原ぬるを以て肝要の事となす。而して徳川幕府の政綱、即ち憲法とも稱すべきものは、元和元年七月に發

布したる諸法度は是なり。此諸法度を明らめて、代々の賞罰刑政を推究せば、敢て疑議を挾むこと少なからん。但し或は其賞と罰との施行に於て、一は甚だしく酷なるあり、一は甚だしく寛なるありて、専ら勝手自儘の行爲の如き觀あるは他なし、其時勢と其人とに因りて、政綱即ち法度の運用に寛嚴ありしが爲のみ。語を換へて之を云へば、其時と其人とに因りて、愛と憎との度を高めしが爲のみ。是れ一般の法理上より論ずれば甚だ以て不埒至極の事なりと雖も、こは當時にありては、施治の妙手段と稱して敢て怪しまざりしなり。是等は即ち武家政治の常套なり。

第二章 創業期

徳川幕府の創立及び徳川幕府の特色

創立は秀吉薨去の日に在り——遠く遡る説——實を先にし名を後にす

〔創立は秀吉薨去の日に在り〕 徳川幕府の創立は、云ふまでもなく慶長八年、家康、足利氏の例を襲ひ、征夷大將軍の職に補せられし日にありと雖も、こは單に一片表面の觀にして、多くの學者諸先輩は、彼の關ヶ原役平定の日にありとなすあり、又慶長三年豊臣秀吉薨去の日にありとなすありて一定せず。勿論當時徳川幕府に奉仕せる學者は云ふまでもなく、一般の人々は、慶長十二年と立て、余が師家なども此説なりしは、是れ素より當然の事なれば、此説に對しては、茲に其當否を論ずるの必要なし。唯余は當時の情勢上より觀察して、第二の説、即ち秀吉薨去の日にありといふの、肯綮に當れるを信す。何となれば、即ち秀吉薨去に先立ち、子細に遺命して、政務と孤子秀頼とを徳川家康、前田利家、毛利輝元、宇喜多秀家、上杉景勝に託したりしに、何ぞ圖らん、秀吉の薨するや、其日より、百般の政務は皆家康に就きて裁決を請ひ、中には、四人一致して議纏まりしも、家康肯はざれば、行はれざる事多々ありしならん。そは家康一人可として、他の四人否とせる事も、

遂に成立たずして、家康の意の如く執行はれたる事二三件ありしにて知られたり。其一斑は、秀吉の薨去に當り、豊臣内部の諸老臣(奉行)等は、朝鮮への聞えを憚り、暫く秀吉の喪を秘すべしとの事なりしに、石田三成一人、密かに秀吉の薨去を家康に告げたり。然るに日頃家康と極親密なる淺野長政は、正直一片なる人なれば、秘喪の約を堅く守り、且つ外面を取繕はんとの意か、猶秀吉病中の由を申して家康に鯛を贈りしに、家康は「今朝既に石田治部より、薨去の由を密かに告越せしに、其元は日頃の懇意に似ず、隔心の仕方なり」と、酷く叱斥したり。長政之を聞て大に恐縮し、百方疎意なき由を辨疏したれど、中々聞入れられず、遂に細川忠興は日頃家康と別懇なればとて、此人に取付きて、やうく家康の意を解きたり。是よりして長政は、家康の手前を斟酌して、何事(政務)にも餘り引取りてする事なく、控へめにしたりとの話は、諸書(手近きものは明良洪範)に見え、殊に關原記の一書に、内府御威勢の事と題號を置いて、此話を記載せるを見れば、著者(其人不詳)も余輩と同感の一人にして、其時より既に政權(即ち生殺與奪)の家康掌握中なる事を、暗に知らしめたるなり。そも此事たる、條理上より云へば、長政よりも寧ろ三成をこそ叱斥すべきならずや。殊に秀吉存在中は、家康常々長政に懇篤を盡して、暗に秀吉の鼻息を伺ひつゝありしなれば、それがために、毎々自家の利益となりし事多々ありしならん。されば其恩義に對しても斟酌あるべく、且

つ職掌上よりいふも、長政は五奉行の一人、しかも筆頭にして、豊臣家にとりては姻戚の第一の人なるに、辨疏再三にして漸く意を解きたりとあるを見れば、家康の眼中、此時既に豊臣氏なきなり、況や大老、奉行をや。尤も此時家康が秀吉の信頼厚き（此事は豊臣氏時代の秀吉の遺命書に詳なり）人なるを以て、長政も萬一今家康に疎外せられては、豊臣氏將來の不利なるを遠慮し、自家面目の耻を顧みず、故らに身を屈して、其歡心を買はんとために斯くしたるなりとの論者もあらん。そは素より一理なきにあらずと雖も、此後幾ばくもなく、前田利家は秀頼を輔けて大阪に退き、政局は家康の一人舞臺となりし事情を玩味せば、當時既に家康の勢ひは、恰も第二の秀吉、しかも豊臣氏に不利なる大魔物たりしや明かなり。但し當時諸家共に幕府を憚り、其時の事情を明白に言遺し、書殘したるものなきを以て、（ま、一二種ある書は、凡べて偽作にして、取るに足らず）後世東照宮神恩とか御仁徳とか云ふ烟に捲かれて、斯る事情を深く研究せず、否研究し能はざりしなり。これらに因りて觀察しても、此時名こそなけれ、實に於ては、徳川幕府は新たに創立せられて、豊臣氏は遠く雲霧の中に彷彿として昔の夢となりしなり。

〔遠く遡る説〕 又或る論者は、此時にあらずして、遙か其以前、小牧、長久手の戦ひに於て、家康既に秀吉を壓倒したれば、其實權、即ち秀吉（豊臣氏）を左右するの權勢は此時にありしにて、唯

再三なる秀吉の懇請に黙止したるまでなりといふ。此説も一見識を具せるにて、頼山陽も新井白石の精粕を嘗めて、これを稱揚したれど、こは小牧、長久手一場にのみ就ての解説にして、其後いかに秀吉に屈從せしか、其苦心慘愴、氣の毒至極の事多々ありしを除算したる、所謂最良論なり。

〔實を先にし名を後にす〕 元來徳川幕府に於ては、事々物々先づ實を採るを主として、名義に拘泥せず、即ち實を先にして名を後にするは其特色たり、其一例は前述の如し。其他或る場合に於ては、一向名に頓着せざりしなり。其二三を擧ぐれば、彼の大成武鑑などに大老職とて、幕府職員中の首席を占むる重職なる大老は、こは唯下々から稱するまでにて、將軍及び其他職員よりも大老とはいはず、將軍より此職を命ずるには、今日より用部屋（老中の議政府即ち内閣）へ罷出で、年寄共（老中）の上座に罷在り、諸事遠慮なく念入り申し談ずる様、尤も月番加判は致すに及ばずといふ例なりと。これにては何と申すべきか、職名といふものは實になし。然れども此人の實權はといへば、老中の上班に列して諸事を裁決するなれば、畏き譬へ言なれど、禁中の攝政關白の如きなり。又老中とても其如く、世間にては老中と稱すれども、將軍より命ずるには、今日より用部屋へ罷出で、年寄共同様相勤めよ、尤も加判は明日より、（又は程過ぎて此事仰付けらるゝ事もあり、大要は其人による事なり）月番は申合せ次第、念入り申付けよなどある例にて、決して老中とはいはざるのみ

ならず、何とも職名を付けかねるなり。然れども其實權は、天下の政權を執る、即ち内閣大臣なり。さるからに朝廷へ對し奉りては、何たる職名もなき故に、單に年寄と申上げ、又下僚の輩に向つては加判列と申し來れり。さるを、林道春が漢文にて物するに當り、此職名を年寄衆又は加判列など書きては雅ならざるのみならず、異邦の輩が見ては、其何たるを解する能はざるべしとの意か、老衆(即ち年寄衆の義)と書きたるより、傳へて世間に老中と稱するに至れり。又若年寄とは、其始めは六人(其人名は後に説くべし)に命せられ、これも年寄どもに差續ぎて相勤めよとありしまでに、何とも職名なき故に、世間にては六人衆と始めは稱へしかど、後には三人、二人となりしに、六人衆も當らざる所より、林鷲峰が、例の漢文に物したる時、少老衆と書きたるより、傳へて若年寄と稱するに至れり。しかのみならず老中、若年寄を併せ稱する時に至り、略して御老若方と稱へしなどは、をかしき至りならずや。其他京都所司代あり。所司代とは、足利氏の時に細川、三好など、堂々たる大名にて、京都に在りて職を奉じて禁中に參候せしものが、後には自家の勢力衰へ、反りて其家臣香西、松永などが主の職權を奪ひて、仕たり顔に禁門を出入せしを、堂上家にては、其陪臣なるを以て一格を貶して、所司(職員)の代と指稱したるを、徳川氏に於てはこれを襲用して、立派なる一城主を以て任じながら、猶所司代と稱したり。其他此種の事枚擧するも煩はしければ、

其所々に於て猶説く所あるべし。

家康と關原役

三成の計企 — 家康の作略 — 景勝の挑戦 — 三成の擧兵

〔三成の計企〕 關原役を記せる諸書、及び徳川實紀以下あらゆる諸書に、總べて石田治部少輔叛逆と記せり。是れ其名の實に適せざるは、今更いふに及ばずと雖も、總べての書が石田三成を指して大惡人の如く書きなせるは、是れ徳川幕府權略の一にして、盛んに三成を惡人視し、これを唱道して其烟りの中に自家が豊臣氏の寄託を背きたる醜を捲込めんとしたるのみ。其實は、三成は徳川氏のためには大利益を興へたる福神なり、殊に關原役は三成が急に思ひ立ちしにあらすして、家康が漸々に三成を起たしめたるに外ならず。

或時家康公、本多佐渡守正信に向ひて、凡そ世の中に石田治部程、こまじやくれたる者はあるまい、いつも太閤の前に出ると、彼奴めが出しやばるにはとありしに、佐渡守、これは結構なる事、其様なる者がありてこそ、殿(家康)は天下も取れるなれば、必ず彼奴めを憎みめさるなと答へたり、云々、(武功雜記)等取意)

こは素より確説として信すべきにあらずと雖も、家康と三成と、疾くより斯る感情ありしを知るに足る。然り、二人常に此感情ありしに相違なし。三成なるものは、武事に掛けては、加藤、福島等の足元にも寄付き難けれど、其才幹に至りては、彼の二人亦三成が足元にも寄付き難し、されば彼等は常に三成を指して、佞奸ものと指斥せり、其佞奸なるだけに、疾くも家康の油断ならぬ古狸なる事を看破したるなり。家康も秀吉を籠絡して百方其歡心を買はんとするに當りては、其看破したる三成は、とかく邪魔になりしは當然の勢なり。故に冥々の間、彼此互に機を見て倒さんと苦心せるならんも、家康は百戦練磨の智謀を備へたる名將なるを以て、元より十の三成ありとも、いかでかこれに當るを得べき。三成もこゝに見る所あるを以て、中國十州を領し、門族、山陰山陽西海の三道に蟠れる毛利氏に結託すると同時に、往昔元龜天正の間に武田信玄と東北に相格逐して、雄雌定め難き勇將名家として、今猶當時の猛將を提げ居る上杉氏と、關東八國を領して武名遠く東奥にまで轟きたる北條氏と毎々疆域を争ひて、些しも敗を取らざる常陸の佐竹と、備作の二州を領せる宇喜多氏とに固く結んで、暗に其黨となせしは中々の遠略にして、即ち山陰、山陽を提げて、自らは大阪の名城に居り、遠く常陸、奥州(會津の上杉)と氣脈を通ずるに於ては、關東八國の徳川は恐るゝに足らずとなし、密かに其時機を待つと同時に、猶自家の地歩を固うせんと、秀吉の寵と奉行職の

權威とを輝かして四方に當り、これにて益々他の己れに附随せんことを求めしなり。されど、こは、遠略には相違なきも、決して萬全とはいひ難し。何となれば、毛利、宇喜多、上杉、佐竹の如きは、元より大國を領し、有力なる大將分には相違なきも、豊臣氏恩顧の大名にあらず、唯一時の勢に屈して、これに隨從したるのみ、故に必ず其内心に於ては、折もあらば、我れとりて之に代らんとの野心を懐けるは戰國時代の氣風なり。よし又其主人主人に於ては、斯る野心の容易に行はるべきに非ざるを會得して、毫末も其企望なしとするも、其家臣中には、豊臣氏の全盛を見るに付けても、あはれ只今にも何事ぞあれかし、我々も一命を賭して、一廉の立身せんとの企望を懐けるは當時一般の人情にして、中にも武略に長じたる輩に於ては、必ずや我が主人をして彼の如くならしめ、我れも大名となりてんとは、常に抱懐せる熱望なり。故に是等の諸將が三成の籠絡中に陥りたりとするは抑も非にして、唯時の勢ひ、一時彼れに結べるのみ、語を換へて云へば、三成こそ、反りて是等諸將の籠絡中に陥りしなれ。然るを是をこれ悟らずして、猶君寵と奉行の權威とを輝かし、所謂威嚇手段を以て味方を募らんとするは、戰國時代の風習とはいへ、實に笑ふべきの至りなり。看よ、秀吉薨するや、(君寵離れたる故)間もなく豊臣恩顧の驍將、しかも柱石とも干城とも信賴すべき加藤清正、福島正則、淺野幸長、池田輝政等十餘人連署同盟して、三成を彈劾せるを。恰かも鎌倉幕府に

於て、頼朝の薨後間もなく、和田、畠山、三浦、結城以下二十餘の大名連署同盟して、梶原景時を彈劾したる情況と一般なり。是に於て、毛利氏一族中の名望家にして、雄略家の聞えある吉川廣家は、もはや三成の頼むべからざるを覺り、宗家の嫡嗣と定り居れる秀元と共に、家康に心を傾けしにあらすや。但し是の時を以て、三成は事を擧ぐるの時機到来と見たるは大なる誤りにして、偶ま家康のために其時機を得しめたるなり。

〔家康の作略〕 之に反して家康は如何といふに、自ら關東八國を領し、兵多く食足る、苟くも機の乗すべきあらば、何事か成らざらん、且つ其疆域は四方天險の要害を備へて、内に沃野あり、守るに易くして攻むるに難く、而して父祖代々恩顧の兵勇、十萬を擁す、誠に潜龍、時を待つ勢ひなり。しかのみならず彼れは、苟くも事を擧ぐるには、其成敗一に衆望の如何にあるを鑒みて、大有力家のみ依頼するの不得策なるを知れるを以て、豊臣氏に對する動作に於ては、前田、毛利、上杉の如き大有力家を除き、(但し三成既に此輩に結べるを以て其衝突を避けしにもあらん) 先づ豊臣氏の姻戚たる淺野長政に懇志を盡し、(家康と長政と常に懇親なりし事は、手近き常山紀談などにもあり) 其他加藤、福島を初めとして、豊臣氏恩顧の諸將には何れも懇志を盡して、(勿論、前田、毛利等の大家とても、疎外せしにはあらず) 殆ど我が親臣の如くなし、其他公卿、僧侶、工商に至る

まで款待せざるはなく、所謂八方美人主義にして、毫末も自家の勢力といふものを外面に露はさず、彼の三成が君寵と權力とを輝かして人に當るとは正反對の舉動なるを以て、猜疑滿々たる戰國時代の幾多將士の間に在りて些の嫌疑を受けず。(獨り三成のみ疑へることは前段に述べたり) 故に誰ありて、天下に大望をかけ居る人とは想はざりしなり。

或時蒲生氏郷に人々寄合ひける序で四方山の話の中に、ふと今の諸大將の噂になりける時、一人申しけるは、今にも太閤薨御ともなりて天下亂世となりなば、此後の天下取は誰なるべきとありしに、一人、それはいふまでもなく前田大納言(利家)なるべしといひしに、又一人はいやく、江戸の内府(家康)ならんといふを、氏郷聞きて、それは了簡違ひなり、いかにも武勇といひ、智略といひ、大名といひ、内府に及ぶ人もなければ、左様に思はれんが、内府はとて天下に望みかける人にあらず、よし其望みあればとて、あの吝(きん)さにては天下は取れぬものなり、大凡そ天下は、信長公、太閤の如くならでは、手に入るものにあらずと申されたり、(武邊雜談(等取意))

これ亦余輩の確信する話にあらずと雖も、しかしながら當時家康が韜晦して、世人を瞞着せる情況の參考に資するに足る。さればこそ秀吉末期に及びても、江戸内府は律義にして頼母敷きは云々と遺言して、秀頼を託せるなり。是等を合せ考ふれば、當時既に不世出の英雄たる秀吉すらも、其籠絡

中に陥り居たれば、まして其他の輩に於ては、今更喋々するに及ばざるべし。斯く家康が天下の耳目を瞞着したる其間の苦辛は、千軍萬馬の間を駆け走るに比して、幾十層なるやは察するに餘りあり。諺に英雄人を欺くといへり、されど其能く欺きおふせたるは、古來幾人かある、是れ實に不世出の英雄にして始めて其成果を得るのみ。

斯く韜晦し來れる(律義にて頼母敷き)家康が、秀吉の瞑目するや否や、其秘喪問題に就て忽ち平素の假面を脱して、豊臣氏の政局に波瀾を起したるも、(前々條の淺野長政事件)諸將皆頭をたれて、其解けんことをのみ冀ふを見て、更に又秀吉の遺言を無視して、私に婚姻を約したり。(豊臣時代參照)こは實に家康が諸大名否滿天下に向つて、自家宿望の成否を試みたる試金石なりしなり。さるを三成は機至れりとなし、太閤御遺言を眞向にかざして、短刀直入家康に迫るや、兼て籠絡否寧ろ樂籠中なる加藤、福島、淺野の面々、いかで之を坐視すべき、殊に年頃君寵と權威とを笠に着て、我れは顔に振舞ひし三成が、家康攻撃の首唱たりと聞くや、同盟して彼れを彈劾するに至り、三成が計畫瓦落離と外れて、家康攻撃問題は雲散霧消し、反りて自家頭上に白刃加はらんする有様となり、見苦しくも前日攻撃したる家康の前に低頭して、其助けを請ふに至れり。然れども是れ亦子細に考究し來れば、三成が所謂小刀細工的の策略にして、暫く家康に泣付きて哀を請ひ、これを以て其他意

なきを示して彼れを欺き、即ち我れも亦彼れ(家康)が樂籠中の一人たる如く思はせんとの巧みのみ。家康亦三成が内心を知ると雖も、故らに彼れが手に乗りたる如く見せかけ、百方之を救援したるを以て、諸將は悉く其所置の案外なるに喫驚し、日頃内心不和なる三成すらも、一旦依頼する時は、身上に換へても之を援けんといふは、いか様律義にして頼母敷き大將なり、三成すら斯様なれば、まして太閤様くれぐ御頼みありたる秀頼公に對しては、決して疎意なき筈なりとは、當時何れも堅く信じて、毫も疑念なかりしなり。

〔景勝の挑戰〕 既にして五大老の一人たる上杉景勝が、居城會津に在りて、遙かに家康の罪狀を鳴らして戰を挑むや、家康元より期したる事なり、いかで驚くべき、否天の與へと雀躍して之に赴き、故らに大阪方を疑はざるを装ひて、伏見城の留守には僅少の兵を留めしのみ。是に於て豫て樂籠中なる福島、淺野、池田、黒田等の豊臣氏恩顧の諸將は、斯く律義にして頼母敷き徳川殿に敵するものは、取りも直さず秀頼に敵するものと看做して、一も二もなく皆御味方に馳加はりて、上杉征伐の出師とはなりしなり。

〔三成の擧兵〕 家康の東下と聞くや、三成、すは時機來れりと雀躍したるも、猶も體面を装ひて其出征を諫め、聞かれざるに於て、再び其從軍を請ひたり。家康固より三成が心中を知れるを以て

これを斥けたりしに、果して三成豫て結託せる毛利、宇喜多を始め、黨與の諸大名を集め、自ら其參軍(當時此稱呼なきも、其地位より斯くいふ)として東西挾撃の舉に出でたれど、豊臣氏恩顧の柱石とも頼むべき福島、淺野を始め、何れも三成が兵を擧げたりと聞くや、日頃不和の間柄といひ、且つは元來何の武功もなき者、殊には前日一命を助けられたる恩義を忘れて、律義にして頼母敷き徳川殿に敵對するは言語道斷なりとなして、秀頼の御爲とか、又は秀吉の遺命違背などいふ題目には目も付けざれば、心にも留めずして、無二無三に踏潰さんと勢ひ込んだる結果として、美事關原役の大捷を得たりしなり。思ふに此時福島、淺野を始め豊臣氏恩顧の諸將が、誰れいひ出したることもなく、三成が此舉を以て、彼の明智光秀が本能寺を襲ひたる擧の如く思ひなして、石田治部謀叛とか叛逆とかいひ囃せし詞を、直ちに徳川氏が襲用して、關原の逆亂など稱するに至りしなるべし。

關原役平定後の家康の權勢

家康の一人舞臺、大阪方の空想——諸侯の位置——諸侯の實力の減殺手段

〔家康の一人舞臺、大阪方の空想〕 關原役の平定と同時に、豊臣氏の政局(内閣)は滅亡せるなり。

即ち五大老の内毛利輝元、宇喜多秀家の二人は、敵の首將たるを以て、毛利は家康に降を請ひ、宇喜多は遁逃し、(後ち島津家に便りて哀を乞ひ、八丈島に流さる)上杉は會津に在りて、これ亦降を請へり、前田(利長)は唯名のみにして、一度も政務に與らず、五奉行たる増田長盛、長束正家、前田玄以は、三成一味のために各々屏居し、(淺野長政は此前に政局を退く)中老たる生駒近正も高野に隠れ、中村一氏、堀尾吉晴は、始めより有名無實の如く、政務には深く關せず。こゝに於て政局は全く家康の一人舞臺となり、生殺與奪は其愛憎のまゝに、勝手自儘に行ふ事を得るに至れり。家康既に政局の主權者となりし上は、當然の情勢として、其家臣の重なる輩は、家康の命を奉じて四方に號令せるは、猶當時の五奉行に異ならず。されば此輩は、もはや豊臣氏時代は過去の事にして、今や徳川氏時代となれりとの思想は一般にありしなれば、大阪(秀頼)に對するの感情は、舊時とは正反對にして、大阪方の將士を見る事、猶前日まで豊臣氏の將士が自己を見たるが如く陪臣視し、殊に伏見城に、家康大阪より移り居るに於ては、此城地は、自己等の先輩なる鳥居元忠、松平近正等が、孤軍を以て大敵を防ぎ、忠死したる場所なれば、當時を追想する毎に大阪方の將士を疾視し、遂に不知不識の間に、誰れ命するともなきに之を敵視するに至れり。勢ひ斯の如くなれば、今は豊臣氏の制令(秀吉の布く所)は一も之を顧みず、京師といはず、大阪といはず、悉く江戸(即ち

德川)の制令を施行するに至れり。然れども大阪方にありては、斯く大局に大變革起り従つて自家の地位墮落せるを覺らず、猶家康を律義にして頼母敷き大將とのみ思ひ、政權は、早晚必ず豊臣氏に復歸せらるべしと空想し居たるこそ、即ち敗亡の基因となりたるなれ。

〔諸侯の易置〕 家康既に政權を一握せるに於ては、第一の急務は、諸大名領地の配置を料理して、自家立脚の地を鞏固にせざるべからず。曩きに秀吉が家康を關八州に移封するに當りて、やはり此筆法を用ひたるは、當時武威を以て群雄を推服したる政略上、最大の要務なり、茲に其當時の一斑を述べんに、甲斐に淺野、駿河に中村、遠江に山内といふ如く、江戸より西上の要所には豊臣家恩顧の大名を配置し、其形況を評言すれば、家康を函根以東に封じ込めたるなり、是れ其萬一を慮りて之を抑制するの方略なり。家康亦此方法を襲用し、慶長五年九月に關原の大捷を得、十月に至りて毛利其他敵對したる諸將の處置略定まるや否や、直ちに戦功諸將の賞を行ひしが、先づ近江は石田三成が領地なりしを以て、之を沒收して豊臣氏恩顧の將士の中に與へんは當然なるべけれど、既に天下は自家の掌握に歸したるを以て、斯る宋襄の義理を立てはせず、これを以て自己が親臣の第一なる井伊直政に與へたり。こは近江は京師、大阪に近く、又畿内より東北方面の咽喉地なるを以て、且つは大阪方の動靜を伺察して、萬一を抑制せん方略なり。其他重なる部分を擧ぐれば、甲

斐の淺野を紀伊に移して其跡に、平岩親吉を府中、鳥居成忠を郡内に置き、信濃の京極を丹後に移して其跡に、飯田には小笠原秀政、伊奈には保科正光を置き、遠江掛川の山内を土佐に、濱松の堀尾を出雲に移して、掛川には松平定勝、(家康の異母弟)濱松には松平忠頼を置き、參河吉田の池田輝政を播磨姫路に移し、同岡崎の田中吉政を筑後久留米に移して、吉田には松平家信、岡崎には本多康重を置き、尾張清洲の福島正則を安藝に移して、其跡に家康が第三子忠吉を置き、美濃は、織田秀信が石田三成に黨し、敗れて高野山に隱遁したる關國なれば、家康が長女の婿にして、嘗ては信長にも畏怖せられし程の驍將奥平信昌に與へたり。以上は其概略を述べたるなれど、これにて武藏(江戸)と攝津(豊臣)との間に最も堅固なる堡壘を築き、併せて畿内の偵察に充てたるを以て、豊臣氏(大阪)の一舉一動は置郵して傳へられ、百事皆手に執る如く江戸に知れたり。そも此轉封の措置たる、家康大阪西の丸に居りて爲したる事なれば、外見よりいへば、豊臣氏の大老として秀頼の命を奉行したる如くなれど、其實に於ては、誰に相談といふ事もなく、家康が勝手自儘になしたるに、其命令を傳達せしは、井伊直政、本多正信等の如き、德川氏の老臣なり。しかも此時、豊臣氏の領邑を攝河泉の三國と定め、其収入は六十餘萬石に過ぎず。こは秀吉の時より、右の三國を以て城付き領邑と定めたるなれど、其他に諸國に御藏入と稱する領邑ありて、代官を置き之を支配せしめ、

其上諸大名の領邑中にも、此御藏入と稱するもの多少ありて、其領主より年々其歳入を大阪へ收納したりしが、茲に於て其諸國代官支配の御藏入と稱する土地は、悉く豊臣氏の手を離れて徳川氏の有となり、家康の臣大久保長安ナガシマ、(初め十兵衛、後ち石見守と稱す)之を支配せり、こは蓋し家康が關原亂鎮定の報酬(賞典)なるべけれど、皆自己の手盛りなり。其上此時右諸大名の領邑中に在る所の御藏入なるものも、亦悉く廢止せられて、各々其領主の有に歸したり、こは秀吉領邑賜子の制度を根本より改革したるにて、實は之を以て諸家の歡心を得ん方便ならんも、既に豊臣氏を無視せる勢ひを玩味すべし。斯くの如く家康は、豊臣氏に對し、地勢上に於て、將た實力上に於て壓服を加へたるは、後年大阪陣の伏線、既に此時にありしなり。されど表面は、猶太閤の御跡目アトシと稱して禮遇を加へしは、即ち實を奪ひて虚を與へ、暫く時機を待つ妙手段なり。さるを豊臣氏恩顧の加藤、福島、淺野等が、斯る猾手段を見ても、皆欣然として家康に附隨し、剩へ内府公(家康)莫大の御恩などいひ囃せしは、頗る迂濶なるが如きも、こも亦其内心を推測すれば、必ずや當時の勢ひ逆も抗し難きを觀念して、表面に笑顔を作り、暫く時機を待ちしものなるべし。是れ獨り此時に於ける是等の人々に止らず、大概戰國時代驍將の意向は斯くの如き有様にて、所謂古狸等の寄合なれば、尋常を以て見るべからず。されど是等の人々は、此轉封措置に於て數倍、若くは一倍、猶少くも多少

増封を受けしなれば、中には正直に内府公莫大の御恩と感戴して、附隨したるもありしならん。特に此人々の家臣中には、主人の増封に因りて自分自分も亦幾倍の増加を得たれば、各々身命を賭して封侯を買ふといふ戰國時代の人情なれば、なべて徳川氏に歸服せしと思はる。そは後年大阪陣の時に於て、一人として秀頼の頼みに應じたる大名なきにても知らる、こは尤もいかなる鬼神を欺く程の驍將にても、一人相撲はとれぬものなれば、頼む所の家臣等が肯んせざる上は、忠義を立てんにも力及ばず、泣寝入りとなりしものも多々ありしならん。

〔諸侯の實力の滅殺手段〕

右の如く家康は豊臣氏恩顧の驍將等に大祿を與へしは、所謂盜人に刀鋸を與へし如く見ゆるも、其與へし高多々なれば、又それだけ家康の方へ奪ひしも亦多々なり、これを差引計算するに及ばず、何れも奪ひし高は多かりしならん。そはいかにして奪ひしかといふに、所々の普請手傳ひの課役これなり。其大略をいへば、關原亂鎮定後、直ちに此驍將等に大封を與ふると同時に、伏見城、二條城、(こは家康の持城として)大津城、(京極高次が石田方に攻められたる)膳所城の修築工事を起して、其手傳ひ(實は普請を悉皆するなり)を命じ、即ち課役をかけた、其工事町場チヤウバウは悉く封祿の高に應じ、大抵百石に付て十人位、即ち戰場の軍役よりも重かりき、これ與ふるは取らんが爲め主義にて、其力を滅殺するの手段なり。しかし以上の諸城は關原役に毀

損せられたる箇所なれば、此工事手傳ひを課するも當然の事といふべけれど、慶長八年に家康將軍宣下を蒙りてよりは、彌々この實力滅殺の方略を専らにして、江州は井伊直政に與へ、しかも増祿して十八萬石となせしに、其居城佐和山は要害惡しとて、これを改築せしめしに、亦豊臣以來の驍將等に此工事課役を命じて、今の彦根城を築かしたるなり。(此時は直政卒して子直勝の代なり) 其他近江の長濱、丹波の龜山等、何れも家康即ち幕府譜代の將を置く諸城なるに、皆豊臣以來の驍將に工事課役を命じ、續きて江戸の城は、元來北條氏の時、小身なる遠山某の居城なれば、規畫も小に、從つて其殿舎等も粗末至極のものなりしは、落穂集、又は石川定西が聞見集、永井直勝が永日記などにも見えたり、されば將軍の居城には淺まなるを以て、慶長九年より是等諸大名に課して、悉く改築せしめ、勿論譜代の諸將にも手傳ひを命ぜし様なれども、是は書類にも何某は何所といふ事だに見えざる程なれば、極々小部分にてありしならん。さて江戸城の工事は二箇年に涉りて、漸く成就せしに、此度は家康駿府に隱居する事となり、其居城の改築を亦彼の諸將に命じ、凡そ一年半程にて成就せしに、更に江戸城に天守を築き、(此天守は、明暦三年の大火に罹りし後は再築せず、唯天守臺として、其土臺の石壘のみ残り、現今尙本丸に存在せり) 并せて外郭を擴張す。これ亦右の輩に課役をかけ、さて漸く成就すれば、今度は諸大名の妻子を、證人(即ち人質)として江戸に居らしめ

たれば、夫々封祿の高に應じて邸地を府下に割り與へしに、當初は何れも戰國時代の風にて、堀溝などこそ立派にしたれ、第宅は極めて質素なりしを、京都、大阪の如く、江戸も繁昌あれかしと、家康の一言を聞くや、右の諸將等忽ち頭惱に痛く響き、各々京都、大阪の第宅よりも、一層美を盡して建築せり。其一斑は、加藤清正の第は櫻田(現今參謀本部)となりしが、表門の上に金の虎を上げしに、毎朝旭の出づるや四方に輝き渡りて、仰ぎ見るもまばゆく、其光り遠く海上にまで届きてそれがため品川の海にて魚漁少くなりしと、大道寺友山が若年の時見聞せしを、落穂集にのせたり。(後世までも諸大名相競うて其第宅を壯麗に且つ廣大にする風習なりしは、予の現に知る所なり。尤も幕府譜代の大名には夫々制裁ありて、假令ひ封祿多く財用饒かにても、又は官位高くとも、外様大名の如く、其第宅は勿論、器具の類に至るまで、華麗を盡すを得ず、そは或る時代に於て詳細に述ぶる所あるべし) 斯くする間に、家康が愛子なる義直(尾張家の祖)に尾張を與へ、其居城を名護屋に築くに當り、亦右の諸大名に工事課役を命じたり。斯る有様なれば、諸大名も其初めは、我れ逸先きに骨を折りて、天晴家康の御威に預からんと、主人も家來も奮勵して、豫期の如く竣工し、さて將軍より晝夜を限らず骨折りとか、又は精を入れ候に付、早速に普請出來候段、満足せしめとか、深く感じ思召すとかいふ文言の感狀を賜りて、是れ見よと世間に吹聴して、誇り散らせしかど、

そはいつの間にもやら、反りて自己を疲勞せしむる大毒藥となりて、先きに甲の普請に衆に抽んで、骨折りしものが、今日乙の普請に人後に落つるは、當時武士の意氣張りとして、決して爲さざる事なれば、いつにても矢張り人に鼻あかせんと骨折るを以て、其内情の困苦は、さもこそと思ひやらるゝなれ。

名護屋御普請の時、西國大名に御手傳ひ仰付けられしに、福島正則、加藤清正、池田輝政など會合の折、正則、輝政に向ひ、各々我等共に、斯くの如く年々御普請の手傳ひ仰付けらるゝ事、實に堪へ難き事ならずや、但し江戸、伏見、駿河の如きは、大御所(家康)又は將軍家の御座所なれば勿論の事なれど、さもなき所までも召使はるゝは、何共難儀千萬の次第なり、御邊は幸ひ大御所の御聲(家康)の第二女、北條氏直に嫁せしが、氏直歿後池田輝政に嫁したり)なれば、折もあらば此趣を大御所の御聞きにも入れられよと申し、かは、其時清正進み出で、大夫(正則)の申す所餘儀なくは聞ゆれど、それは畢竟目先きの見えぬと申すもの、今日は唯普請の手傳ひがいやとならば、早々國元へ歸りて、籠城するより外はあるまじく、もしそれが出来ぬとならば、とやかく難澁申さるゝは、詮もなき事なりと申されければ、流石短氣の正則も、尤もと得心して其場は濟されたり、其後何れも大御所の御前に出でしに、大御所何れも向はせられ、此程普請手傳ひの事

を申し、に各々の中に難澁さるゝ人もありと聞く、若し誠に難澁申さるゝならば、遠慮なく國元へ歸り候へと仰せられし、何れも恐れ入りて、とかくの御請けにも及ばざりしと、(明良洪範、武邊雜談等取意)

斯くの如き情況にて、此名護屋城の普請は諸大名尤も精力を盡して築造したるものなれば、其堅牢壯觀共に大阪城、江戸城に亞ぐものにて、此時加藤清正が寄納したる金の鯨は、今も尙天守の上に赫奕たり。蓋し表面よりいへば、太平の世の城普請手傳ひなれば、唯財を費すのみにて、さしたる苦辛はなきものゝ如く聞ゆれど、實際は主人も家來も、土方人足の如く、雨降るも夜に入るも、股引半天草鞋に脇差を帯するのみにて、一國一城の主、又は何千何百石取りといふ立派なる士が、土を荷ひ運ぶ天秤棒を肩にしたり、車を挽く、あとを押すといふ、あらゆる雜役に服して、其飯食はといへば、黒米飯に鹽といふ位にて、焼味噌又は糠味噌汁など邂逅の御馳走なり、而して其竣工の上の御賞與はといへば、僅かに銀何枚といふ位にて馬とか刀とか時服とかを賞賜せらるゝは、上層なる一二の人に限り。先輩は、此時代の普請手傳ひの情況を評して、殆ど戦場の如しといはれしかど予は反りて戦場よりも艱難ならんと思へり。戦場は命がけの事なれば、艱難は元と覺悟の前の事、其上雨天、夜中の嫌ひなくのべつに働き續くるものにあらず、且つは負軍となれば働き損なれど勝軍となれば充分に勞を慰むる程の賞はあるなるに、これは働きは敢て戦場に譲らずして、賞は元來

初めより期すべからざれば、唯命がけにあらざるのみの差あるのみ。(猶後世諸大名普請手傳ひの情況は、或時代に於て其沿革を述ぶべし) 斯く豊臣以來の諸大名の實力を滅殺せんと勉めしは、即ち他日豊臣氏に當る秘密準備なりしにて、後世之を費用して、自強他弱の典型とはなしたり。

家康の將軍宣下と豊臣氏

軍職奏請遲延の事情——將軍宣下——大阪の對抗——千姫の入奥

〔軍職奏請遲延の事情〕 秀吉一朝瞑目するや、家康の眼中既に豊臣氏なし、況や關原役鎮定後は、日本國中の大小事、悉く自己の勝手我儘になしたるに反して、將軍宣下を奏請せざりしは、彼の明智光秀が所爲に比すれば遙かの相違なるをもて、先輩は異口同音に御謙徳の然らしむる所と賞賛し且つは此事情を、

慶長五年關が原表の御一戦に御勝遊ばされ、逆徒の張本(中略)其外佐竹、上杉家を始め(中略)或は知行を減小にて所替(トコロカ)又は領知を召放さる秀頼などの儀も、國取りの平大名並みになし(中略)日本國中に於て異儀に及び申すものとは、一人もこれなく候處に、將軍宣下の御沙汰も御座なく、御官位等の儀も以前の内府様にて、三四箇年が間も御座遊ばさるとこれある儀をも、其時代より天下の諸人、

共に不審を立て候となり、此儀をいかゞ聞及ばれ候哉、答へて云、總じて自然天然の道理を用ひずして、事のしるしを急ぎ候とあるは、皆以て小人の好む所にして、宜しからざる由申傳へ候、權現様(中略)我等將軍なりと云ふは遅からの事にて、天下の萬民安堵の義式などを定むるとあるが大切の事なり、其上諸大名の儀も、爰かしこ國がへ、所がへとありて、事おほき中に取りまじへ、我等の將軍成るとあるは及ばざる事に付とある上意などもこれある由、(落穂集)

などあり。こは尤も能く表面の情況を寫したれど、實際はさにあらず。前項にも述べたる如く、家康は其實を先きにして其名を後にする主義なれば、關原役平定後、直ちに將軍宣下など、彼の明智光秀の二の舞をなさんか、夫れこそ大變、關原役平定は、其大局面よりいへば、家康は主將の地位にありしなれば、此人の功といふは當然の事なれど、其實際の戦闘に於ては、徳川氏の諸士は僅かに家康の第三子下野守忠吉、之に副へたる井伊直政、其他二三の人に過ぎずして、其大部分は、豊臣氏恩顧の福島正則、池田輝政、淺野幸長、黒田長政、加藤嘉明、蜂須賀家政、堀尾吉晴などの功勞に由りしにて、此輩何が故に斯く豊臣氏に不利なる家康のために死力を盡し、かといふに、元より石田三成と不和なるに因れるは勿論なれど、下野小山に於て上方の變報に接せし日、此等の人々は家康に向ひ、此度の事三成一人の策略にて、秀頼は幼年の事なれば、存せざるは申すまでもな

し、内府(家康)に於て、向後とも秀頼に對し御疎意なしとならば、我々罷り向ひ切崩すべしと、詞をつがひたる事なれば、家康いかに思ふとも、直ちに將軍宣下など、口にするに於ては、當時關原大淀の銳氣滿々たる此輩、すはとて伏見に攻めかけんは必定の事、家康いかに思ふとも、斯る見易き形勢に逆ふの愚をなすべけんや、是れ將軍宣下遲延の一由なり。家康既に大權を掌握し、賞罰一に意の如くなし得るに於て、豈に難を知りて名を求めんや、故に先づ江戸と大阪との間の障壁たりし此諸將を、遠く中國、四國、九州等へ追ひ斥け(轉封)、其跡へ自家の將士を入れて、江戸、大阪の聯絡を堅うし、暫く四方の形勢を伺ふ、是れ遲延の第二由なり。されど細かに考ふれば、猶左の如き一因由あり、請ふ下に述べん。

家康既に大局面を觀察するに、何れも内府公の御恩莫大の聲高く聞えて、又昔日の石田三成の如きもの絶えてなし、是に於てか名實共に併有せんと企圖は蓋し當然の勢ひなり、よりに清和源氏なるを以て征夷大將軍たらんと欲する、亦當然の事なり。然れども先きには豊臣秀吉、關白職を以て諸大名に臨み、しかも不世出の質とて諸事傲華なる上に、朝廷に對し奉りての其儀式等は、總べて故實典章に則りしを以て、當時禁中に於ても、諸事復古とて堂上堂下共に稱譽したる程の後を受くる事なれば、今將軍職を拜せんには、不本意ながらも、(家康の性質としては)これと同じ禮儀を講

せざるべからず、然るに家康は、信長、秀吉の時代をかけて、質朴なる田舎武士といふ綽名を得し人なるに、其片腕も頼む井伊、本多、酒井、榊原、平岩、大久保などの面々は、鎗執りてこそ萬夫不當の勇將なれ、衣冠の進退禮節にかけては、京童のいふ吾妻夷なり、こゝに於て先づ近き足利氏の例を避けて、遠く鎌倉の例に因るとせんも、吾妻鏡など、(家康好んで吾妻鏡を讀ませて聞きたり)其禮節の如きは確かに考ふる所なきをもて、當時の耆宿に就て古實典故を咨問する事となせり。其人々は、堂上家には三條西公條父子、中院通勝、日野輝資、舟橋國賢父子、山科、高倉、飛鳥井の諸名家より、武將には細川幽齋、山名禰高等の人々を、或は親しく招請し、又は家臣を遣はしなどして、朝廷、幕府の典例を究めたり。殊に家臣中にも井伊、本多の如き人々は、到底斯る事に充つべくもあらず、よし強ひて之に充つるも、萬一過誤失錯ありて、人々に指笑せらるゝ事もあらば、從來の勇名も地に墮つべく、此輩の勇名の名折れは即ち自家勇名の名折れなれば、乃ち其以下たる若手の近臣永井直勝、本多正純等をもて之に充て、専ら禮式講習を勉めたり。是と同時に朝廷に於ても、將軍宣下の儀式は、足利義政以下略儀をのみ御用ひありしをもて、今式正の將軍宣下とありては、其故典を尋ぬるに日を費さざるを得ざりしなり。斯る情況なれば、中々容易に宣下の奏請をなすべくもあらず、是ぞ或は宣下遲延の第一因ならんも知るべからず。

〔將軍宣下〕 斯の如くして漸く慶長八年の二月に、征夷大將軍、源氏長者、淳和、非學兩院別當に補せられ、右大臣に昇進ありて、牛車を聽され、隨身兵仗を賜りたり。以後代々の例とはなれり。此時牛車、冠服等は總べて式正を用ひられしかど、朝廷に於ては前日に陣儀(上卿、職事、奉行、外記、大史等參仕し、清涼殿に於て豫じめ宣下の事を奏上する御場所の儀を、俗に斯くいふ)も行はれざるをもて考ふるに、猶御略式を用ひられしが如し。されば落穂集に四五年の間内府云々などあれど、慶長五年より僅々中二年を隔てし事なれば、決して遅しといふべからず、否寧ろ速かなりしといはんか。

家康の將軍宣下は、流石に大阪を憚りてや、其準備等は極めて秘密にせし如く、書籍の上には毫も見る事なく、慶長八年の二月に至りて、突然と將軍宣下の事を大行に書きなしたり。唯一二の堂上家の記録に見えたれど、夫さへ臆げの記載なれば、何日頃よりか、何月よりかとの的實なる準備の様子は、今攻ふべくもあらず。よし一二書記せるものあるかに覺ゆれど、そは皆後人の偽作なり。

〔大阪の對抗〕 右の如く家康の將軍宣下は、表面上は咄嗟の間に成りし如き有様なれば、大阪方にては實に大驚愕をなせしものゝ如く見ゆ、そは家康將軍宣下より一箇月を隔て、四月廿二日に、秀頼、内大臣に進みたりし一事なり、しかも秀吉時代の例の如く、勅使態々大阪城に下向ありて、此

宣下の式を行はれたり。元來秀吉の薨去に先きたち、秀頼様御爲可_レ勵_ニ忠勤_一と血判の起請文を差出したる家康、秀吉の薨去後、秀頼様御後見として伏見に罷在るといふ證文を出したる家康、秀吉が常々、江戸内府の實意の厚き事は上様(秀吉)能く御存じといはれて、遺言状にも其通り秀吉が書置きたる家康、斯く大阪方にては頼切りたる家康なれば、關原役平定後、自己の心次第に諸事振舞ひたれど、是れ皆天下(秀頼)の御名代、秀頼様御後見と思ひ、誰ありて疑ひを容れざる上、今にも秀頼様御年頃にも成りなば、天下(政權)を御戻しあるべしと思ひ居たるに、急に將軍となりて、天下を支配すと聞きては尤も千萬の事にて、これに對して對等とまでは行かずとも、伯仲位の地位にかじり付きて、俄かに家來扱ひにせらるゝを避けんと思ひ、更に進んでは、やがて秀頼様御年頃にもなりなば、關白職を奏請して、將軍職の上に坐せしめんと思ひしは、淀殿始め大野治長などの類にありては無理ならぬ事にて、儲こそ家康右大臣に陞りたればとて、秀頼の昇進をも奏請し、しかも秀吉時代の如く、堂々として家康の向うを張りしなれ。これ實に時勢の大局を悟らず、徒らに瘠せ我慢を張りて、吾れと我が首に刀を加へしに異ならざれど、其心意を察すれば、哀れ至極といふべし。

〔千姫の入奥〕 家康は、大阪方の如上の形勢を見るや、俄かに懇親を表して其氣鋒を緩めんと、

是の年(慶長八年)七月、嘗て秀吉の遺命に依り縁約ありし孫女(秀忠の長女千姫)を、大阪城に入與せしめたり。元來戰國時代の養子又は嫁娶には、左の意味を含蓄す。

一、養子若くは縁女を以て人質に擬し、其生家反復の豫防に充つ。

一、養子若くは縁女を以て彼我懇親の機關となし、互に相援引して自強に備ふ。

一、養子若くは縁女の關係により、先方の情況偵察の便利を得。

一、養子若くは縁女を以て陽に懇親を表して、陰に他日攻撃の種子を蒔く。

大凡そ以上の如し、されば秀吉が此婚姻を約せしは、眞實に家康を頼み切りたるを以て、前半の二條を採用したるに相違なし、然るに今家康が俄かに此婚姻を實行せしは、確かに後半の二條を採用したるならん。何となれば、婚姻とはいへど、此時秀頼年十一にして、千姫の年僅かに七歳なるを見ても察せらる。是に於て大阪方上下の悦びは申すまでもなく、従つて家康に對する猜疑心も少しく緩みしと共に、自尊の意氣一層高まりしは、何處までも家康の術中に墮落し了れるなり。されど恩顧の諸將の中には、早くも家康が他日何かと難題を申掛けんを看破せるものありて、寄りく之に備ふる申合せをなしたりと見えて、

去七月祝言(秀頼と徳川氏)之時、上方大名(徳川氏關東に在るを以て、秀吉時代より、徳川方を

指して關東大名といひ、徳川方よりは、豊臣方を指して上方大名といひたり)秀頼公へ疎略有之之間敷之由、致三誓紙之由、風聞專、羽柴左衛門大夫(福島正則)取行云々、(當代)こは徳川方の記録なるに、猶此説を記載しあれば、之を讀みても、此婚姻により、大阪方の情況偵察の便を得たるを證すべし。

家康の朝鮮講和と大阪

朝鮮講和の真相——韓僧松雲——和議の成立——家康の退老及び對大阪策

〔朝鮮講和の真相〕 家康既に征夷大將軍として全國に臨み、織田、豊臣若くは足利以前よりの名家驍將、誰れ頭を上ぐるものなしと雖も、未だ以て其の心を安んぜざるものあり、他なし、朝鮮國是なり、否寧ろ明國これなり。秀吉征韓の舉ありて以來、我が諸將士は、悉く朝鮮國の柔弱にして取るに足らざるを知悉すると同時に、明國の大國なるをも知悉せり、殊に古來漢土を以て文物の本宗として崇信し來れる腦裡を以て、四百餘州といふ聲に聞怖したる面々、實際朝鮮國に於て闕ひ見れば、思ひの外手答へありしを以て、既に征韓を以て明國の怒りを買ひたれば、何日何時彼れより逆寄せなし來らんも測られずと、昔の元寇に鑑みて、内心竊かに警戒せしは、當時の情況なり。さ

れば家康もこゝに見る所ありて、關原役鎮定後、先づ宗義智ソウギチに諭して、朝鮮國に講和の事を申込むべきを命じたり。此事を我邦の諸書には、家康より敢て和を求むるにあらず、然れども彼の國にして和議を欲せば、我れ亦之を拒まずと言はしめたりとあれど、こは表面體裁を飾りたる一言を録したるものにて、實際に於ては、中々さる立派なる命じ様にあらず、宗家の傳へには、予（家康）元より朝鮮國に對して敵意なきは、其方（宗義智）の知る所、然るに秀吉無謀の軍を起して、彼れを惱し、より、今に於て彼我殆んど敵國の如くなり、予今全國を平定せしと雖も、萬一にも彼れより兵を向けなば、我が朝蒙古の來寇以來なき所の國辱を受けん事、尤も以て殘念の至りなれば、其方何様にも致し、和睦の事を取計らひ候へとの命なり。元來宗家は對馬を領するを以て、常に其人民朝鮮に往來交易し來りしが、秀吉征韓の師を出すに當り、此事頓みに止み、從つて對馬の民此利を失ひ、上下頗る困迫を極むるの秋（トキ）なるをもて、大に之を悦び、先づ宗家に虜となりし朝鮮人を厚く恤みて國に歸らしめ、諭すに日本大將軍は源家康にして、先きに朝鮮を侵したる平秀吉（當時明及び朝鮮共に秀吉を平姓と誤れり）は既に死し、從つて國情一變し、源家康は尤も朝鮮に和を請はんと欲し、宗氏に此事を命じたるを以てして、其國の官吏に告げしめたり。朝鮮此言を聞きて輒く信せずと雖も、前年の捕虜を還らしめたるにより、半信半疑となりて、兪知、錄事などいふ輕き役人を對馬に遣し

て、其實情を探知せしめたりしに、宗家に於ては、此輩を以て恰も勅使の如く鄭重に取扱ひて、只管和議をのみ懇請したり。されど兩國の和議は、元より斯る輩によりて成立すべきものにあざれば、此二人歸國したれど、彼れより何等の申越す旨もなければ、更に捕虜の、諸大名の許にあるものを悉く歸國せしめて、信義を表せんことを幕府に建議し、追ひ（ノ）と歸國せしめたれど、彼れ猶未だ和議に應せざれば、島津義弘の許に、朝鮮國の貴族にて金光（一には金光若ともあり）なるもの（一）在るを聞き、之を對馬に呼寄せ、宗義智親しく前條の意を申含め、且つ左の意味の書簡を渡して歸國せしめたり。

（上）中國指日本、爲東方君子國（中）及其季運、國屬艱虞（中）不知中國之貴、不覺善隣是實、君子之國、變爲猛獸之國（中）近來有平秀吉、始不知何名、身長田畝之間、氣凌雲漢之外、國王聞其爲人、召授衣冠、一日九遷領關白職（中）一朝命義智曰、聞昔朝鮮差信使（中）爾來日本雖差信使、朝鮮欠使者久矣、汝速超海誘使、復舊則可也、是以己巳（我天正十七年）義智身自超海、余及調信亦從後、廷議紛然、不能速決（中）壬辰果及大亂（中）吾槐門家康公、任太閤秀吉遺命、多年乞和於貴國、々々未示諾不諾之事（中）足下久作客、熟知日本時勢、凡所見聞、不遺一毫、請稟諸閣老、以信使過海、爲和交之驗、乃是足下忠于貴國、莫大焉、云々（仙果稿）

こは慶長八年、僧玄蘇が義智に代りて草する所、此時宗家の老臣柳川豊前守調信も、左の意味の書を金光に渡したり。

(略) 數年大亂緣由、是無他、日本塞_三貢路(明國への)者年久矣、因_レ茲庚申_三憑_三朝鮮_三通_三書契、要_レ開_三貢路、朝鮮不_レ聽_レ之(略)故及_三戰鬪、不_レ日而到_三平壤、於_レ是沈_レ遊擊入_三吾營、問_三起兵緣由、僕以_三前事_一答_レ之(略)於_レ是天朝欽差冊封之使過_レ海、太閤頂_三戴冊封、以稱_三萬年々々萬々年、群臣亦戴_三朝冠_一而大事已成(略)朝鮮二王子應_レ請還_レ國、朝鮮使_三一王子過_レ海伸_レ謝者是道也、僅差_三一介使臣_一伸_レ謝、蓋不_レ是護_三日本_一者乎、云々(朝鮮講和書契)

以上は宗義智が家康の旨を受けて朝鮮國に諭したる大意にて、之を細かにいへば、秀吉が征韓否征明の師を起したる意を偽りて、明國へ朝貢するの道を借るを諾せざるよりの事とし、秀吉の遺命にて多年和を請ふといひしなど、彼我を偽りたる申し條なる上に、明國の使節を指して天使といふに至りては、屬國の禮を執れるにて、言語道斷の次第なれど、此時明兵數千朝鮮に滞在し、何日何時日本より襲ひ來らんも計られずと、安き心もなく不慮に備へつゝ、在るを買ひ被りて、此等の書類は必ず明將の手に入るに相違なし、然る時は一向に明國を上國と書きなし、前年の戦ひ單に朝貢の借路の行違ひより起りたりとあれば、彼等亦、猶は日本は當初より明國を崇敬せる事、今も同じと思

ふべく、且つは日本に毫も叛心(明國より見る時は)なきを證せんとして、故らに斯る卑屈極る書辭を用ひしなり、既に我れより彼れに向ひて、和を請ふと公然と明言せる上は、元より國體國威などは顧みざるにて、所謂成功を拙速に期したるべきも、今より見れば、拙策といふべき歟。

〔韓僧松雲〕 右の書朝鮮に達したれば、彼れも漸く我が講和の眞情を知りたれども、何事にも猜疑深き國情とて、中々早速和議を承諾せず、又々我が國情探偵のため、前年對馬まで來れる孫文或といふものに、僧惟政を差副へて遣はし、同時に對馬國主たる宗家の君臣に、舊に復して朝鮮の官爵を授けたり。但し宗家にては之を非認するが如くなれど、其家老の柳川調信が死後、僧玄蘇の書きたる碑文には、確かに嘉善大夫を授けらると書きたり。(嘉善大夫は正五品に當る事、彼の國の書に見えたり) 此僧惟政といへるは、彼の國にては松雲大師と貴ばれて、文祿、慶長に涉れる征韓の變亂には、惟政主となりて僧侶を驅り集めて僧兵隊を組織し、自ら僧兵大將として各所の戦争に加はりしが、(さしたる戦功はなき様なり) 此時彼の國人等が尤も畏れをのゝきて鬼上官と諱名したる加藤清正が陣營に、使節として往來問答したる事は、我國の書類にては、征韓録及び兩國和平條件などに見え、彼の國の書には、主として松雲大師舒難録に見えたり。蓋し彼の國にて我が國情探偵としては、此時尤も至難の事なれば、其人物を精選して遣はすべきは勿論なるに、當時敗亡の

後とて其人に乏しく、已むを得ず此僧を遣はしたるならんも、又他に左の理由あるにも依るならん。

第一は、本邦上古遣唐使を止めしより、漢土へ往來せるは遊學の僧侶のみにして、俗人は殆ど絶無なるに、鎌倉の末より足利氏に至りて、此遊學僧を以て我が使節に代用し、中にも周防の大内家などは、明朝へ使節を派せる事頻々たりしも、悉く僧侶を以て之に充てたり、故に明史日本傳にも、其俗信佛と書し、且つ明版の三才圖會には、日本人として僧を畫けるを見ても、當時明韓の間に、我が習俗を誤認せるに因る事。

第二は、兩國戦後の情好を通ずるに、前日互に鋒鏑の間に相争へる人物を派するは、感情上より或は衝突を來さんも計られず、頗る危険なる上に、さもなき人物を派すとすとも、官人と官人との應接は、彼我互に局面を刷ひ、爲めに内情の眞を明らめ難き點ありて、事に於て遺憾なき能はず、故に此等を除きて世外者を以てする時は、元より世外者なれば、事に於て圭角なく、且つや僧侶は元來多少の辛酸を嘗むる所あり、從て臨機應變の頓智に富めるは、尋常執袴輩に比して優る所あると、殊には我國此時僧侶を以て外國の書信を掌らしめられたれば、(現今の外交通譯官の如し)彼れ亦之を費用して、僧侶同土宗教同臭味の私交上より、將た我が俗佛を崇信すといふを以て、

幾多の人士に接するを得て、あらゆる方面よりして、内部の事情を觀察するに便ある事。

以上の二點に因るならん。然るに此惟政は僧に似合はざる大の法螺吹きにて、彼れが我國に來りて、上は幕府の謁見より、下は個人的私交に係る事を、彼れの舒難録に仰山に書載せたりしが、徹頭徹尾妄誕にして、其暴虐なる情況を書立てし如き、本邦人としては、いかなる兇漢と雖も夢にだも爲し得ざる事のみを、事實の如く書きなせるを見ても、當時彼れが自國へ歸りて、いかに己が手柄を吹聴せしかは、察するに餘りあり。蓋し朝鮮が、近年まで我國に對する感情は、此惟政が誤れる報告に起因するもの、如し。但し此時我國僧侶の惟政に對する、其崇敬の渾きこと恰も釋迦に對する如く、毫も國威國體を省みざる如きは、最も笑ふべきの至りと雖も、是れ或は家康が内旨を下して、彼れ惟政が歡心を十二分に得、これに依て和議の速かに締結せられん手段として、故らに斯くなさしめしものならん。

〔和議の成立〕 さて、家康は、朝鮮使節來朝の報に接するや、直ちに宗義智に命じて、之を京師に同伴せしめ、自身は其京着より少し後れて上洛し、且つ秀忠に、東北の大名數十人、總數十餘萬の同勢を隨從せしめ、續きて上洛の途に就かしめ、其伏見に入るの日は、中國、四國、畿内の諸大名をして、此隨從に加はらしめしかば、上下の大勢なる、古今未曾有と諸書に見えたり。而して家

康は、特に宗義智に命じて、朝鮮の使節を伴ひ、伏見に出で、秀忠入洛の行装を見せしめたり。こは日本の諸大名、今は悉く豊臣氏の下を去りて、自家に臣服せるの實況を彼等に會得せしめ、依て以て和議締結の種子となさん方略なるべし。果して家康父子、伏見城に於て彼等を召見するに當り、異議なく和議の談判は調ひたり。よりて宗義智に此度の功を賞して封を加へ、又朝鮮の使節には厚く物を與へ、且つ近日將軍の職を世子秀忠に譲るを以て、今後秀忠を以て日本大君と稱すべきを告げて、歸國せしめたり。

〔家康の退老及び對大阪策〕 家康は、朝鮮の講和其緒に就きたるを以て、直ちに上奏して秀忠に將軍職を譲れり、實に慶長十年四月なり。茲に於て大阪は彌々目の上の瘤となりたり、特に朝鮮と和議成就せしに豊臣氏をして猶舊態に安座せしめ置くは、彼れに對して都合悪しきは當然の事なれば、一般諸大名同様に自家に臣服せしめざるべからざるは、亦當然の事なり、否豊臣氏を斃して、根本より明韓の信を得んとの冀望は、蓋し當然の情勢なり。されど大阪方は自若として毫も動かす、斯る事あるをも、そしらぬ顔に澄まし込みて居たるを以て、家康は頓みに高臺院淺野氏(秀吉の政所)を介して、秀忠に將軍職を譲り、既に其宣下及び拜賀等の儀式も滞りなく済みたるにより、秀頼自身上洛して、其慶賀を洩ぶべしと大阪へ申入りしに、果して大阪方の上下喫驚し、秀頼の生母淺井

氏(淀君)に至りては大に怒り、強ひて秀頼に上洛せよとならば、自ら秀頼を害して自殺すべしとまで絶叫せしは、當代記、慶長見聞録案紙等の諸書に見えたり、且つ同書等には、此事(淀君の激昂)の次に、是れは西國大名加藤、福島等の内通に依りて也とあり、此内通とあるは、家康が既に豊臣氏を滅さん秘計の内通にあらずして、單に教唆といふ位の意味ならんも、徳川方の記録なれば、大阪の動靜を伺ふ毎に、加藤、福島等を聯想して猜疑せしは明白なり。要するに、こは、家康が大阪方の氣勢を測る試金石なるべきも、斯る勢ひにては俄かに屈伏するを得ざるのみならず、事に因りては大亂を起さん計られず、若し然らば、明韓の懷柔漸く其緒に就かんとし、従つて内部の大名屈伏手段も、亦漸く歩を進めつゝあるに、所謂大事の前の小事なればにや、家康更に俄かに手を反すが如く其氣勢を緩め、自身及び秀忠の名代として、上總介忠輝(家康の第八子)等を大阪に遣し、秀頼を慰問せしにより、紛議忽ち熄みたり。

大阪に於ては、此慰問に依て上下得々として、遂に奏請して秀頼、右大臣に昇進せり、(時に家康は右大臣、秀忠は内大臣)是れ大阪方に於て、徳川氏に對する權衡手段なるべし。されば家康早くも此手段を看破し、遂に奏請して、武家の官位は、悉く幕府の奏薦にあらざれば、任叙あるべからずとの許可を得たり、茲に於て大阪方にては、もはや秀頼の關白職たるべきとの望みは水泡に歸したり、

其憂悶の状态するに餘りあり。家康既に秀頼が官位昇進の途を杜^ツぎて、其宿望の夢を破りしが、次に憂ふべきは大阪の財力はなり。よりて滅殺手段として大阪方に諭すに、故太閤の時造營ありし名社大寺、今漸く破損に赴けり、されば之を修造ありて、一は故太閤の孝養に備へ、一は以て秀頼の名を萬世に傳ふべきを以てせしに、何がさて淀君は婦人の事とて、大阪の年を逐うて逆境に沈むを悲歎せる際なれば、神社佛閣を修造し、其功德に依て冥助を得て、再び花咲く春に逢はんと迷信よりして、畿内はいふに及ばず、苟くも秀吉に由緒を持てる社寺を修造せしもの、年々歳々殆んど止まず、さればこれに依て思ひ寄らざる幸ひを得たるは神官、僧侶にして、此時の建築の今に残れるもの、猶京攝間に在るならん。

前田島津の兩氏、秀頼の上洛

松平利光——松平家久——琉球内屬——秀頼の家康候間

〔松平利光〕 家康明韓の事既に憂ふるに足らずと視るや、直ちに將軍職を秀忠に譲りて、自家の地位を固くし、己れは大御所^{オホミヤ}と仰がれて、隱然諸事を裁決せるは、上代の院政の如し。此堅實なる威力を以て豊臣氏に臨むの形勢を視て、機敏なる進退をなせしものは前田利長なり。利長は秀吉の

遺命にも、加賀中納言として、江戸中納言(秀忠)と同じく、第二の保傳(秀頼の)と定められし程なれば、其門地といひ、封祿といひ、當時一般に第二の豊臣氏と矚目せられしに相違なし。されば今徳川氏、龍虎の威を以て豊臣氏壓伏の手段を執る、其成功の曉には、必ずや彼れ(徳川氏)が鋭き爪牙は自家の頭上に襲ひ來らんは、炳焉として火を視るが如くなり、さりとして昨日までは同輩視したる秀忠に對し、いかに時勢の變遷とはいひ、首を低れて臣禮を執るも快からずとてや、此年(慶長十年)其弟猿千代を携へて上洛し、家康父子に謁して、自身は近來多病にして迎も軍政に堪へ難く、且つは實子もなければ、猿千代に封を譲りて、心安く病を養はんと申出でたるは、(前田家譜)中々巧妙なる處置ならずや。是より先き猿千代は、既に利長の嗣子と定まり、秀忠の女を以て之に嫁するの約ありしに、今利長、四十餘歳の有爲の年齢にありながら、病ひと稱して軍政を辭するは、取りも直さず加能越百二十萬石の大封を徳川氏に差出したるも同様なれば、家康父子も大に悦び、やがて秀忠、猿千代に首服を加へ、松平氏を興へて(是までは羽柴氏を稱せり)懇志を表し、松平筑前守利光(後利常と更む)と稱せしめたり、よりて利長は金澤城百萬石を利光に譲り、自身は能登に隱居して、僅に二十萬石を以て賄ひ料とせり。これよりして前田氏の國政は、一より十まで徳川氏の監督する所となり、其君臣(前田氏)は擧つて自家の長久にのみ汲々たれば、何ぞ豊臣氏を省るべき、

況や天下をや。是れ實に豊臣氏にとりては一大援助を失ひ、非常の大打撃を被りたるなり。

〔松平家久、琉球内屬〕 前田利長の進退に次いで亦機敏なるは島津忠恒となす。島津氏は、いふまでもなく關原役には石田方として、しかも中々の強敵なりしに、平定後徳川氏が氏に對する處置は、自餘の大名とは酷く異例にして、島津家舊記に據れば、家康及び其老臣等よりも、使者に誓書を齎らして薩摩に遣し、百方其君臣を慰諭し、且つ本領相違なき事を堅く約して其上洛を促し、剩へ忠恒上洛して家康に謁するに及びては、又當年の敵對を責めざるのみならず、自分の許に隠し置きたる浮田秀家の命乞ひさへ聞届けられたる上に、徳川氏が頻りに城普請をなして、諸大名に其手傳ひを課するに拘はらず、島津氏には之を免するなど、優待至らざる所なきは、恩を以て彼れが鋭鋒を挫かん手段なるべし、是に於て島津氏も、只管一意専心に徳川氏を奉戴するに至れり。(内情に於ても當時は實に然りしもの、如し) これ亦既に豊臣氏を省みず、況や天下をや、唯自家長久の計に汲々たるのみ。既にして前田利長退老して、弟利光松平氏を與へらるゝを見て、亦之に倣ひて自ら松平氏と家康の偏諱とを受けて、(こは忠恒、本多正信父子と最も親睦なりしかば、必ず此手を経て内請せしと思はる) 羽柴陸奥守忠恒を更めて、松平陸奥守家久と稱するに至れり。然れども猶これにても安んぜざりしか、家康に請うて、琉球國王を内附させ、以て外患を絶たん事を企圖したり。

蓋し此時宗義智は朝鮮講和の事に盡力せるを見て、己れ亦琉球王内附の功を樹て、これに依て自家の地盤を堅固にせんとの意思に出でしが如し。既にして宗義智が朝鮮講和の功成りて、慶長十二年八月に、彼の國の使節を携へ江戸に至り、講和全く成るを見るや、(此講和を諸書に、我れより和を求めたりとは書せず、彼の國にて、數年明兵の在番に困しみ、我國に使者を上りて和議を請へりとあるは、此方の事情に就て眞を語らざる點はあれども、當時一般に斯く言ひ觸し、と見えて、能く彼の國の眞情を穿てり) 今や優柔不斷の琉球人がいふまゝに遷延するの時にあらずとなし、慶長十四年二月に兵を發し、彼の國を征して其王を虜にす、直ちにこれを携へて江戸及び駿府(家康の隱居所)に至りて、其處分を申請せり。假令ひ弱小國なりと雖も、一外國王を捕虜として我國に引致せるは、古今未曾有の功といふべし、されば幕府も大に其功を賞し、彼の國を島津氏に支配せしめ其王は釋して歸國せしめたり。

〔秀頼の家康候問〕 右の如く文祿以來、常に我國將士の腦裏に來往せる朝鮮は、手もなく講和となりて使節來聘し、琉球國王は捕虜となり、釋されて本國に歸るなど、彼の秀吉の時に於て幾多の人命を斷ちて、其終局いづとも分かぬ最大難事の、斯くまで輒く成功せしは、偏へに御武徳の廣大なるに依れりとは、蓋し當時に於て朝野一般のいひ草なりしならん。(實に然り、但し内實はともか

く)こゝに於て漸く我を折りしは大坂方なり、既に前田氏には離れ、太閤すら殆ど持て餘したる朝鮮も降参す、且つは官位昇進の途は杜がれて、關白職は望みもかけられず、彼れといひ是れといひ、今は對等の我意を張切れぬは自然の勢ひにて、秀頼も、家康が第二回目の召還には、先度の如く抗すべくもあらねば、慶長十六年三月二十八日に上洛して、二條城に於て家康に謁見せり。しかし此時とても、淀君は婦人の常として、秀頼の身上に異變あらん事を懸念して、中々承諾せざりしかど、福島正則、加藤清正等頻りに勸告して、漸く上洛を遂げさせたりと諸書にあるは、さもあらなん。但し正則は、此時秀頼に随伴して上洛すべかりしに、俄かに病ひと稱して大阪に留りしは、實の病ひか、將た別に何か子細のありしか、そは詳かならねど、是れぞ正則が家康に疑はるゝ點の一つとはなれる。之に付て徳川方の記録とも看做すべき慶長聞書等には、左の説あり。

秀頼、二條城に於て、大御所へ御對顔の筈にて上洛の時、福島正則は兼て秀頼供奉の筈なりしに其日に至り、俄に病氣と披露して供せざりしを、人々評して、大夫に似合ぬ仕方なり、但しは御當家を憚りて遠慮せられしかなど申し、を、後に大御所様聞召されて、それは其方其の不案内なる評判なり、あの時正則が供せざりしは深き了簡の有りし事にて、若しも上洛したる秀頼の身上に何事ぞある時は、正則は淀殿を介錯して、城に火をかけ、其身も供す(自殺)べき下心にて、態

と病氣と披露して、跡に残りたるなりと仰せられ、云々、

此時徳川氏は旭日の勢ひ、豊臣氏は落日の有様なれば、家康にして秀頼を害せんと思は、何ぞ欺き呼寄せて殺すが如き、卑怯をなすべけんや、こは辯するまでもなき事なれども、何様昨日までは秀頼様御名代たりし家康が、今日は秀頼を自分の膝下へ呼寄するといふ變遷よりして、些細の事までも世人の談柄となりしには相違なし。但し其時秀頼の行装は極めて簡略にして、尋常の大名と同じかりしは事實にて、其狀況を、

秀頼、二條へ登城の時、途中の行列は七組衆の内御供にて、漸く百人程に見えたり、秀頼自身は鎧二本、對の箱に打物と申す程にて、駕籠に乗られしが、平大名の如くなる様子なりしかば、其行列を見んとて、態々出られたる老若男女、太閤繁昌の昔を想出し、變れば變る浮世かなと、皆涙を流したり、云々、(聞見集)

斯の書、何人の著か詳かならねど、能く當時の情況を簡單に寫したり、實にや秀吉の恩澤未だ残り、當時の隆盛豪奢の眼中に存せる人々が、舊恩に感じて懐かしくも慕はしくて、其行列を見んと出掛けしに、思ひきや、昔日の俤はあともなく、微々たる行装に今昔の感慨起りしは、さもあらなん。又此時加藤清正、淺野幸長等は、秀頼を途中に出迎へ、(清正は家康の子頼宣を、幸長は同義直を、

家康より迎へとして遣はせしを同伴せり。直ちに隨伴して二條城に詣り、秀頼謁見の式畢りて、隨伴の將士に賜予ありしに、落穂集等には、

秀頼、二條城にて御對顔の時、供の人々にも御目見仰付けられ、夫々に御詞をかけられ、中にも加藤清正、淺野幸長等には御刀を下されけるが、幸長は其時するくくと御上段の際へはひより、謹んで頂戴しけるが、清正は御上段際まで進みより、御刀を賜はると、暫く眼を閉ぢて空を仰ぎさて頂戴して退きけるが、各々退出ありし後、大御所仰せられしは、先刻清正が空を仰ぎし其方を考ふるに、愛宕山の方に當れり、急ぎ人を遣はして見せよと御誼に付、愛宕山別當へ人を遣はし、此近日の祈願者を尋ねられしに、果して清正より、秀頼上洛の事異儀なく相濟む様にと、別して丹誠を抽んで、七箇日護摩修行の願文あり、これを持歸り上覽に備へしかば、何の御誼もなかりしが、これよりして、とかく清正には御心を置かせられしとなり、云々、

又大阪方とも評すべき記録類反故撰には、

家康公、秀頼公と御對顔ありて後、公密かに本多正信を召して仰せられける様は、予今日秀頼の生立をつくく見しに、流石故秀吉の子程あり、中々制を人に受くべきものにあらず、行末こそ心掛りなれとありしに、正信御請に、某も左様に見受申して候、去乍ら某きつと存じ付きたる事

候へば、必ず尊慮を勞し給ふべからずと申して、程なく姫君(秀忠の女、秀頼の夫人)付の役人を呼びよせて、急度申渡しける様は、秀頼公は太閤の一人子にておはせば、大御所様には、其御子孫の繁昌をと思召すなれば、假令いかなるものにもあれ、秀頼公の御意に叶ひたる女子は、幾人にも御側に差上げ候へ、若しも婦人の常として、嫉妬の心より支へ申すものもあらば、大御所へ申上ぐるに及ばず、直に某急度成敗申付くべしと、嚴しく申されしかば、これより自然と秀頼公を女の中にのみ置きまわらす、云々、

以上の兩説ともに、元より確説として信じ難しと雖も、徳川氏方にては、飽くまでも豊臣氏恩顧の將士には心を許さざりしと、秀頼が、世にいひ囃さるゝ如き愚物にあらざりしとの参考には資するに足る。其他加藤清正に就ては、

秀頼公、二條城より直に豊國社へ御參詣あり、御歸路、清正公は、伏見の御邸より船中に御供申しこゝにて用意の御膳をさし上げ候時、懷中より小脇差を取出して、再三押戴き、某今日始めて太閤の御重恩を、聊か報じ奉れりとして涙を流され云々、(清正記 等取意)

此説も豊臣方の記録なれば、此會合を以て、家康に害心あるものと看做したるなれど、こは實説とも思はれず。何となれば此會合は、初め清正等、家康の意を諒し、且つは豊臣氏の爲めを思ひ、辛

苦して大阪方を説伏せて舉行したる事なれば、初めより家康に害心なきは詳悉する所なり、況んや家康は、縦ひ内心に十二分の害心ありとも、此時に於てなすが如き卑怯の人にあらざるは、今更申すに及ばず。畢竟するに此會合は、大阪方の婦人輩が、事體の輕重を辨せずして非常に憂慮したると、徳川方の諸士の中に、秀頼今は平大名なるを、加藤、淺野などが猶主君視したる舉動に不快を懷きしとの雙方の感情(小人輩の)を寫したる反射鏡なりしより、斯る附會の説も起りしならん。因みに云、此時板倉勝重が家康の密旨をうけて、加藤、淺野、池田の三將を毒殺せしに、其座に列せし片桐且元のみは、巧みに詞を設けて此難を避けたりと、大阪陣の戦記類に一二散見すと雖も、こは俗説にして採るに足らざるは、こゝにいふまでもなし。

本多正信父子と舊功臣との軋轢

佐渡父子と康政忠勝——岡本大八事件

〔佐渡父子と康政忠勝〕 家康、關原役を鎮定して、全國統治の大權を掌握(幕府創立)するや、從來の大名的政治を擴張して、(徳川幕府は大名的仕掛なり)天下的(假りに斯くいふ)施治となすと同時に、軍事的政治を一變して、治世的施治となさざるべからず、是に於て權略縱横の奇材を擧げて

之に任せざるべからず、其結果として、昨日までは御家の重寶と稱賛せられたる萬夫不當の勇士も、今日は無用の長物と看做されて、空しく高鳥盡きて良弓藏るの歎あらしむるもの、亦止むを得ざるなり。さるからに本多忠勝、榊原康政、平岩親吉等の如きはいつとなく遠ざけられ、(本多、榊原は休息せよとの詞の下に封邑に就かされ、平岩は家康の第三子下野守忠吉の傳役となれり)正信父子、専ら政局に當るに至りて、同臭味のものを擧用するは、自然の情勢なり、されば此順逆の境遇よりして、往々甲乙互に不快の念を懷き、遂に内心相反目するに至るは、古今同轍の通弊なり。其一斑は、

榊原康政は、慶長十一年四月に、居城館林にて病氣大切の由聞召され、兩將軍家大に驚き給ひ、酒井忠世、土井利勝、伊丹喜之助等に醫師を相副へ、代るく御見舞として遣されしに、將軍家の御使には病の首を下げて慇懃に御受御禮を申されしが、大御所よりの御使には、床の上に座しながら、某も近來腸がくさりて、(康政嘗て軍議の席にて、本多正信が何かと助言申されしに、其方などの様に、味噌鹽の算勘のみに腸のくされしものが、か様の手立は分るまじと申されし事あり)斯様に罷成り候と申さる、これは大御所様に、近來御不足の存じ寄りありしより斯く申せしなり、(榊原家)請取意

本多忠勝は、關原以後はさしたる御用もなく、常に在所(居城)にのみありて隠居の躰なりしが、或時江戸より御使を下されけるが、其御受けに、此御禮には江戸へ參上申すべきなれど、近來腰がぬけ(忠勝常に本多正信を評して、佐渡の腰ぬけといへり)候うて、え參り申されすと申されたり、(武功覺書取意)

此二書は、共に其家臣の手に成りしものなれば、信を置くに足れり。いかに此兩將が正信父子の得意に對して不滿なりしかは、察するに餘りあり。

本多正信は、諸書にも徳川幕府創業隨一の功臣として、其言行を録せられ、殊に本佐録といふ書は此人の著撰と傳へられて、今も大方の賞賛を博せり。(但し予は、此書を正信の著撰となすには大に疑ひあり、書中に就て考ふるに、僧侶か、若し儒家ならば、餘り固まらざるものゝ作にて、正信の名を偽りしかと思はる)元より功臣たるに相違なきも、或は書の如く、賢人君子と稱譽するには不同意なり、子細に其人を究むれば、奇才縦横なるだけ亦隱險も縦横なり。

家康公御上洛の御留守中、(太閤時代)江戸にて毎日毎夜辻切ありて、いか様に制止を出しても一向其甲斐なき由、家康公聞召され、こは必定御旗本の若士らの仕わざなるべし、いかにせばやと御思案の折節、本多佐渡守、其頃は彌八郎とて御鷹匠なりしが、進み出で、此御使を某に仰

付けられなば、急度相止めさせ申すべしと申上げしに、常々彼れが申上ぐる事、能く思召すまゝに届きけるまゝ、さらば其方參りて制止申付けよとありしかば、彌八郎畏りて急ぎ江戸に下り、上方より急の御使に參りたる由披露して登城あり、御旗本の衆、誰れ彼れといはず、急に登城あるべしと觸れたりければ、すは何事にやと各々登城しけり、彌八郎罷出で、殿よりの御意には、長々の御留守中に旗本のもの共、別けて若者ら、晝寝ばかりして居るか、但しは腰がぬけたるか、御城下に於て晝夜となく辻切流行するに、一人も搦め捕り得ぬとは言語同斷の曲事なりと述べしかば、御旗本の衆中、あつと計りに頭を下げたるまゝ赤面して、とかく御受けにも及ばざりしが、漸く上座なる横田甚五郎、一同を見渡して、御意の趣一言の申開くべき詞もなく、迷惑仕り候、何様にも致し、急度辻切相止め候様に精を入れ申すべき間、宜しく申上げられ候へと申しければ、さらば罷り歸りて、其通り申上ぐべしとて、直に京都へ引返されたりしが、不思議には、その日より、辻切ははたと相止たり、云々、(武功覺書取意)

こは些細の事なれど、人の意表に出づるの奇才を見るに足る。又

或時台徳院様には、江戸御城西の方は御要害も淺間に見ゆるは、いかにも御氣掛りなりとて、本多佐渡守に御相談ありて、堀、石垣など仰付けらるべしと、夥しく木石を集めたりしに、ふと權

現様、駿府より御鷹野として江戸へ入らせられ、此躰を御覽じて、將軍には何所を普請するぞと御尋ねに付、奉行の人より、しかくの由申上げしかば、さらば我等來り居ては邪魔になるべければ、これより直ぐに歸るべしと御歸りありしを、佐渡守承るとひとしく、馬を飛ばして御あとを慕ひ、品川にて追付き奉り、御駕にすがりて、何とぞ私の一命を御助け下され候へと涙を流して申上げれば、權現様、そちはいな事を申すな、身が歸るに其方が命を失ふとは、氣ばし違ひしかと仰せられし時、佐渡守護んで、其事にて候、今度御城の普請の儀は、某常々心に掛り候は、此御城は西の方に限りて、何となく御要害淺間に見え候間、將軍様にも兼々其趣を申上げしに、これは大御所様の成し置かれたる事なれば、定めし深き子細ぞあらん、其儘に成し置くべき由仰せられ候が、何分にも某安心成り難きまゝに、堀、石垣にてもと存じ、かたの如く木石を取り集め候處に、此儀、殿の御機嫌に叶はずして、直ぐに駿府へ御歸りあられしと、將軍様聞召し候は、常々御孝心深き將軍様なれば、何條其まゝに御座あるべき、必ず私を御成敗ありて、御わび言仰上げらるべく、夫故私の一命御助け下され度と申上げ候、何卒これより御入城遊ばされ下され候様と、かき口説き申上げしかば、權現様にも御氣色和ぎ、何様此普請、よも將軍は申付くまじと思ひしに、偕は其方が才覺よな、よし／＼其儀ならばとて、又御引返し御入城あらせられた

り云々、本多正信は、常々權現様に對しては友達の如く、少しも急度改りたる事なく、權現様をば殿と呼び、台徳院様をば若殿と呼び申されたり、權現様、何事ぞ佐渡守に御相談の時、自分に尤も然るべしと存じ付き候へば、能く候／＼と殊の外ほめ申し、又自分に於て今少し如何あるべきなど思ふ折は、空眠りして聞かぬふり致され候故、權現様にも偕はと思召して、今一應御思案ありて仰出されしとなり、又權現様には、御腹立遊ばされ候へば、御口吃らせらるゝ故、自然に御聲高く、御小性衆など毎度御叱り成され候にも、その如くなれば、其者殊の外恐入り候躰を佐渡守見て、傍より其者の名を呼びて、殿の、か様に仰せらるゝも、其方を不便と思召し、能き人になれかしとの事なるぞ、其方の父、又は叔父とか兄とかの名を申して、彼れは、いつ何所に於て、か様／＼の働きて、殿の御用に立ちしは、今に御忘れもなし、夫故に其方にも早く、か様の人になれかしと、思召しての事ぞと申さるれば、權現様にも御氣色和らぎて、實に汝が親、又は叔父、兄は健氣のものにて、あの時の働きは斯くこそありたれなど御物語ありて、御落涙あるを見て、其者もかへりて面目を施し、染々有難く思はれける云々、(武功覺書 等取意)

又一説には、

神祖常に近臣の過失ある毎に、高聲に叱り罵りたまふを、本多正信傍にて承ると、其者に向ひ、

儲々汝は親兄には似ぬうつけものかな、汝が親兄などは、か様／＼の御奉公を仕たるものなるに、其子弟として何たるうつけぞと、散々にいひ罵る程に、後には神祖にも笑止に思召されてや、結局其人の親兄などの御奉公(武功)振りや仰出されて、御落涙あるを見て、正信重ねて、殿のあの如く仰せらるゝは、よく／＼御感ありての事なり、されば其方にも、早くその如くなれかしと思召したまふなるに、それを思はざればこそ、斯る過ちも仕つるなれ、此後は相構へて御奉公に深く心を用ひよと、いひ含めけるとぞ、實に輔弼の臣は、其用意も格別なる事なり云々、(反故獲等取意)

此二説、何れが眞なりやは究め難しと雖も、とにかくに正信が君臣の間、即ち老臣てふ重職にありて、能く常に其間を操縦したる一斑を見るに足る。既に過失ありて咎めに逢ふべきものも、正信が執成しの仕様によりて、結局反對に面目を施すといふ、然らば其裏面は、功勞ありて賞に預かるべきものも、正信が執成しの仕様によりて、結局反對に座するものありしなり、即ち前條に述べたる舊勳の面々が、漸く君側を遠ざけられ、不満に終れるが如き其一證なり。これのみならず、左の事あり。

内藤修理亮清成は、大相國(秀忠)未だ御幼稚の御時より、御傳として付けられ、深く頼み思召す旨、神君(家康)より御懇の仰せを蒙り、其後本多佐渡守をも相役アヒヤクとなされ、兼ては關東の奉行職

を承り、慶長六年には、青山常陸介忠成をも加へられ、三人として忠勤怠らざりしに、同十一年、圖らざる事に因りて、清成、忠成の二人は罪蒙りて職を褫かれ、終に屏居の身となり云々、(内藤家傳取意)

本多佐渡守正信は、新將軍秀忠公の扶翼として、江戸に付置かれ大御所様(家康)より秀忠公へ、御政道の事、萬事佐渡守に御相談あるべしとの御事也き、依て正信は、江戸、駿府へ行通ひて、萬づうるはしく執行ひける、ある年、大御所様常に渡らせ玉ふ十金(上總の東金)の御鷹場へ、冬枯れの野鳥多く群れ居て、麥苗を大方啄み盡す由百姓ども誣へけるを、青山常陸介、内藤修理亮(關東奉行)聞きて、尤も大御所様の御鷹場とは云ひながら、百姓どもの難儀も不便也とて、餌指エサシどもに下知して、御臺所御入用の鳥をとらせけるに、餌指どもは、其所のみならず、寺領、私領へも立入りて小鳥を指しける程に、土民どもこれを憤りける、其後大御所様渡らせ玉ふ時、彼の土民ども態と御目に留る様に、あみを張り彌ワサを仕かけ置きけるを、大御所御覽じ、大に御腹立あり、いかなるしれもの、仕業なるぞと問はせ玉ふ時、青山、内藤兩人が申付けたる由言上しければ、大御所以ての外の御氣色にて、よも彼等兩人の心よりはすまじ、定めて將軍の下知にてこそあるらめ、予が縮り申付けたる狩場を斯く計らふ事はとて、殊の外なる御様子ウツボの由、江戸へ聞えければ、將軍家甚だ御難儀に思召し、先づ阿茶アチヤの局ウツボを以て御機嫌を伺ひ玉ふに、局を御前へ召さ

れざる由注進あれば、將軍家殊に思ひなやませ、先づ青山、内藤兩人の役目を召上げられ押込め玉ひ、本多佐渡守に御相談あり、正信承り、ともかくも某に御任せ候へと申上げて、十金の御鷹場へ赴き、佐渡守御機嫌伺ひに罷出で候と申上げれば、則ち召出され何事に依りて來るぞと御尋ねの時、佐渡守、某儀多年御膝元にて御心易く召仕はれ候處、何の御咎めにか江戸へ付けさせられ候、終には切腹も仰付けらるべきか、只今年老い、明日をも知らざる身に候へば、哀れ駿府へ召返され下され候様に、御願ひのため參上候と申上げければ、大御所聞食され何故に今改めて斯くは申すぞと仰せけるに、正信承り、さん候、將軍様の御前様を恐れさせ玉ふこと、申す計りなく候、此度も御鷹場の内に、百姓どもが涼の事に付、あしざまに申しなして、御不審の御沙汰に驚かせ玉ひ、青山、内藤の二人を忽ち追込み置かれ、追つて御機嫌の様子によりては、急度仰付けらるべしとの事に候、御父子の御間柄にて、御鷹場へ涼さゝせたりとて、青山、内藤が私の用事に遣ひたるにてもなく、勿論將軍家へ伺ひての事にこれなしとて、かゝる僅かの事にだに、以ての外なる御氣色なれば、某なども、いついかなる事にて、御成敗(死刑)にならんも計られざれば、怖しく存じて願ふ由申しければ、大御所忽ちに御心解けて、偕は將軍さま様に思はるゝよな、其ものどもは早々免すべし、此上とても彌々將軍の事は、其方を頼むぞと仰せられしかば、正信

悦びいさみて罷り歸り、右の趣申上げ、青山、内藤二人の閉門を御免ありしが、此時より彼の二人は營中へは不召なりぬ、(武邊雜談、武野燭談等取意)

此説甚だ誇大に過ぐるが如く聞ゆると雖も、羅山文集の中にある本多正信が碑銘に、

公(家康)酷嗜_二放鷹_一、(略)原野有禁、故幕府使_レ護_レ之、公一朝出見_三厲禁界_一、有_三張_レ蹄插_レ網者_一、曰是誰所_レ爲、土人對曰、青山忠成、内藤清成所_レ許也、公怒曰、我遊獵之場、彼等私恣掛_三蹄網_一、引_三黏繩_一、何哉將軍不_レ知_レ之歟、何至_三于斯_一、噉_レ爪不_レ止、忠成清成者、調護(御傳役)之臣也、幕府大驚、不_レ識_レ所_レ措、將_レ誅_三二人_一、且告_三阿茶媼_一、以伺_三其趣_一、阿茶白曰、大樹甚惑、使_三老婢以問_三安否_一、其意議_三二人罪_一也、公默然、阿茶退而憫_レ之、幕府召_三正信_一、問_三如_レ之何_一、答曰、君以_レ孝故、受_三閻國之讓_一、掌_三征夷大將軍之職_一、大殿之恩亦深矣、大殿若令_三君棄_レ國_一、則登時爲_三匹夫_一以避_レ之、復是大殿之命是聽而已、況青山内藤乎、(中)幕府甚憂_レ之、正信曰、請試詣_三大殿_一、以伺_三其色_一、乃往焉、公聞_三其來_一而召_レ之、少選正信憫悵白、大可_レ畏也、幕府聞_三大殿督責青山内藤_一、而大忿欲_レ斬_三二人_一、亦可_レ哀焉、吾耄矣在_三營下_一、若有_三微罪_一、必不_レ得_レ免、不_レ如_レ避_レ之往侍_三大殿之側_一以終_レ老、願得_レ全_三首領_一也、在_三營下_一其可_レ畏也、言未_レ已公心忽解曰、將軍所_レ言其如是乎、即喚_三阿茶_一曰、爾早告_三將軍_一、勿_レ殺_三青山内藤_一、阿茶急使_三二人以白_レ之、幕府大悅、不_レ誅_三二人_一、然不_レ許_レ入_レ營、

と、斯く林道春が特書したるを見れば、實説なるは毫も疑ふべき所なし。さるにても狩場の禁制は、いかに重きにもせよ、これを犯したりとて、老臣即ち調護の臣たる青山、内藤を死に處せんとは、いかに家康の怒りを解くがための一時の構辭にせよ、過當たるはいふまでもなし。さればこそ林大學頭衛(述齋)が監修して、成島圖書頭司直が専ら編輯の任に當りたる徳川實紀にも、此事の末に左の論斷あり。

正信が碑文にも此事を載せ、正信が諷諭に長せしを稱譽し、先輩も正信を譽むるもの多し、されども神祖、兩人をいからせたまふ事は、黏繩かけし事をいからせ給ふにはあらで、兩人關東の總奉行職にありて、權威あるまゝに、御狩の地をもはゞからず、農民にゆるして、かゝるふるまひせさせしその志を、いかり玉ひしなるべし、正信亦兩人が罪死にあたらざる事をしらば、彼等積年忠勤の功勞、小事を以て誅せらるべきにあらざる道理をこそ、きこえあくべきに、諷諭の趣意、疑ふべき事あり、此後大阪の戦おこらんとするにのぞみ、大久保忠隣チカトカが罪かうぶりしも、正信が其權を妬みしよりおこるをもて照しみれば、今青山、内藤も正信と同僚たる故、その權を妬む心より、かゝる時に乘じて、兩人を陥れたるにあらずとはいひがたし、

是れ實に尤も至極の見解にして、予も其卓論に服するのみならず、一步を進めて、「兩人を陥れたる

ならん」といはん。さてこれより以後の江戸(秀忠附き)は、大久保忠隣は一老として政局の立物たれど、萬事は本多正信一人の取捌きとなり、駿府(家康附き)は、正信が子の上野介正純一人にて萬事を取捌きたり。

本多上野介正純が事を、世上にて種々に噂すれど、其多くは世の人の推量話のみなる由、東照宮には、此正純を殊に御信用ありて、十八歳にて未だ彌八郎と申し、時より、萬づ御内密の御相談をも遊ばされたりしとなり、後藤庄三郎が常に物語るに、何故にや權現様には、父の佐渡守をば、佐渡あゝいたせ、かうせなど、仰せられしが、子の上野介には、いつも上野殿あゝめされ、かうめされなど、きつとしたる御詞遣ひにてありしと、これにて考ふるも、正純の唯人ウヂヒトにあらざるはいふまでもなし、さりながら其身自然と奢りつきしも、斯る事の本となりしは、亦いふまでもなからん、(武功覺書等取意)

所謂此人にして此子あり。されば慶長六年以後、年々歳々に治績の着々として擧れるは、素より家康の明敏に出でたりといふべけれど、亦正信父子輔導の功居多なり、其當時に在りて勢威ありしも、故なきにあらず。依りて亦奢りの誇りもありしなり。

大乳母様(秀忠の乳母神尾氏)は、折々飯を澤山にたかせ、それを大盤オホバンへ入れて、手自ら杓子を以

て腕にもり、人々にふるまふを、何よりの樂みとせられけるが、ある時本多正信、ふと奥へ參られ、此體を見て大に驚き、偕々これは勿體なし、彼等下々に下さるとならば、誰ぞに仰付けられ然るべしと申しければ、大乳母様、正信を見やり、此頃人の噂さに、佐渡も殊の外奢りものになりたりと聞しが、そちに限りては、よまさ様にはあるまじと思ひしに、今思ひ當りたり、其昔三河にありし時は、か様の米の飯を、せめて腹一ばいに、一日食ひて見たしと思ひしに、今は其望みも足りたれば、定めて下々のものが、其昔我等が思ひし如くなるべしと思ひて、斯くはするものを、人にこそよれ、そちなどがさ様のことを申すとは、早以前の事は忘れたりと見えたり、それにては、上様の御爲めにはよもなるまじきぞと、あら／＼しく申されしかば、流石の佐渡守も、赤面して退かれたり云々、(武歴叢談 等取意)

此説によれば、當時既に奢り(權威に誇る)ものと一方に言ひ囁かれたり。

〔岡本大八事件〕 斯く正信父子政權を専らにせしうちに、圖らずも一椿事起りたり。そは上野介正純が臣に岡本大八といふものありしが、正純其頃暹羅、安南、東京、呂宋、東埔寨等の諸國より我國へ、商船の來航するもの年々にして、従つて我が肥前長崎の商人、和泉堺、若くは京攝あたりの豪商らも、右等の國々へ出掛けて通商するもの多く、依りて幕府へも國書方物を上るより、亦幕府

よりも報書等を贈りたれば、(委しくは外交の部に述べし)、右の狀況を視察のため、正純は彼の大八を長崎奉行長谷川權六藤正の許に遣すこと度々なりしが、元より家康附の老職本多正純が家來として、殊に諸外國通商の狀況視察のため長崎へ出張との事なれば、沿道の諸大名等も、彼れを款待せし程に、彼れ亦これに乗じて奸計を企てたり。其頃肥前有馬の城主有馬左門佐晴信は、舊家なれども封祿もさして多からず、且つは征韓の役に相應の功勞もありしかど、秀吉の薨去と共に其賞も行はれざるを大八聞きて、此有馬氏へ申す様は、近々に其元へ御加増相成るべきやの噂を聞きたり、夫に就て若し望みの土地もこれあらば申さるべし、我等主人上野介まで内々にて申入りなば、定めてよき様に計らひ申さんと申し欺きしを、有馬氏の君臣ども、これを眞實の事と思ひ、若し彌々さ様の御沙汰もあらば、今鍋島信濃守が領分なる肥前藤津、彼杵、杵島三郡は、有馬家重代の土地なれば、何卒此地を下し賜る様にと頼入り、夫より大八が申すまゝに、誰殿へ右内願のために差贈るなりとて、度々に金帛を欺き取られて、既に四五年に及ぶと雖も、元より詐欺の事なれば、一向に何の沙汰もなきを以て晴信、江戸、駿河へ參勤の序でに、兼て内々大八が執成し置きたる事と思ひて、本多正純に右の委細を申して、其模様を尋ねしに、正純大に驚き、一向に存じ申さる由を申し、即ち大八に事の始末を尋ねしが、彼れ更に存せざる由を申す、これに依て正純も捨置き難く、

大八を縛して幕府へ差出し、其處置を仰ぎたり。幕府即ち有馬晴信を呼出して、大八と對決せしめしに、大八忽ち其罪露はれて獄に投せられしに、彼れ獄中より上書して、有馬家の君臣、御制禁の切支丹宗門を奉ずる由を申したり、依て再び晴信を召して訊問せしかど、其實を得ず、しかし有馬の地は古來切支丹隆盛の土地にして、今猶密々これを奉ずるものありと雖も、其穿鑿充分ならざるは事實なり、これによりて晴信は領内の治め方行届かず、且つ大八如きものに欺かるゝは、大名にあるまじき不始末との故を以て甲州都留郡に配流せられしが、遂に死を賜ひ、大八は駿河安倍川原にて磔はりつけにかけられたり、是れ實に慶長十七年の事なり。

此事を見ても、いかに本多父子が當時權勢熾んなりしかは察するに餘りあり。さればこれによりて、本多父子は政局上に一頓挫を來せしかといふに、さにあらで、反りて一老たる大久保忠隣の身に災ひの及びしこそ不思議なれ。

大久保と金銀山

大久保忠隣及び長安——長安の舊罪——忠隣の除封

〔大久保忠隣及び長安〕

大久保相摸守忠隣は、大久保七郎右衛門忠世の嫡男にして、三河御譜代

の中に於ても忠功無比の家柄なれば、代々老職に列し、殊に忠隣は秀忠の御輔導役を命せられ、其子忠常は、家康の長女加納殿カノノ（奥平美作守信昌の室）の長女を配し、御一族に准せられ、威勢一時を壓せるも、元より忠功の舊家と申し、且つは武功も少からぬ身なれば、彼の井伊、本多、榊原の如き、自ら御家の三傑と言ひ誇る面々すらも、眞實これには頭を下げたれば、其他の輩の崇敬は推して知るべし。されば家康、大藏十兵衛といへる能役者を擧用ありて、諸國藏入の代官及び金銀山の奉行となすに及び、これが出身の卑賤なるを厭ひ、特に忠隣に命じて、大久保氏を興へしめたるなどは、いかに當時徳川家臣の中に於て、大久保苗字ナヅの貴かりしかを推知するに足る。又大久保十兵衛が由緒は、

大藏十兵衛と云者あり、渠は元と甲州武田家の猿樂サルガクにて、大藏八郎右衛門と名乗りしが、勝頼滅亡の後浪々となりて駿州へ來り、府中の城下に住して、町人の子供其外へ謠、小鼓、仕舞等の指南をして渡世とす、此事神君の御聽に入り、或時召されて仕舞上覽の所に、思召しの外名人なれば、折々御能の度毎に召出されしが、後には御扶持を被下し所に、其身利發賢きものなれば御意に叶ひ、終には御家人の列に入りし所に、御出頭申す如くにありしとかや、八郎右衛門辯舌利發成るを以て、朝夕御伽として御前に候す、ある夜御物語に、凡そ世上に金銀を望まざるはなし、

殊更武將たらんものは、多く所持すべき事也、高名戦功の時に、知行は限りなし、金銀を興へて其勇を勵ましめんこと第一なりと上意ありしを、此八郎右衛門承り居しが、或時本多正信に向ひ、伊豆の北山は極めて金山と相見ゆる由申すに依て、御吟味の上掘らしめ玉ひしに、果して金を掘出したたり、其外佐渡の金山を開き、其功大なれば、御機嫌に叶ひ、大久保忠隣に命有りて苗字を興へ、則ち大久保十兵衛と姓名を改め、佐渡の金山の奉行職と成して、伊奈備前守に相役たり云々、(大久保家記)

又一説、

大久保石見守長安は、初め大和國大藏太夫とて、甲州武田信玄の猿樂金春方の能師なりしが、信玄逝去の後、息勝頼に恨みを含み、甲州を逐電して三河に來り居住す、其頃大久保相摸守忠隣猿樂を好み、政事の暇、折々此催しあり、長安縁を求め忠隣に取入り、合力を得、後には御前へも召出されて、仕舞など上覽ありて、御氣色に叶ひ、御側に近侍し奉る、或時駿州岩淵に於て、金山御稼方の次第、御側の役人青山藤藏を以て達三上聞、依りて御前へ召され、種々御尋ねありて、夫より御家人に加へられ、大久保の苗字を、上意を以て下され、剩へ石見守となされ、其頃御郡代伊奈備前守と兩人にて、御領地御藏入を預り、別して石見守は諸國金銀山支配を仰付けられ、

就中佐渡は日本第一の金山なれば、年々罷向云々、(諸由)

前説は、家康より特に召出されて、大久保苗字を興へたりとし、後説は、大久保に依りて徳川氏へ召出されたりとありて、何れか是なるかは今定め難しと雖も、彼れは能役者なりしを、家康の命に依て、大久保と稱するに至りしは同一なり。さて彼れは諸國金銀山奉行として、いかなる功績ありしか。

當君(家康)の御時代には、諸國に金銀山出來、金銀の御運上を牛車に引きならべ、馬につけならべ、毎日おこたらず、なかんづく佐渡島は、唯金銀を以てつき立てたる寶の山なり、此金銀を一箱に十二貫目入れ、合せて百箱を五十駄つみの舟につみ、毎年五艘十艘づつ、よき風波に佐渡島より、越後のみたとへ着岸す、これを江城へ持ちこぶ、おびたしき事、昔をたとへてもなし、民百姓までも金銀をとりあつかふ事、有りがたき御時代云々、(慶長見聞集、日木西教史等取意)

大久保石見守長安、伏見に至りて、其司る所の佐渡國山岳、益々砂銀を出す事夥しき由を言上す、五年以前庚子(慶長五年)まで、上杉景勝佐渡を領せし時は、僅に砂銀出でけるが、辛丑(慶長六年)に神君の公領となり、石見守按檢して、壬寅(慶長七年)一箇年に出づる所、萬貫目なり、且つ石州銀山も、庚子まで毛利輝元領分なり、其時は銀僅に出でけるが、辛丑以來公領となり、長

安檢斷して、壬寅年中、砂銀出づる事四千貫目に及べり、誠に天既に神君の徳に感ずる故なり、
(編年
達成)

右の如くなれば、其功績實に驚くの外なし。宜なる哉、今も現存する所の慶長大判、小判等の金幣は、皆悉く是等の鑄造にして、これを平常通用貨幣となし、且つ家康薨去の後駿府城寶庫に、御遺金と稱する所數百萬兩あり。(こは後段に述ぶる所あるべし)、されば當時本邦在留の耶蘇教師が、其本國なる教會へ、日本の現状を報告せる書中に、

内府(家康此時右府なれど、外人はこれを知らず、舊に依て斯くいひしなり)は、日本に於ても、京都に於ても、關東に於ても、歴代の中に尤も富裕なる君にして、巨額の金銀を集積し、これがため、到る處に頗る人々に恐れらる、内府の京都方面に在るときは住居なる、伏見の第に貨幣を貯藏したるに、數月前、その重量のために梁折れて、一室陥落したり、此莫大なる財寶は、獨り諸人よりの數多の豊富なる獻上物によるのみならず、重に日本に在る所の數多の金銀鑛山より來るものにして、内府は悉くこれを獨占す、しかのみならず、近頃再び發見せられ、毎年非常の富を堀り出す、云々、

斯る有様なれば、元來三河以來忠功無比なる大久保家が、其子分たる長安まで斯る非常なる功績を

顯はし、事なれば、當時政局の勢威といひ、家康始め一般の氣受けといひ、實に隆々たりしなり。然るに此大久保長安、元來卑賤の身の悲しさは、功成り名揚るに従ひて次第に淫樂に耽り、年々諸國金銀山へ往來の途次、宿々シユツクにて必ず數人の美女を侍らせ、且つ其身の宅には數十人の妾を置きたりしが、長安存生の間は、此功績を感じてか、誰ありてこれを咎むるものなかりき。其上此長安、斯る財寶の中に身を置きたる事として、其私欲も夥しけれど、それにも飽き足らで、己れは佐渡奉行にて、年々彼の地へ往來するを以て、其便宜ベニヤに、越後高田は家康の第八子上總介忠輝の封地なれば、此地に立寄り、其財政をも看るべき旨家康の命を受けたるを鼻にかけて、遂には財政監督は二の次にして、國政即ち賞罰に容喙せしが、斯る卑しきもの、癖として賄賂を貪り、賄賂あれば非も理となし、なければ功も罪とする如き非行も數多ありしかど、是れ亦生前には誰ありてこれを口にするものなかりし様なり。斯る勢ひなれば、本多と大久保といかで内心反目せざるべき。大久保にありては、元より忠良の質なれば、本多に争ふ心はなからん、されど功名に熱せる正信父子は、何事かあれかしと伺ひ居たらん。然るに思ひもかけず正純の家來より奸惡人出でければ、(前項岡本大八一件)一時諸人の口に乗りしに相違なし、よしや其事なしとするとも、自身面目を失ひしには、いか計りか心苦しくありけん。

〔長安の舊罪〕 右の如く功績高く、一時世に時めきたる大久保長安は、慶長十八年四月に頓かに歿し、其遺物分配の事より嗣子と妾等と争ひを起し、遂に妾等は駿府に至りて之を訴へたりしに、其裁決の要路に立てるは本多正純なり。機乗すべしといふ勢ひにて、自家の不名譽を此争訟に轉ずるの方略を取りしもの、如く、先づ妾等を留め置きて、長安の嗣子を始め、家來の果てまで悉く、或は御預け、或は獄に投じなどして、家財悉く闕所したるに、何ぞ圖らん、大逆の企てありし事露顯したり。

大久保石見守死去の前、妾等と呼ばれて、何某には金何程に何々といふことを、書物に認めて、これを妾等に渡し、又子息を呼びて、右の通りの書物を渡し、我等此度の病ひ、十に一も全快覺束なし、我等死せば、此女どもは便る方もあるまじと思へば、一入不便に存する間、斯くの如く遺すなり、汝よく此旨を心得て、相違なく相渡すべき由、堅く申付け置きしに、長安死後數日を経ても、子息の方より、彼のかたみの事、何とも申さざれば、妾どもはこらへかねて、彼の書物の通りかたみを受取るべき由、子息方へ申入りしに、其返答に、尤も父存生の日、右の通り申されしに相違なしといへども、其節は父にも病氣の故にや、前後の考へもなき様子なりし、其子細は、死して後先づ第一に致すべきは、諸國御代官所、金銀山の御勘定なり、勿論これとても、聊

か不正の事あるべしとも思はれず、さりながら今にも某に御勘定仰付けられん時に、金銀不足にては身の大事なり、いかに父の遺言なりとて、夫れの相済むまでは、大分の金銀引散らすべきにあらずとて、再三せつけども、御勘定相済むまではとて承引せざりければ、妾ども大に立腹して此上はとて駿府へ参り、奉行衆に一通の訴狀を捧げたり、其趣意は、私ども石見守末期に及び、斯の如き遺狀を賜はり、身上有附き候様にとこれあり候處、子息藤十郎、金銀を相渡さざるのみならず、何れも彼れに追出され、只今は餓死にも及び申すべき間、御慈悲を以て、子息藤十郎方より、石見守遺狀の通り、金銀相渡し候様にとの儀なり、奉行衆即ち上聽に達せし處、大御所様仰せに、女どもの申す所尤も其理あり、石見老耄して、彼等有附きの事申置かずとも、親の末期まで召仕へたるものなれば、相應に致し遣はすべきは、子たるもの、勤めなるに、さはなくして親の遺狀を反古にするとは不孝の至りなり、さりながら藤十郎を召しよせて、事の子細を尋ねべしとありしかば、やがて子息を始め、重立ちたる用人、手代まで、悉く駿府へ召寄せられ、剩へ諸帳面類まで残りなく召上げられて、一々御穿鑿ありしに、果して私慾の廉々露はれしかば、此上はとて、石見守が住所武州瀧山を始め、佐渡、但馬、播磨、越後等にある所の、石見守御預りの藏々へ人を遣はし、悉く封印して御吟味ありしに、金銀財寶實に夥しき事數を知らず、中にも

唐物、名物の類は、大御所様だに御所持なく、名も御存じなきもの甚だ多かりければ、大御所様の仰せに、石見奴、儲々夥しき私慾かな、此上は、彼奴めが日頃尤も心安く目を掛けたる女あるべければ、それを搦めて、猶此上に石見が秘藏せしものあるべければ、それを聞けとありて、早速其女を搦めて相尋ねけるに、何とは存せず候へども、石見守寢所の疊を上げて、折々披見することありきと申しければ、さらばそれ見よとて、早速彼の女を案内者として、石見守が寢間の床下を改めしに、果して石の櫃を二重にしたるものありしかば、それを開き見しに、黒塗の箱の堅く封印したるもの出でたり、即ち其まゝ持参して差上げしかば、開きて御覽あるに、武田家の紋染めたる旗一流と、諸大名の名判を据ゑたる巻物一軸、其外異國の王へ、日本を討ち従ふべき手引きすべしとの約束の書狀、切支丹宗門を勸むべき趣など認めたるもの數通あり、中にも巻物の第一に上總介忠輝卿の御名を書かれたりしは、正しく謀叛を企つべき連判帳と見えたり、大御所様には、儲々猿樂のあがりは、殊の外大膽なるものかなと、唯あきれにあきれさせられたりとぞ、これに依て早速石見守死骸を掘出して、阿部川原に引出し、子息藤十郎、外記、權佐、雲十郎、其外越後、播磨、佐渡等に在る所の子を合せて、以上七人、此年(慶長十八年)七月二十日、磔にかけられ、同時に石見守が心安く召仕ひたる手代、家來など、或は死罪又は遠流等に行はれ、續

いて彼の巻物に名をのせし大名等、追々に改易仰付けられたり、(勅諭記)

これ本多父子が自家頭上の禍を他に轉じ、即ち大久保忠隣に向つて大打撃を加へたる手段なり。此事たる、諸先輩一人として、異議をいれたる人なきが如しと雖も、余は甚だこれを疑ふものなり。何となれば、寢間の床下に石の櫃二重にして、黒塗の箱ありといふは殆んど演劇的にして、實際とは思はれず。殊に異國の王を手引きして日本を討たすといふは、全然虚構ならん。但し此時、前條にも述べし如く、幕府は、秀吉の如く征服的手段を執らずして、懐柔的手段を執りて、弘く海外諸國と通商貿易を舉行したれば、暹羅、柬埔寨、呂宋、安南、スペインに至るまで、年々彼我の商人往復したるを以て、彼の國主より幕府に書翰、方物を呈する毎に、幕府の老中及び長崎奉行、其他羽振りよき役人へも、書翰、土宜を贈れる事度々これあり、大久保長安は、存生中は幕府金穀の全權を占め、現今の大藏大臣たる地位に在りしなれば、前數箇國の國主等、特に懇信を表するため書翰、方物を贈りしに相違なし、然るに當時海外の事情に暗きより、掌大の島國にても、凡てこれを何々國王と本邦人は稱せしなれば、長安も海外國王の書翰なりとて、これを珍藏せしには相違なし、(長安へ贈りたる書翰は此時の沒收によりて今傳はらず)中にもスペインと臺灣(當時は高砂といへり)所在の和蘭人等とは、各々其國の文字を用ひたるものと別に漢譯の書と、二通づ、贈る例なり

しを以て、此原文は、當時切支丹文字と本邦人の稱せしものなれば、此書を見て、切支丹宗門を勸むる約束書などと附會せしに相違なし、然れば日本を討つの手引き云々も、亦此原書に附會せるに相違なし、假りに一步を譲りて手引きの約束したりとすとも、其何國たるかは、茫漠として定かならず、彌々手引きの約束せしならば、慶長十八九年、若くは其翌年頃にも、何れの國よりか、日本へ兵を向けざるべからざるに、其事なきのみならず、今日に於て當時是等諸外國の狀勢を察するに、明、韓を始めとして、萬里の波濤を経て日本へ兵を向くる程の有力國は一もあらず。又異國の唐物、名物夥しく、名も知れぬ物ありといふも、是等の諸外國主よりの贈品を見たる幕府小吏の評言なるべし、現に予若年の頃、即ち維新前までは、今の玻璃器などは、ギヤマンと稱して、士大夫の家にてすら稀に所持したる程にて、甚しきは葉鐵の茶器などすら、珍奇として秘藏せし程なり。しかし家康の怒りて、長安の死體を始め、子供、家來の果てまでも嚴科に處せしは、全く勘定の引負ひ、即ち私慾露顯したるために、其他に意味のなかりしならん。此後とても郡代伊奈備前守其他諸所代官の内にて、引負ひのため切腹、死罪、改易などに處せられしもの數多あり。天保年間に至りても、金座の後藤三右衛門が、引負ひのため死罪獄門になりしは、現今の老輩が親しく見聞せる處なり。又子等も同罪に處せらるゝは、當時の制度上、父罪あれば子も其の同罪に處せらるゝなり。

(委しくは、後日刑法の條に述べべし)又連判の卷物は、長安が私慾したる金銀を、贈遺若くは貸與したる人名帳と思はる。上總介忠輝が其初筆とあるも、忠輝は主筋なる上に、長安、家康の命を受けて、彼の家の財政を監督したる密接の關係もありしなれば、さもあらなん、次は必ず大久保忠隣にてありしならん。然るにこれを以て謀叛の連判帳なりと誣言せしは、當時此獄に關係したる一部下僚の輩の臆測より出でたるにて、本多父子は、よも眞面目に主張せしにあらざるべし。されば斯る大獄の興りしより、佐渡を始め、諸國金銀山に従事したる有力の輩は、多く捲添となりて、或は追放、關所等に處せられしより、さもなきものまでも、難を避けて各々本國へ歸りしより、礦山事業は忽ち停止の如き有様となりて、爾來遂に前日の隆盛を見るに至らざりき。

〔忠隣の除封〕 是より先き慶長十六年十月に、大久保忠隣の嫡子忠常卒去ありしに、流石は元老の大久保家といひ、殊に忠常は家康の孫曾なれば、諸大名より旗本の諸士、我もくゝと行きて弔せしかば、大久保の門前市をなせり、家康此由を聞きて、餘りに仰山なる仕方なりとて、訪問せし諸士を厳しく詰めたり。この忠隣が威權の熾んなるを抑へんとの意に出でたるならんも、其實本多父子が、とやかくと申しなしたるに由りしならん。これによりて忠隣も大に恐れをなして、暫く出仕を遠慮したり。其後出仕したるも、又前日の如くならず、諸事控へ目にしたるが、これ亦家康の意

に忤りたりけるにや、家康或日正信を召して、頃日大久保相摸が、しかく出仕もせずと聞く、如何なる故かと尋ねられしに、正信より、何事とは存せず候へども、正しく子の歎きに深く沈みて、自然御奉公も疎略になりしならんと答へしかば、家康は、餘人は格別、相摸には似合はしからずと、御氣色不快になりたりと、明良洪範などに見えたるは、亦本多、大久保間の消息を窺ふに足る。忠隣、既に右の如く稍家康の不興に遭遇したる矢先きに、自身が苗字子たる長安が前の如き大罪を犯し、を、數年間出入しつゝありしに聊かも疑はずとは、不明至極の責は免るゝ能はず、まして一老たり苗字親たる事なれば、常々長安が厚き贈遺を受けしに相違なし。是等の點よりして彌々家康の不興を重ねけるに、此大獄の連累なる馬場八右衛門といふものを、忠隣の許に預けられしを、忠隣、身の潔白を表せんとてか、故らに此者を嚴しく取扱ひけるに、程なく申披き立ちて追放せられしが、前日預け中に苛き取扱ひを受けしを遺恨に思ひ、慶長十八年十月、家康放鷹の途上に一通の訴狀を呈して、忠隣が叛逆の企てある由を密告したり。されど一老たる人の事なれば、左右なく搦め捕るべきにもあらざれば、恰もよし此時、京師に於て切支丹宗門の徒、制禁を犯して、公然と布教などしたりければ、此處置を忠隣に命じて京師に遣す、やがて京看したるに、間もなく所司代板倉伊賀守勝重を上使として忠隣の旅宿に遣し、御不審の儀これある間、直ぐに江州彦根へ罷越すべき由を申

渡して、井伊掃部頭直孝に預けられ、賄ひ料として四千石を與へたり。

因みに云、當時の制度に於て、主人より不審の儀これありとか、又は思召しこれありなどありて、何某へ御預けとなり、それと同時に俸祿、邸宅を沒收せらるゝも、其不審又は思召しの事由を、下より上に向ひて反問する事は、決してならざることなりき。

又難波戦記の一書(數種ありと雖も何れも信じ難きものなり)には、此馬場八右衛門は、追放せられて後京師に上り、夫より大阪に至りなどして、遂に縁を求めて片桐市正且元の許に出入したるに、或日且元談話の半途に手水に立たれし其跡に、卷きたる書物を遺されたり、馬場は何ならんと、そと取上げて披見せしに、諸大名の名を書きたりしが、其名字の上に朱にて點をかけたるものあり、又圓を書きたるもありしが、其中に大久保相摸守もありて、しかも名字の上に朱の圓を二つまで書きたり、馬場、偕は内々にて大阪方へ心をよする諸大名の覚え書なるべし、これぞ天の與へと打悦び、そつと懷中して急ぎ退き出で、夜を日に繼ぎて關東へ下り、訴狀に添へてこれを差上げしに、且元は元來瀧本流の能書にて、まがふべくもあらぬ片桐が自筆なれば云々として、こは且元、徳川方の諸將の中に、大阪へ心をよするものある由を疑はずべき計略なりなどあれど、斯る説は後人の偽作に相違なし。何となれば大久保忠隣の女は、片桐且元が姪の石見守貞昌へ、

家康の内命にて嫁せしめ、これに依て片桐常に大久保に依頼して、豊臣氏の爲めにせる間柄なるに、故らに根もなき作り言して、自己が第一の頼みの綱を断つべきか。

さて忠隣は、右の如き譴めを受くると同時に、小田原城は破却せられ、又其婿たる安房の里見忠義も所領没收せられ、總べて大久保家に縁故あるものは、悉く譴めに逢ひたりし(勿論輕重はあり)を見ても、いか様叛逆を企てきとの疑ひを受けたるならんも、其根元は、本多正信父子に出でたるは、忠隣が叔父の彦左衛門忠教が、子孫のために書き遺したる三河物語の中に、

爰にふしんなることの有りけるは、各々犬打ちわらんべも申しけるは、本多佐渡守が六久保相摸をさ、え(讒言)申したるよしを、申しならはしたり、(略)佐渡は相摸親の七郎右衛門(忠世)に重恩をうけたるものなれば、恩を忘れて何とて左様にはあるべきや、夫は人の云なし成(略)町人民百姓までも申す故は、いかなれとは思へども、げにも左様にも有りけるか、(略)佐渡は、若き時分には、むごき物とはさしたれども、年も寄りければ、定めてなをり可申、佐渡守をば七郎右衛門は、朝夕のはごくみ、女子(正信の妻を云)のつかけ、鹽増薪にいたるまで、つかけてはごくみ、御敵を申し(永祿の三河土呂針崎の一向宗叛亂に、正信叛徒の中に入りたるを云)て他國へかけおちしたる時も、女子をはごくみ、其後御わび言を申上げて國へ歸し、先づはやぶさ鷹匠にはしたり、

其後色々御とりなしを申上げ、四十石の御地行を申しうけて出し、其後もはごくみて、年取には必ず嘉例にして、大晦日のめしと、元三のめしをば、七郎右衛門所にて、佐渡はくひけり、關東へ御うつり被成ても、其後には江戸にても、其佳例をばしたる佐渡なれば、いかでか其おんを忘れんや、其上七郎右衛門はつる時も、佐渡をよびて遺言にも、相摸にぶさたなき様に頼入りて、はて候へば、其時も七郎右衛門にむかひて、何とて御ぶさた可申、御心安かれと、かた／＼と申しつるに、若し其心を引きちがへて、さ、え申しても有るか(略)佐渡は三年も不_レ過して、(元和二年に卒せしを云)顔にとうがさ(徵毒)を出かして、方顔くづれて奥齒の見へければ、其ま、死云々、

斯くあれば、當時既に大久保忠隣の冤は明白にして、本多父子の讒構に出でたるも、亦明白なりしなり。畢竟兩雄並立たずの古諺の如く、忠隣の忠直質實と、正信の陰險機變とは、到底相並ぶべからざるに因れるは勿論なりと雖も、深く當時の事蹟より考ふれば、豊臣氏を斃さんため、已むを得ずこゝに出でたるならん。何となれば、忠隣の忠直質實なる、必ず太閤様御遺言を破毀するに忍びず、否寧ろ豊臣氏の末路を氣の毒に思ふと同時に、主家をして、孤兒寡婦を欺くといふ不義の名を取らざらしめんと勉めしならん、惜こそ忠隣が彦根に配流せらるゝや、忽ち大佛棟札より、鐘銘の

難問を大阪へ仕掛け、終に戦端(冬陣)は開かれたるなれ。又大阪平定した後、忠隣の子の幽屏を免して、悉く俸祿を與へしを見れば、實は豊臣氏討滅の犠牲となりしなり。

大阪の滅亡

大阪の態度——治外法權地——鐘銘事件——關東の要求——且元の大阪退城——大阪の募兵——關東の準備——冬陣及び和約——城壕の埋却——大阪の決意——夏陣及び豊臣氏滅亡——秀頼遁出に關する俗説

〔大阪の態度〕

前條に述べし如く、大阪方にても、既に關白職の望みも水泡に歸したれば、今後は唯一意専心に自家の萬全を謀るべきに、さはなくて猶頼むべからざる一縷の望みを懷きて、表面には徳川氏に服従の色を刷ふと雖も、内心には機を見て起たんの野心は勃々たり。中にもや、老練なる片桐且元の如きは、家康既に高齢に達したるを以て、今にも彼れ瞑目したらんには、天下の事に唾してなすべしと、徐ろに其時機を待ち、暫く服従して、彼れが意を緩うせんとせしもの、如しと雖も、其他の輩に於ては、毫も斯る深謀遠慮なく、常に太閤の盛時をのみ夢想して、諸大名を見るに太閤様御恩を以てしたるは、實に自ら災ひを招きたるが如し。然れども徳川氏に在りては、元來豊臣氏の存立するは、自家に取りては所謂伏魔殿なれば、機の乘すべきあらば、これを斃さん

とは、口には敢てするものなしと雖も、一般の熱望なり。さるからに常に豊臣氏に對する方寸は、或は張り或は弛べ、所謂變幻一ならず。これに對して大阪方にも、忽ち喜びしかと思へば、翻りて驚くべき事となり、殆ど堵に安んぜざる状態なり。此兩者の懷抱は暗々裏に相衝突しつゝありしを見て、機を見るに敏なる諸將(大名)は、自然と大阪の關係を避けて關東に接近し、只管自家の萬全をのみ謀るといふ、俗諺の三仕組なりしなり。先づ大阪方の、眞に徳川氏に服従の念なき點の一二を擧ぐれば、第一は徳川氏の法度を用ひざりし事。そは、

條々

- 一、前右府様(家康)如_レ被_レ仰出、任_二右大將家(源頼朝)以來代々將軍家法式、可_レ奉_レ仰_レ之、被_レ考_二損益、重而從_二江戸、被_レ出_二御目錄_一者、彌堅可_レ守_二其旨_一事、
 - 一、背_二御法度_一、違_二上意_一輩者、其國に不_レ可_二隱置_一事、
 - 一、各相抱_二諸侍之中、若爲_二叛逆殺害人_一之由、於_レ有_二其届_一者、互不_レ可_二相抱_一事、
- 右之條々、若有_二相背_一族者、被_レ遂_二糺明_一、忽可_レ被_レ處_二嚴科_一者也、

慶長十六年四月十八日

(在伏見諸大名連署華押)

右と同一の誓約書を、翌年正月五日に江戸に於て、去年上洛せざりし越後少將忠輝より津輕越中守

まで、十一人連署差出さしめたりしに、大阪にては、秀頼は勿論、其老臣たる片桐、大野など、一人としてこれに連署せざりしは、自身らは、何處までも太閤様御置目(秀吉の遺状)を楯にとりたるならん。されば家康もこれを不快に思ひ、片桐、大野等に、大阪の侍ども、主君は若年なり、誰取締る人もなく、段々不行儀に相成るべき間、今後は、代るく萬石以上の者、江戸、駿河へ諸大名並みに參勤致し然るべしとありしも、大阪方にては、こは君臣を離隔する手段となして、これに應せず、僅かに毎年頭に、秀頼の名代として使者を江戸、駿河に出して、これを彌縫したり。いか様家康の意は、大阪の君臣を離隔せさすべき計略に相違なきも、既に徳川幕府として創立せられたる上は、其憲法ともいふべき法度の誓約に入らず、又此勸告にも應せずとは、餘りに拙き仕方なり。

〔治外法権地〕 如上の法度誓約に入らざれば、大阪は徳川幕府の治外法権たるを以て、前の誓約文に所謂「背御法度」違「上意」輩は、何れも大阪を以て一時の隠れ家となしたるは、細川忠興の子満五郎が、父と不和なるより、去りて大阪に至りし如き、又黒田長政の家老後藤又兵衛基次が、主人長政を恨みて黒田家を立退き、南部信直の家老南部左衛門が、主人と不和にて立退きたる類皆是なり。斯る輩は、攝河泉の間に潜み隠れたりしかど、所謂秀頼様御藏入の地といふを以て、如何ともなし難く、勿論公然と豊臣氏へ掛合ひを申込むなどは、故太閤の威勢未だ全く消滅せざる折柄な

れば、逆も爲し得べきにあらねば、當時大阪の領内は、此等の如き輩陸續と入込みしなり。しかのみならず切支丹宗門は徳川幕府初めよりこれを嚴禁せしに、大阪城中には此信者多く、常に大阪城下に、外國の牧師、公然と教會を設けて、布教したる事は、日本西教史に詳かに見えたり。

これのみならず、大阪領内に在る神官僧侶より、人民に至るまで、一も徳川幕府の制裁を受けざる有様にて、其一斑をいへば、大阪領の人民と、徳川幕府領の社寺若くは人民と、土地の境界を争証せる事度々ありしも、悉く徳川幕府に於てこれを裁決せずして、(實際は裁決したくも、時の勢ひに於てなすを得ざりしなり)大阪の奉行に通牒して、其裁決を求めたり。斯る有様なれば、或場合に於ては、恰も兩政府の姿なりき。既に禁裡御料所の人民(社寺をも)と雖も、京都所司代の裁決を仰ぐ日に當りて、大阪領内の人民は、所司代も手を付けられぬとは、尤も不都合千萬の事にて、これ亦甚だ拙き仕方なり。

〔鐘銘事件〕 豊臣氏其ものたる、徳川氏に於ては眼の上の瘤なりしは、前條に述べたる如くなるに、其施治の上に於ても一の邪魔物たりし上は、これが討伐の鋒先を免れんとすとも、得べからざるはいふまでもなし。然るに家康自身を顧みれば、齡既に古稀に近づく、今にして此の邪魔物の處分を了せざれば、二代秀忠に至りては、容易に成功は覺束なし、否寧ろ其仕方に依ては、反對に自

亡に了らん。是に於て日暮れて道遠し、義理人情など、顧みるに遑あらず。即ち方寸を逆施行に
取り、漸く爪牙を露はして、慶長十七年頃より、事に觸れて難問を試みたり。曰く、大阪の家臣萬
石以上の輩は、大名並みに年々駿府、江戸に参勤すべし。曰く、秀頼にも、諸大名並みに所々普請
の手傳ひすべし。曰く、家康既に年老ゆ、唯秀忠、秀頼などの仕向けに依て餘年を送るべし。(金銀
を出さずる手段) 曰く、秀頼には諸大名の仕送り辭退すべし等の類、一として從來の手段に似ず、
大阪を壓服すべき口鋒なり。されば大阪方にも、これには俄かに應諾し難ければ、とやかくと辭柄
を設けて此口鋒を避けしも、避くれば避くる程家康の怒りを高め、益々難儀の淵に沈むを以て、慶
長十九年四月に、もはや進退極りしものか、前田利長に通牒して、其援助を求めたり。

其書翰はいかなる事を書きしかは、今傳はらざれば知るに由なしと雖も、前田家の傳ふる所に據れ
ば、秀頼公既に御年頃にも成らせられ候間、故太閤御置目の通り、速かに大阪に來りて、諸事相談
に相加はり候へといふ意味の淀殿の書翰に、別紙の通り仰遣はされ候上は、一刻も早く御上阪相成
り候様に、待入り候といふ意味にて、大野治長（ハナノナガ）の添書なりきと。前田利長此書を受くるや、直ちに
家臣をして駿府に持行かしめ、家康に差出して、大阪より斯る仰せを蒙りて候が、利長今は隱居の
身なれば、中々参り申すべき様なし、但し金銀などの御用にも候は、重ねて嗣子筑前守方へ仰下

さるべしとの返事を仕りたりと言上せしめしにぞ、(勿論大阪へは、右の如く返書を呈せしならん)家
康、今こそ我が事成れりとして、先づ大阪と手切れの第一着手として、先きに大阪へ内意を申入れて、
京都大佛再建を勸めて、既に佛殿は成就しければ、やがて大佛鑄造の日、冶工等誤りて火を失し、
(此失火は蓋し誤りに非ず、家康の内意にて故意になしたりと思はる)灰燼となりしかば、更に又巨
萬の財を費して、佛堂、佛像等を竣工せしめ、依りて其供養を執行せんとせしに、板倉勝重を以て
家康より、供養總奉行たる片桐且元に、其供養に天台、眞言の二宗、何れを前とし、何れを後にす
るかを尋ねしに、總べて同日に執り行ふ筈の由答へしに、家康より重ねて、そは先例に相違すれば
兩日にすべし、總じて今度の儀、一向此方相談なきは奇怪なりとの譴責なるにぞ、片桐大に恐懼し
て、一々勝重の手を経て、家康の裁可を請ふ事となしたるに、又棟札の書き様、故典に相異せりと
の難詰に逢ひ、是れ亦漸く辨解して、彌々八月十五日を以て供養法會執行すべしとて、天台、眞言
の諸門跡を招請したるに、其期に及び、駿府より、板倉内膳正重昌急使（シゲマサ）として京着あり、大佛鐘の
銘文に大御所咒咀の文字ある間、其申披き相済むまでは、供養法會差止むとの旨なり。且元大に驚
き、供養法會は私にして私にあらず、既に奏聞の上、勅會に准じて各法親王御方を始め、着座公卿、
諸役の殿上人まで、其人を定められ、彌々明日となりたるに、今更恐れ多くも、これを止め申さん

事叶ふべくもあらず、奏聞したる事なれば、ともかくも法會は滞りなく執行なさしめよ、然る上は、某切腹して幾重にも大御所の御怒りを宥め申さんと申したれど、重昌、申さるゝ所は尤も道理あり、さりながら某は、法會差止めの御使をこそ承りつれ、其他は存せすと受付けざれば、且元も致し方なく、先づ右の旨を申して、勅會延引の事を奏請しけるに、重ねて家康より、銘文の不審申披きの爲め、駿府へ相越すべしとありしかば、且元彌々恐懼して、先づ銘文の作者清韓長老を召具し、駿府に下りたり。さて且元は駿府に下りたれど、家康の怒りを憚りて、態と駿府に入らず、阿部川驛に留り、しかも罪人の如く入寺謹慎して、本多上野介の許へ其由を申入りたりしに、果して輒く謁見を許されず、金地院崇傳、南光坊天海に上野介を差添へて、鐘の銘文中不審の廉々を糺されたり。

其一、鐘銘の序に家康の事を「右僕射源朝臣家康」と書きたり、こは「右は僕源朝臣家康を射る」との呪咀に出でたるにて、下たる秀頼君臣が、上たる家康を射んとの意なる事。

其二、銘文に、「國家安康」と、家康の二字を切離して書きたるは、正しく家康の身首を兩斷する呪咀に出でたるにて、其下文に「君臣豊樂」とあるは、こは「豊臣を君として樂む」と、自ら祝したる事。

其三、序に又「右亟相豊臣朝臣秀頼」とあるは、「右は亟ユキカに相シゴとなる豊臣朝臣」との意にて、又自ら

祝したる事。

以上の三點なりしが、且元は自身元來文盲の者なれば、斯る恐れ多き詞のありとは聊かも存せず、唯清韓長老に頼みて、彼れが書きたるまゝを用ひし由を陳じ、秀頼君臣に於ては毫も呪咀等の野心これなき由を切に辨解しければ、清韓を彦阪三太夫に預けて禁獄せしめ、其後暫くが間は、且元に何等の沙汰もなかりき。

因に云、此鐘銘の難問は頗る牽強附會の解釋にして、「國家安康」を以て家康を呪咀したりとなせるは、崇傳と天海となり。「右は僕源朝臣を射る」と解釋せしは林道春なり。但し家康より密旨を受けて、斯る見苦しき解釋をせしならん。

〔關東の要求〕 且元駿府に下向して、其事體容易ならざる由大阪へ聞えしかば、流石の淀殿も大に憂慮し、夫に就ては、太閤以來のなじみもあればとにや、大阪城中にて女中中の権力家を選び、大藏卿局に、外一名を差副へて駿府へ下し、家康の妾阿茶の局につきて、此度の事に就て下れる由を申入りしに、家康特に懇意を盡して、毫も怒色を顯はさず、且つ命じて、江戸に往きて秀忠の御臺所に謁見せしめ（御臺所は淀君の妹なり）などしければ、局等案外なるに驚き、折を以て鐘銘の事を申すに、家康は故らに氣色を和げ、淀殿には、さ程心配するに及ばずなど、一向に取合はざれば、

女の事とて欺かるゝとは知らず、大悦して歸途に就きたり。この時に於て家康は漸く且元を召出して、此度の事、汝文旨にて文句を解せざるは、予これを知れり、但し近來大阪の君臣甚だ穩かならず、能く和平に長久の方策を立つべしと嚴命ありて、やがて又天海と本多正純とを且元の旅宿に遣し、前同様の事を申させしに、且元大に當惑して、和平に長久の道とは如何なる御事なるか、愚意に考へ得ず、願はくは明白に嚴命を承りたしと申せども、唯要するに其元の方寸にあるべしとのみに申して、何とさしたる答へもなきまゝに、且元も、さらば大名並みに秀頼公江戸駿府へ御參勤ありて、且つ御母堂を證人として在江戸せしむるこそ、第一和平長久の道なるべけれど、其儀は中々某が力に及び申さずと申すに、兩人も、それこそ何よりの和平の道なれ、いか様にもして、其元右の如く取計らはるべし、畢竟は秀頼公日本一の名城に御座ありて、江戸、駿府は申すに及ばず、伏見へすら參上したまはねばこそ、大御所の御耳に様々の御噂さも達するなれ、此上は急ぎ歸りて此事を計らはるべしとの事にて、家康にも此儀尤も然るべしとありて、且元を遣されたり。

因に云、大阪陣の軍記類に此時の事を、且元の問ひに逢ひて、正純申すには、大阪城に秀頼公御座あるは、大御所に於て尤も御懸念ある處なれば、先づ大阪城を差上げて、大和の郡山（郡山）か播州の姫路城に、唯今の大阪の高を添へて賜はる様に御願ひある事はれ一つ、秀頼公、諸大名並みに江戸

駿府へ御參勤あるべき事はれ一つ、御母堂始め大阪の諸將等も、諸大名並みに江戸へ證人（人質）を差出さるべき事はれ一つ、以上の三つの内何れにても一箇條相調ひ候はゞ、此度の御怒りも和ぎ申すべしとありしかば、且元委細を聞きて、大阪城を差上げ申さん事は中々思ひもよらず、又秀頼公諸大名並みに江戸駿府へ參勤の事も、中々急には調ひ申すまじ、只御母堂證人として江戸へ御下向の事は、いかにも申勸め見るべしとあるは、餘りに家康の胸中を吐露し過ぎたる説にて信じ難し。唯正純等は何事も申さずして、頻りに且元を苦しめ、彼れが口より御母堂人質の事を申出させしは實説なるべし。

又厭他太平記と題する書あり、こは江戸にては餘り見かけざれど、上方より西國へかけて行はれし大阪陣の戦記なり。元より妄誕採るに足らざる説のみある俗書なるが、此書には、此時且元は、家康より彼の三箇條の難題を言掛けられしに、直ちに前二箇條は暫く猶豫を請ひて、淀殿人質の事は、いかにも畏りて候と御請けを申して大阪へ歸りしが、後大阪城を追出さるゝ際に、木村長門守重成一人、馬を飛ばして追付き、名残りを惜みける時、始めて且元胸中の秘密を重成に明しけるは、某御母堂を江戸へ人質に出すべしと約束せしは、深き存意のある事なり、其故は、家康既に七十歳なれば、其死去は必ず近年の内なるべし、依て先づ此事を承諾して、楮瀾々江戸へ御

下向と極りなば、江戸にて方數町の邸を申受け、此地ならしに數月を費し、夫より御殿普請に取掛り、これにも亦數月を費し、とかくする間に一年は過すべし、さて彌々御殿成就といふに及びて、密かに火を放ちて御殿を焼失させ、夫より重ねて地ならしより、更に御殿普請に又候一年は過すべし、然る間に家康も死去しなば、其の時はもはや御母堂御下向に及ばず、結局此方より上洛して關白職を申下し、さて太閤様御置目に違背の條々を言ひ立て、關東と一戦に及ばず、必ず太閤様以來の諸大名は、招かすとも御味方に集りて、めでたく御本望達せらるべきに、折角の心構へも、今は早水の泡となりて候と、涙を流して別れける云々とあり。是等は元より俗書の事なれば可否眞偽を論ずるにも及ばざれど、餘りに且元の胸中を寫し過ぎたる説なり。皆是れ大阪最員の輩が偽作したるならん。

〔且元の大坂退城〕 さて且元は、歸路京都に入りしに、板倉勝重故らにこれを抑留して、種々にもてなし、彼の局二人も、亦歸路京都に入りしかど、これには一向に取合はず、何となく様子ありげに見せしは、亦遙かに家康が授けたる計略なり。且元は元來正直なる上に、只管徳川方の歡心を得て、一時を彌縫せん念にかられて、大切なる用事を齎らしながら、心ならずも二三日を過せし間に、局どもは大阪へ歸り着きて、其復命の第一は家康よりの口上なりき。淀殿は婦人、秀頼は若輩の事、

何條此度の儀は存じ知るべきぞ、決して心配に及ばずとの一言は、忽ちに大阪城中をして萬歳を謳歌せしめたり。斯る中に且元歸城し、城中の太平を唱ふるに驚き、先づ七手組の輩を招きて、駿府にての始末を委しく語り、此上は是非に及ばず、淀殿江戸表へ御下りあるより外に、和平の手段なき由を申すに、局どもの復命とは萬里の相違なれば、何れが眞なるかの大疑問となりたり。是より先き、織田源吾長益有樂齋は、淀殿の叔父といふを以て大阪に在り、又織田常眞信雄も、淀殿と從兄弟の親を以て大阪に在りしが、長益は流石に信長の弟、淀殿の叔父といふを以て、諸人の崇敬も淺からざりしかば、己れ秀頼の後見とは行かずとも、先づ内後見位の地位を得て、大阪の政局に威勢を振はんと、野心は内々ありしならん、されど片桐且元、其弟主膳正貞隆の二人は、太閤遺命を楯にとりて一步も譲らず、殊に此兄弟は、兼てより家康の懇遇を受け居るものなり、かたゞ長益いかに思ふとも、此兄弟を如何ともなし難し。又信雄は、今は一の隱遁者なれ、昔日は濃尾の太守として、一旦秀吉と對戦したる程の人なれば、長益よりも己れこそ、折もあらば大阪の政局に當りてんの野心ありて、結局片桐兄弟を味方として、長益を斥けんの念ありし様なり。さて七組の輩、先づ且元より聞きたる概略を秀頼へ申達せしかば、秀頼大に不審ありて、前日駿府へ遣したる局どもを召して更に家康の口上を尋ねしかど、元より事實なれば毫も相違なし、依て且元が内意を以て

更に局共に尋問せしに、彼等は、さればこそ、駿府にて大御所は、以前に變らず御懇ろなりしかど、本多正純始め誰れ彼れは、何れも以前に變りて、我々に疎意ある様子なりしが、それに引きかへて片桐には、正純始め何れも懇意を盡し、折々且元が旅館へ訪問するを見及びたり、殊に今度歸城の途次京都に於て、所司代板倉勝重が且元のもてなし方、いつになき様にて、能樂まで催して饗應したるを、我々には一向に疎意の體なりきと、是れ亦在りし儘に申せば、倍は且元、本多正純等と結託して家康の威に預からんとの野心より、勿體なくも御母公を江戸へ人質にと企てしならんとの判断は大野治長に出で、是れ幸ひと治長に雷同せしは織田長益なり。こゝに於て明朝且元登城の上は、廊下に於て切害すべしと、既に其切り手をも定めて待ち居たるに、織田信雄其座に在りて之を聞きたるまゝ、密に且元に内通したり。且元は事の意外なるに驚きしも、今はせん術なければ、病ひと稱して登城せず、其上邸の四方要所々々に兵を配りて、嚴しく防備をなすなど、様子尋常ならざりしかば、淀殿始め、倍は秘密は漏れたり、此上は欺き呼びてんと、淀殿及び秀頼より直書の誓紙、決して異念なき由を認め、七手組の輩の中より、尤も且元に日頃親密なる者を選びて使に遣したれど、且元いかで斯る手段に乗るべき、いつまでも登城せず、専ら自家の防備を嚴重にせしかば、淀殿も今は容赦すべきにあらず、急ぎ七手の輩に、馳向ひて踏潰せと下知ありて、すはや一戦

も起らんとする際、信雄は、且元は兼てより大御所の御懇意になさるゝものなり、それを此所にて討果さんに於ては、必らず先度に増したる大難題を云ひかけらるべし、唯穩かに彼れを城外に追出すこそ上策なれと切に諫めしは、信雄一生涯の上出来なり。

右の如く、且元が苦心は、全く家康が苦肉のために水泡に歸し、剩へ其身大阪城より追出されて、其采邑攝州茨木の城へ蟄居する事となりしが、且元は僅々二萬石の高なれば、其家臣とても多からざるに、大野治長等が今にも七手組の輩に下知して兵を向けなば、忽ち敗亡せんを慮り、事の顛末を所司代板倉勝重の許に告げて、暗に救援を求めたり。勝重直ちにこれを駿府に報せしに、家康は始めより斯くあるべしと思ひ居たる事なれば、其悦び知るべし、依て一方は且元兄弟に書を贈りて、年來の勤勞を賞し、併せて退城の憂悶を慰め、此上は是非に及ばず、家康自身出馬して、若輩者共の我儘を制すべしとの意を述べたり。又一方には諸大名に令して、大阪に於て諸浪人を語らひ、穩かならざる様子の雜説どもこれあるに付、家康父子出馬の上、事の實否を相究むべしとの意を以てしたり。こゝに於て、何か一廉御奉公立てして子孫長久の基になさんと、兼て思ひ居たる事なれば、諸大名は我も〜と從軍を願出でたり。

家康、既に諸大名が己れに歸嚮せるを見て、猶其根柢を堅くせんとの意か、將た其歸嚮の信偽を疑

ひてか、先づ左の誓約をなさしめたり。

敬白天罰靈社起請文前書之事

- 一、奉_レ對_二兩御所様、(家康父子)不_レ可_レ存_二表裏別心_一事、
 - 一、對_レ背_二上意_一輩、(秀頼及び大阪方)一切不_レ可_レ申談_二事_一、
 - 一、被_レ仰出_二御法度以下、毛頭不_レ可_レ相背_二事_一、
- 右條々、於_二相背_一者、

梵天帝釋、四大天王、五道冥官、泰山府君、別_レ而天照皇太神、八幡大菩薩、愛宕大權現、伊豆箱根兩所權現、三島大明神、天滿大自在天神、部類眷屬、神罰冥罰、可_レ罷蒙_二者也、仍起請文如_レ件、

慶長十九年九月七日

諸大名署名華押血判

本多佐渡守殿

酒井雅樂頭殿(忠世)

斯の如き起請文を徴するに當りて、誰一人否をいふものなく、所謂太閤恩顧の加藤、福島、淺野を始め、皆悉く唯々諾々として血誓をなせしは、家康の仁徳に信服したるなりと、いへばいふもの、其實は、諸大名も諸士も、元龜天正以來、數十年間の戦争に疲れ果てたる上に、朝鮮の長陣に困弊

て、一日も早く天下太平になれかしとの冀望より、舊主家への義理立てとか、家康の背約とかなどいふことは、今更顧みもせず、又争ふ程の勇氣もなく、唯々子孫長久とのみに方向せるに依りしなり。

〔大阪の募兵〕

大阪方には初め全く片桐を以て君家を賣りたるものとなし、家康の意は眞に局どもが復命の如くなりと思ひ居しに、且元退城と聞きて、家康自身出馬して、若輩共の我儘を制止すべしとの事となりしかば、こゝに始て家康の意は局どもの復命の如きものにあらざるを覺り、大に周章せしかど、今更せん術なければ、太閤遺命の如く、大阪城を以て墓所と定むる(籠城)に決したるも、七手組に屬する旗_下士_外の別、別に應援の大名もなきを以て、急に詞を卑くし禮を厚くしたる書翰に、名刀一腰づゝを相添へ、使者を遣して應援を頼みしは、島津、毛利、黒田、池田、淺野、加藤、福島、蜂須賀、生駒、伊達、細川を始め、皆縁故ある諸大名なりしかど、何れもこれに答へず。中にも島津家は書も名刀も受けず、斷りを申述べ、伊達家などは、使者を縛して、徳川氏へ差出せるなどにて、一人も應ずるものなし。これと同時に人を四方に派して、名高き諸浪人を召集めしが、こは何れも其召しに應じて、西より東より陸續として相集り、中にも眞田幸村父子、長曾我部盛親、明石掃部、後藤基次等は其重なる人々なり。所司代板倉勝重は、斯くと聞くより、甲州浪

人小畑勘兵衛景憲といふものに、内意を含めて大阪の招きに應せしめ、一より十まで大阪城中の事を内通せさせしは、何所までも手の届きたる仕方、驚くに堪へたり。之に反して大阪方には、斯る手段のあるをすら覺らざる呑氣なれば、勝敗の機は、當初より既に分明なりしなり。

〔關東の準備〕 家康は前項に述べたる如く、諸大名より二心なき誓書を徴したるも、流石に豊臣恩顧の諸將には心置かれ、先づ福島正則の從軍を請ひしを許さずして、江戸は空虚の事なれば、何分にも留守を頼むとの巧言を以て、江戸に封じ込め、加藤忠廣（清正の子、清正は此前既に卒去せり）には、九州の事を宜しく頼むとの甘言を以て、一兵だも出させず、島津家久には、先きに琉球の功あればとて、是れ亦一兵を出させざるは、中々に用心深しといふべし。

其中に平野遠江守長元と、脇阪中務少輔安治とは、我々は御存じの如く太閤御取立ての者にて、秀頼と死を共にすべき筈なれば、願はくは大阪へ参りたく存ずれども、彼方より招きもなきに推して上るも如何なり、さりとして御供（家康父子の）にありて、現に大阪城に向ひて弓ひく事は何とも迷惑千萬なれば、御留守に罷在りたしと請ひて江戸に留りしは、實以て殊勝といふべし。

それよりも猶一層秀でたるは、古田織部正重勝（此人は千の利休の高弟にて、茶道に於て織部流の一派を開き、今も古織と世に稱へらるゝ、斯道の宗匠なり）とす。此人亦太閤の取立てなれど、其封

土は僅かに二萬石にて、秀吉在世と雖も、さして權勢のありしにもあらざれど、今大阪、關東と弓矢となるに當り、太閤の恩遇を蒙りし諸大名等、一人として弱き秀頼を扶くる人なく、悉く強き家康に味方するは、不義の甚しきものと憤慨し、己れ大阪へ入城したればとて、僅かの軍勢にて何程の働き出来べきぞ、それよりは城外に在りて奇功を樹てんと、其身手勢を引具して京の邸に入り、家臣どもを方々に分けて止宿せさせ、陽には兩將軍家の御入洛を待つと公言して、陰には家康父子入洛の上は、京師二條及び伏見の兩所に、折を見て一時に放火し、其騒亂に乗じて家康父子の本陣に切入らんと結構しつゝ、既に兩將軍入洛ありしかば、此由を密に大阪城へ内通し、京、伏見に火の手の揚るを見れば、其方よりも切つて上る様にと示し合はしゝに、彼の小畑勘兵衛といふ關東の廻し者に、悉くこれを知られて、勘兵衛は直ちに密に人を馳せて、板倉勝重に密告せしかば、勝重急に士卒に下知し、古田が家來の宿所宿所に踏込ましためて、悉く搦め捕りし上に、古田をも欺き招きにかけ、古田には死を賜へり。吁古田の義心、誰か感賞せざらん。されど當時徳川氏を憚るよりして、斯る苦計の義舉も遂に人の口にするものなきに至れるは、惜むべきの至りならずや。

〔冬陣及び和約〕 家康父子既に出馬ありて、大阪城の攻撃に着手するや、其兵百三十萬、古今未

曾有の大兵と揚言すと雖も、流石に不世出の秀吉が、子孫の死所にとて築立てたる城なれば、日々攻撃すれども、一向に其功を見ざるのみならず、城中よりの矢玉には、味方の死人彌々増加し、日敗軍のみなりしかば、今はせん術盡きて、更に手段を變じ、片桐且元を招き寄せ、これに大砲を授けて、秀頼及び淀殿平生居る所の方面に向ひて、日々射撃せしめ、傍ら京極宰相高次の母常光院は、淺井長政の二女にて、淀殿の妹なれば、これに旨を含めて、籠城の非なるを説き、假令一旦利を得らるゝとも、數年の籠城には、兵糧盡きて餓死に及ぶべし、且つはそれまでもなし、近日に但馬、石見、甲斐等の金銀山より、金堀ども多勢參着の筈なれば、これらに命じて、城を地の下より掘崩さする用意なり、此事成就の日は、櫓も塀も、地下より崩れて堀へ落つべし、然らば此方の雲霞の如き大軍、一時に其崩れ落ちたる櫓塀などを橋として城中へ亂入し、放火して切廻らば、落城は手の中にあるなど、虚喝を盡したる書を認めさせて、これを城中へ送り、又一方には、金工後藤庄三郎光次は、織田有樂及び大野治長等と日頃懇意なればとて、これを使者として、前の意味なる虚喝を告げて、斯る見易き勝敗を知りながら、何を頼みに籠城するぞ、それよりは今の内に和議をなさば、豊臣氏萬歳なるべしと、百方巧言を以て和議を勧誘せしめたり。城中にては、初めは和議に敢て耳を傾けざりしかど、再三再四となるに及び、且つは一日片桐且元が陣より放ちたる大砲、

淀殿居所の次の間に的中して、其座に在合せたる婦人、一人は即死し、他は重傷を負ひたり、斯る有様を見聞したるより、淀殿にも漸く怖氣付きて、和議に同意ありしが、客將たる眞田、後藤、長曾我部等は、舉りて利害を陳じて、和議の不得策を論せしと雖も、肝腎の御母公、専らに和議に同意なりしかば、今は如何ともなし難く、依て左の條件を付して、和議締結を約したり。

一、秀頼居城前々之通、分國(領邑)猶以同前之事、

一、召抱候諸浪人、異議有間敷事、

一、諸浪人召抱付ては、追而御扶助之可有御沙汰事、

大略右の如く、眞に茫漠たる條目なり。想ふに當時和議の條件は斯るものにては非ざるべしと雖も、一は大阪城と共に灰燼となり、一は徳川氏に於ては無用否有害の反故なれば、自ら燒棄てたる故ならんか。

因に云、此時城中和議の誓紙判元見届けとして、木村長門守重成が家康の陣中に來りしは名高き話にて、誰も知れる事ながら、徳川方の記録には、左の如き異説もあり。

大阪冬御陣御和睦の御判元拜見のため、城中より木村長門守と、郡主馬首(良列)の兩人なりしが、郡は副使の故にや、始終何事も申さず、尤も慰勸を盡し、に引替へて、木村は正使の故か、御側

近く進み寄り、やがて御誓紙を出さるゝに、押戴き拜見せんとせしを、大御所様、長門それには及ぶまじ、斯く兩家行末長くと、目出度申しかはしたる上は、少しも早く持歸りて、淀殿に御見せやれと仰せられしを、聞えぬ體にて押披おしひき拜見して、御前に向ひ、これは御判のみにて御血判はなく候、斯く御使を承りて參上仕候上は、何とぞ御直まの御血判をこそ、願奉り候と申しければ、大御所様にも、いかにも尤もの事なり、年老いて物忘れ勝なれば、血判の事は忘れたり、さらばこれへとて、再び御誓紙を御取りなされ、小刀を取らせ給ふに及び、木村は、もはやそれには及び申さずと申し上げんかと、各々思ひ居たるに、さはなくて急度御様子を守り居たりければ、折節御側に居合せたる御阿茶殿、(神尾氏、又一書にはおかち殿ともあり、おかちは太田氏、水戸家の祖頼房卿の養母なり) 密に自身の指を、御持ちなされたる小刀に添へて、御介抱申上ぐる體にもてなして、自身の指の血を御指に付けしかば、大御所様には、其ま、誓紙へ御付け成されて、木村に下されけるが、木村も流石御威光に眼も暗みしか、其ま、押戴き持歸れり、(派連軍)

こは家康が眞に血判をしながら、間もなく其誓紙を破りて、大阪を亡したりといふ誹りを避けんため、故らに斯る愚説を作りなせると見えたり。既に血判を迫る程の木村が目前にて、斯る手品師的の事なるべきや。抑も此和議たる、元より永久を期して約したる家康にあらず、さればこ

れを破る事も、此時既に意中にこそは在りしなれ。畢竟事局の大體を究めざる愚説は、徳川方の記録に往々見る所、實に最眞の引倒しとやいはん。

又此時大阪城中へ、秀頼の判元見届けとして、家康方よりは板倉内膳正重昌を遣したりしに、家康は宛名の事いひ含むべきを忘れて、重昌が出でたる後にて思ひ付き、密かに心配なし居たるに、重昌、秀頼の前に出でしに、秀頼より、宛名は兩將軍にすべきかとありしに、いや大御所御一名にて宜しくと申して、血判を受取りて歸り來りしに、家康、重昌の面を見るや否や、其方に一大事の事を申付くるを、はたと忘れたり、宛名は如何とありしに、重昌、別に仰付けられもなく候へども、大御所様と仕りて候と申しければ、家康、借は出來したり、安心せりと悦ばれしとは、東照宮實紀などにも録せられて、徳川方にては名高き話なるが、此一事にても、此和議は永久の事に非ざるを證するに足る。何となれば、兩將軍としては、中々これを破る事は至難なり、此時家康歳七十、明日を知れぬ老體なれば、死後に秀忠がこれを破るに至らば、必らずや豊臣恩顧の諸將等の物議を惹起して、事態甚だ面倒なるべし、それに引替へて家康一名なれば、家康自身がこれを破るとも、諸大名泣寝入りとなりて、些の物議なきは明白なり、若し明日にも家康薨去あらんには、秀忠は此誓紙に關係なき人なれば、大阪を攻むるに毫も背盟の非難なし、斯る要點あ

ればこそ、家康一人の宛名にはしたるなれ。實に攻城に倦み果て、和議を申込みながら、他日の勝點を獲得して遺算なきは、敬服の外なし。

又此時重昌は、秀頼の御前に出でたるも、其間餘程隔りて、眞の血判か否かを伺ふに由なきゆゑ、大野治長に向ひ、秀頼公の御大兵と申す事は、兼々承り申して候が、今日親しく拜し奉りて候、大御所へ申し上げためなれば、御免下されといひて、扇を取りて側近く進みより、御膝の丈を量る體にもてなして、御血判の眞實を見届けたりとは、明良洪範等の類に見えたり。こは木村重成が家康に迫りて、血判させせたりとの美談(家康にとりては不美談)あるにより、これに對したる僞作の愚説なり。何となれば大切なる和議誓約の使にて、正々堂々たる式正の座席に於て、且つは右大臣たる高貴の人に對し、不敬千萬にも、己が腰にさしたる扇を以て貴人の膝を量るなどは、實に有り得べからざる事にて、これらは禮を辨へざる野人輩の妄作なるべし。

〔城壕の埋却〕 右の如く和議全く成るに及び、家康より更に大阪方へ申入りしは、此度の和議は悉く大阪方の無事のみに歸着して、兩將軍、大軍を率ゐて、遙々出馬したるしとは聊かもなし、關東にて大阪方の申し條を異議なく承諾したる上は、大阪方にも兩將軍御出馬のしるしは、立てられ申すべしとの事なり。大阪方にては、兩將軍出馬のしるしとは、いかなる事かと反問せし

に、戦の法、兵を收むる式なくて叶はず、依て然るべき人質と、城の一部を破却あるべし、但し其人夫は關東より差出すべしとの事なれば、大野治長等も大に驚き、とやかく否みしかど、それならば和議は此方より破るにあらずして、其方より破る事なれば、再び開戦あるべしと申されて、今更再戦も如何なりとてか、されば人質としては治長が子を差出すべし、城の一部を破却とは難儀なれば、唯外堀の一部を埋立つべしと申すを、家康早速承諾ありて、本多正純を奉行として、關東即ち譜代大名の士卒數萬人を引具し、大阪城に至り、櫓といはず、塀といはず、悉く打毀ちて堀の中に投入れ、剝へ石垣を崩し込みしかば、外堀は數日ならずして平地となり、猶も進んで二の郭に入り、中仕切りの堀をも埋立て始めければ、大野治長等大いに驚き、急ぎ人を派して止めしめしに、彼等は、大御所の仰せの由にて、本多正純よりの差圖なり、それを止めんとならば、本多正純に申さるべし、我々は、奉行たる本多正純の差圖を受くるもの、各の差圖を受くべきにあらずといふ、急ぎ本多に面會せんとしたるに、此程は所勞散々の體にて、住吉の旅宿に罷在るとて出合はず、とかくする間に數萬の人数が、晝夜にかけての事なれば、第二の堀も半ば過ぐる程埋立てたる頃に正純出で來り、我等は唯堀を埋めよと仰せを受けて候が、借は承り違ひなりしか、今一度上意を伺ひ返答申すべしとて、やがて某が承り違ひにて、實は外堀一重の事なりしを、今更申すべき様なし、此上

は引籠りて、大御所の御沙汰を待ち申すにて候とて、人数を引きまとめて伏見へ引上げたり。依て大阪より伏見へ使を遣し、家康に正純が専横を訴へしに、家康も大に驚きたる體にて、予に於ても秀頼御母子に對し、何とも申譯なし、依て正純には切腹申付けんとは存すれども、折角和議のためたき折に、一人にても人を殺すとは不祥の事なり、枉げて予に免じて御ゆるしあるべし、其上斯く和睦の上は、今更城の堀のと、要害沙汰は無用になされて、然るべしなど、所謂不得要領の返答なれば、使者も是非なく泣寝入りとなりて、歸城したり。

〔大阪の決意〕　こゝに於て始て淀殿始め、和議とは偽りにて、實は術計を以て大阪を亡すべき手段なりと、諸客將の諫争せしこと、今は事實となりければ、憤怒やる方なく、さらば此方よりも、約束の如く駿府へ使を遣して、諸士の扶助を申受くべしとて、伊藤式部少輔（七手組の一人）に大藏卿局を副へて差下し、其由を申入りしに、家康は、聞くとひとしく大に怒り、元來秀頼親子は、去年將軍（秀忠）が是非に討果すべしと申張りしを、我等太閤以來の筋目もあれば、様々に將軍を申宥めて、親子の命を助けたる上に、城地、分國相違なく申付けたる上は、今後は秀頼にも、將軍の如く予に仕ふべき筈なるに、猶も扶助とは何事ぞ、大阪の諸士は大閤以來養ひ來れる者共なれば、今更子より扶助すべき道理なし、偕は其他の諸士とは、去年籠城の時、諸方より召集めたる浪人なる

べし、此者共は予父子に刀を當てんとしたる曲者共なれば、何ぞ予より扶助すべき、よし予より扶助すべきかと申すとも、秀頼親子が、眞實子に對しての恩義を知らば、堅く辭退して、早々浪人共を追拂ひてこそ然るべきに、其まゝ抱へ置くのみならず、予に扶持せよとは何事ぞと、烈火の如く言ひ放たれて、二人は返す詞もなく、早々大阪へ歸らんとしけるが、伊藤式部少輔をば歸ることを許さず、駿府に抑留して、局のみを歸らしめたり。

局大阪へ歸城して、右の趣復命するや、大阪の上下、聲をあげて歎き憤ると雖も、かひなし、こゝに於て如何にせんと評議ありしも、今までは太閤様御遺言とて、律義にして頼母敷き内府親子と思ひこみ、あれは誰れかの讒言、これは彼れが讒言と、一人極めに頼みをかけしは、全く迷ひの夢なりし事を悟りては、今は他にせん術なし、再び籠城して潔く討死する外道なければ、それに一決して、再び敵意を顯したりしかど、去年とは雲泥の相違にて、城とはいへ、外郭も二の郭も、堀も溝も埋立てられ、僅に本丸計り、裸城ヌカドとなりて残れるのみなれば、いかなる名將勇士が籠ればとて、いかで運を開くべき、當時の大阪城上下の悲憤は、いか計りかは察するに餘りあり。

〔夏陣及び豊臣氏滅亡〕　さて大阪城にては、再び敵對の色を立てしと駿府へ聞えしかば、家康は、元より斯くある様にと仕組みたる事なれば、去年とは是れ亦雲泥の相違にて、大兵を引連れず、大

概去年の三分一程の軍勢にて、井伊直孝と藤堂高虎とを先陣とし、前田利常(加賀)と越前の忠直とを旗本の先手とし、大和口よりは、伊達政宗の人数と水野日向守勝成等とを先手として、何れも元龜天正以來、世に鳴り響きたる諸將は除きて、所謂第二流の若年壯年の輩のみ率ゐて家康父子出馬ありしは、一は豎子共に謀るに足らずと一呑みにしたると、一は今大阪を滅しぬれば、今後は國中に戦争といふ事は夢にだも見まじければ、壯年の輩に親しく戦場の辛酸を會得せしめんの思慮とに出でたるなるべし。

大阪方にては、既に決死を極めたる事なれば、其勇氣も亦前年に譲らずと雖も、守る能はざる所を守らんよりは、潔く切つて出で、武勇の程を示さんとの意氣込みと見えて、彌々兩軍對戦となるや、大阪方は大和口、天王寺口等、皆其方面方面へ討つて出でしかも其戦況といへば、所謂進むありて退くなく、鐵壁も破らん勇威を振ひしかば、其兵力の強勢なるに、東軍や、もすれば敗ると雖も、いかにせん、他に應援あるにあらず、後藤基次、薄田兼相など、既に戦死したりければ、其後を繼ぐべき大將なく、一將死して一陣敗すと云ふ有様にて、遂に大勢は關東の勝利に歸したり。されど家康が胸中竊かに怖るゝものあり、そは何なりやといふに、秀頼の出馬なり。何となれば、諸大名悉く家康が籠絡に卷込まれて、毫も二心なきは、前項に述べたる誓紙の面に徴しても明白なれども、

今にも秀頼最後の一戦せんと、親から城外に打つて出でなば、流石に太閤の御跡目たる方なれば、家康が先手と頼みたる伊達、藤堂など、いかでこれに打つてかゝるべき、よし戈を倒にして、家康の本陣へ打ちかゝらすとも、必ずや路を開きて、秀頼の一軍をして、易々と家康の旗本へ打ちかゝらしむるに相違なし、然る時は必死を極めたる一軍なれば、所謂死物狂ひに働きなば、戦ひ疲れたる徳川の旗本勢が、此新手を相手にしては、勝敗輒く決すべからず、萬一敗色にならんか、いかなる所より裏切りあらんも圖られず、是れ家康の大に苦心せる點なり。因りて去年人質として取置きたる大野治長の子治安(一には治利とも又は治孝などもあり)に命じ、急ぎ父治長の許に一書を贈るべしとて、諸客將(眞田、明石などをいふ)の遠く城外へ打つて出で、秀頼の出馬を待つは、是れ深き子細のある事にて、城方に結局勝利はなきために、先づ秀頼を城より誘引出して、關東方へ引渡し、それを功に己れ等が助命を乞はん企てなる事は、内通ありたり、斯くなれば大御所にも、將軍にも、秀頼を助けたくも助けられざれば、秀頼にはいづくまでも城中に在りて、此諸客將等が言を聞入れず、穩便の計らひこそ然るべし、畢竟此度の戦は諸浪人等が申し勧めたるにて、秀頼の本意にあらざれば、大御所元より存じの事なれば、太閤の御筋目を思へば、何しに生害せしむべき、此事の決断は、今に於ては治長一人にある事なればとの偽言を認めさせ、これを治長より子の傳役

に付け來りし家來に持たせて、急に城中へ遣りたりしに、城中にては、今既に秀頼出馬とひしめける矢先きに此急使に接しければ、治長も半信半疑の中に惑ひ、真田、明石などよりは、機失ふべからず、疾く御出馬あれと、矢を射る如く城中へ催促すと雖も、治長等は、只管秀頼母子の助命といふに心を奪はれて、とやかくと秀頼の出馬を延したりしに、流石は真田幸村なり、兼ての約束をたがひて秀頼の出馬なきは、某を疑ふと見えたりとて、子の大助を城中へ人質として遣し、猶も出馬を促し、に、此時既に治長及び速見甲斐守などは、全く秀頼の出馬を停めて、助命を乞ふの一事に決せし後なりければ、幸村等も此上は力及ばずと、各々憤然として、深く家康の旗本に切りかゝり、亂軍の中に討死し、城方遂に總敗軍となりぬ、此様子を見て、城中にも野心の者出で、城に火をかけたれば、秀頼今は釜中の魚の如くなりたれど、治長等は、先きの家康の偽言を眞實と思ひ頼みて、秀頼母子助命の事を彼の使のものに申含めて、家康の本陣へ遣したれば、家康の術計全く的中したり。因りて城中安心のため(實は秀頼出馬なからんため)とて、片桐且元を以て、治長に城中の人数書を徴するなど、いかにも助命相違なき様に見せかけ、今や全く勝利を得て、秀頼出で來るとも、些の憂ひなきに至りて、始めて假面を脱し、さらば早々秀頼母子には出城ありて、先づ高野山へ赴くべしと申送りしに、治長より、城中既に焼亡して乗物もなし、いかに敗軍の上とは申せ、

秀頼母子、諸軍勢の中を、面を曝して通り難ければ、御芳志に乗物二挺賜りたしとありしを、家康より、乗物は一挺もなし、但し片桐且元が許に一挺あり、それに淀殿乗るべし、秀頼は歩行にて出城あるべしと、所謂出來ざる相談を返答し、重ねて秀頼助命の儀は、何分將軍に於て承引なし、いかにも是非に及ばざる事なりと申遣はして、先手の井伊直孝に内命して、城へ向けて、鐵砲を一齊につるべかけて放させたり。是に於て秀頼母子主従二十餘人、自害して失せぬ、是れ實に慶長二十年(七月改元して元和元年)五月八日なり。

〔秀頼遁出に關する俗説〕 然るに秀頼遁出せりと云ふ俗説あるを以て左に之を辨す。

備前老人物語といふ書(朝倉景衡が遺老物語中にあり)に、此時治長等、秀頼を赤裸にして、太閤秘藏の吉光の短刀を持たせ、菫に包みて城の水門より堀へ流し込みしに、兼て内通し置きたれば、織田有樂の舟にて助け揚げ、舟底に隠して川口まで漕行き、こゝにて加藤清正が舟のかゝり居しに移したり、此舟は兼て用意せる事なれば、舟底を二重に作りたり、その底の方に隠し置きて漕出し、夫より大船に移して、肥後の國へ伴ひ還り云々とあり。

又落穂雜談一言集には、やはり前書の如く城を出で、やがて島津家の船に移りて、恙なく薩摩に通れ、彼の地の谷山といふ所に閑居して、一生を安樂に送り、延寶年中、齡ひ八十餘歳にて歿

したり、これより先き、島津家より具足師岩井與左衛門方へ、ある年具足の修繕を申付けしに、其結構美麗、中々世の常の具足にあらず、金物は總金にて、紋は桐のとうなりしが、これは先代與左衛門が、秀頼誕生後、具足初の時、太閤の仰せをうけて緘したる具足に寸分違はざりしかば、大に不審に思ひ居たりしに、其後嚴有院様(徳川四代將軍家綱)御代になりて、島津家より大小を入れたりと見ゆる箱を、封のまゝ獻上して、彼の人の遺物の由言上せしに、嚴有院様にも、借は彼の人も死せしよなと上意にて、彼の箱を開かせられしに、中に又箱ありて、上に豊臣右大臣と書きたり云々とあり。

又彼の厭蝕太平記には、秀頼は申すに及ばず、眞田父子、後藤、明石等まで、一人も死せずして、薩摩に遁れたりとして、其中に、いかなる故か、薄田隼人正兼相一人のみは、全く死したりとありて、現に生捕となりて刑せられたる長曾我部盛親をさへ、遁れたる如く書きなせり。

以上の諸説は、元より論ずるまでもなき妄誕なれど、茲にざつと論せんに、赤裸になして菰に(蒲團といふ説もあり)包みて、城の水門より流したりとは、小兒ならばいざ知らず、二十四歳、しかも肥満にて大兵なりと、實録に見えたる秀頼を、いかでかゝる事なるべきぞ。假りに一步を譲りて流れ出でたりとするも、菰に包れて水に浸れるからは、よも生きては居らるまじ。赤裸に

て水門より堀へ飛び込みて、泳ぎたりとしても、現に今も見る、彼の大坂城の高き下水の水門より堀まで落つるには數丈の間敷なれば、是れ亦無事にありしや否や疑はし。殊に二重底の下方に隠したりとは、數時間中よも窒息せで在るべき歟。彼れといひ是れといひ、参考に資する價值なし。又第二の説に至りては、殆んど辨するの價ひなし。全然僞作の妄説なり。第一具足の紋に桐のとうとあり、これを島津家より出したりとて、何の不思議もなし。何となれば、島津家にては桐のとう、即ち俗にいふ五七の桐を用ふればなり。其上世の常の具足に似ざる結構美麗とても然り、流石は薩隅日三州に琉球までを支配して、諸大名中に二と算へられて、三と下らざる大家なれば、尋常に秀でたる結構美麗は、さもあるべき筈。從來甲冑は、俗に武士の死装束とも、或は武士が死後の花などいひて、士たるものは、たゞの平士にてだに、及ぶべきだけの心を用ひて製作せざるは常の事なり。さればこそ、古田の唐冠の兜とか、細川の山鳥の兜とか、加藤の立烏帽子とかと、世に名物と稱へらるゝもの數々あり。且つ又嚴有院の時遺物を上げたりとは、何月何日といふ事も詳かならざる上に、豊臣右大臣など、書くべきやは、羽柴とこそ、書くべけれ。これ亦一向採るに足らざる説なり。

しかはいへ、其當時にありても、秀頼は遁れたりとの浮説流言の専ら行はれしと見えて、其頃本

邦在留の耶蘇教師が著したる日本西教史の第十四章に、大阪落城の事を記したる末に「或は秀頼は死せずして、西國の一諸侯の許に遁れたりともいふ」とあり。想ふに此夏陣に第一に骨を折りて働きしは、前田家、越前家、藤堂家、井伊家等なり、中にも前田家は、太閤の時は深き關係ありて、第二の豊臣氏ともいふべき程の地位にあり、越前家は、此時は忠直の代なれど、其父秀康は、家康より人質として、秀吉方に遣はせしを、秀吉猶子としたる關係あり、藤堂高虎は、秀吉の弟大和大納言秀長の家老にて、秀長薨去の後高野山に遁世せしを、秀吉呼迎へて、五萬石を興へて大名に取立てたる關係あり、斯る人々が第一に骨を折りて、秀頼に切腹させたりとは、時勢とはいへ、當時義を重んずる士風の中なれば、世上に對して面目なきまゝに、幸ひと秀頼主従が自殺して、火を放ちたるため、死骸といふものも殘留せざるより、斯る説を故らに構造して、内々風評せしを、京畿は、數十年來豊臣氏の恩澤あるより、人情としてこれを傾聽して、最眞論に、實は西國へ遁れたりなどいひしものならん。現に明治十年西南の役に於ける西郷隆盛も、これと同様の浮説ありしを想ひ合すべし。

されど西國邊にては、大和へ遁れたりと風説せしものと見えて、明史日本傳の中に「頼實不死、遁至大和、遂不知所終」とあるは、正しく長崎、大村邊にて専らに言ひ觸せしを、其頃來航せる明の商人等聞取りて、本國に持還りしを採用せるものと思はる。

右の如く、實に死せる秀頼を、生存せりとの流説あるを、何故に家康は咎めざるかは、是れ尤も玩味すべき問題なり。そは西國へ遁れたりといへば、尤も家康に取りては悦ぶべき風説なり。何となれば、西國にて尤も豊臣氏に關係深き大名は加藤家なり、勿論此時清正は死して、子の忠廣が代なれども、猶肥後一國を領して、秀吉時代より世に聞えたる勇將猛士を多く持居たれば、此家を安全になし置くは、徳川氏に於ては甚だ心配なり、因りて斯る風説あるを幸ひ、他日加藤家を潰すべき好材料なれば、尤も天の云はしむる所と傾聽せしならん。

さはいへ、今も猶或る一部の人々には、秀頼の遁出を以て、最も確説として信する向きもある様なり。さて其論據は、家康は、從來諸書にも見ゆる如く、寛仁大度の名将なれば、何ぞ秀頼を殺す如き殘酷をなすべきや、畢竟大阪陣なるものは、眼の上の瘤ともいふべき、豊臣氏を滅せば足るのみ、豎子の生死の如きは、元より問ふ所にあらずといふにあり。而して其證としては、家康、大阪城の天守に火の手の揚るを見るや、偕は秀頼切腹と見えたり、もはや軍は勝ちたり、急ぎ駕をとて、板倉内膳正一人を従へて、其まゝ京師に上られたり、時に御側の人より、未だ秀頼の生死の程は不定に候へば、暫く御猶豫あるべきかと申したるに、家康は、城の天守に火をかくるは、

大將討死の證據なるぞとて、直ちに出發されたりと、駿府政事録（駿府政事録は、家康の左右に昵近したる後藤庄三郎光次が、幕府の史官として筆記したる日記にして、これを林道春の家に傳へしものを駿府記と題せり）を始め、當時の實録に記載あるを見て、是れ則ち家康が秀頼のため一條の活路を與へたるに非ずやといふに過ぎず。一應は尤もらしき説の如くなれども、所詮は當時の戰爭上に於ける儀式を解せず、又只管家康を寛仁なりと買被りたる偏見なり。其理由を左に簡單に述べべし。

天守に火の手の揚るは、敵將自殺の證とは、是れ則ち當時戰爭上に於ける儀式なり。抑も天守なるものは、其城堡の精神の在る所として尊崇せるものにて、假令ひ實際は其建築物なくとも、これを建築すべき臺は必ずなかるべからざるは、古來城築造の法なり。故にこれあるを城といひ、これなきは陣屋といふ。されば城攻めには、先づ此天守に向ひて鎗矢を放すを以て開戦の禮儀とす、其後は何程城攻めにあぐめばとて、天守に向ひて矢炮を放たざるを以て、亦城攻めの禮儀とせり、若しこれを犯すものあれば、そは士の禮儀を知らざるものとして敵味方ともに爪弾きする程の事なり。看よ、何れの戦ひに於ても、敵より天守を焼討せる事なきは此故なり。さるからに天守に火の手の揚るを見て城將自殺せるを知りて、敵將の退陣せるは、獨り此大阪陣に於ける

家康のみにあらず、志津ヶ嶽に秀吉が、柴田勝家の越前北庄の城へ攻寄せしに、勝家天守に火をかけ自殺す、其火の手を見て、秀吉馬を還して加能に向ひしも同一なり。決して一條の活路を與ふるためにあらざるなり。よし活路を與へたりとすとも、堂々たる敵將が見苦しくも落城遁走の雜人原に入交りて逃出し、名もなき雜兵共の追討、追剝に逢ふの卑怯をなすべきか。

家康が秀頼を助くるの意、否欺きて自殺せしめしは前に述べたる如し。これのみならず、大阪落城の際、雜人原に交りて秀頼妾腹の男子國松丸が、僅か六歳（一書には七歳ともあり）にて伏見の農家に忍び居たるを搜り出し、搦め捕り、三條河原に於て穢多の手に掛けて首を刎ねさせたるは、いかに殘酷の極ならずや。こは敵將の遺子なれば、殺すも尤もの事なりといはんも、右大臣秀頼の一子にて、其父秀頼は、前年までは家康が臣従したる人なるに、敗軍の後とは申せ、其子を殺すに人らしきものゝ手に掛くるは、せめてもの武士の情なるべきに、人外視せる穢多の手に掛くるとは無情の極といふべし。されば此一事には、後年まで武士道吟味の折に内々一問題となりしと見え、小早川式部、真田増譽などいふ軍學者も、此事は神祖家康の深き神慮のありしなるべしと、逃口上をいひ居れり。これのみならず、片桐且元は、前に述べたる如く、家康の欺言を眞實と心得て、大阪城中へ家臣を遣し、確かに秀頼母子の存在を始め、隨從男女の氏名までも筆記

して、助命の取持ちをしたるに、忽ち掌を反す如き結果となりて、秀頼始め自殺せしかば、憤りにや耐へざりけん、又は面目なくや思ひけん、自ら食を絶ちて五月二十日、即ち大阪落城後二周目を出でずして死したり。(一説には自殺とあれど信じ難し)

以上を玩味すれば、家康の意は、秀頼の活路は儲置き、豊臣氏の血胤は、根絶せんとするに在りしなり。

さて大阪城は、家康の意志の如く滅亡に歸したれど、猶も諸大名が、故太閤を想ふの念をも絶たんとてか、京都東山なる豊國大明神(秀吉を神祭せる宮)の社殿を毀ち、昨日までは勅祭たりし神主を、奏請して其神號を削り、僧形となして、大佛方廣寺の内に遷し、且つ阿彌陀が峰なる廟塔を撤却して、大佛境内の一隅に移せるなどは、決して寛仁大度の所爲にあらず。殆ど屍に鞭打つの愚といふべきも、これ實に前日豊臣氏に屈下したる鬱憤を、一時に散せしを自白せるなり。

朝廷に對し奉りての家康

家康孫女の入内勅許、諸公家法式

〔家康孫女の入内勅許、諸公家法式〕 秀吉の朝廷に對し奉れる崇敬は誇張的なりき、故に事々に於

て、其心意よりも華麗なり、されど華麗は人の悦ぶ所なれば、長くも至尊を始め奉り、宮、公卿、其他地下の官人輩に至るまで賞賛措かず。されば時の至尊後陽成帝の弟宮を以て、自己の猶子とし、別に一親王家を起して、八條宮桂宮の祖と稱し奉れるなどは、今より見れば憚り多く、僭上至極の様なれど、恐れ多くも當時御衰微の朝廷なれば、深く御満足あらせられ、從て諸公卿も其奉上の厚きに服せり。斯る有様なれば、其關係の親密なるは、いはでも知るべし。家康其後を繼ぐに當り、俄かに豊臣氏と同一の優渥に浴せんと欲するも、豈に容易に望みを達すべけんや、こゝに於て一策を案出したるは、女御入内の事これなり。此事は、諸書に、朝廷より内命ありしも、家康固辭して應せず、再三にして勅を奉せりとあるは、關東方の虚辭の記載なり、其實は、家康より藤堂高虎に内意を示して、近衛前關白信尹ノブタカに説かしたるなり。信尹は後陽成帝の皇后(但し當時は皇后冊立の儀なしと雖も今斯く謹稱す)中和門院の御兄にして、後水尾帝の御外戚なればなり。されど武家の女にて入内とは、開關以來未曾有の事なれば、(但し平清盛の女の入内の事あれども、こは武家より直ちに入内せしにあらず、時の上皇后白河院の御猶子となりて、入内ありしなり、故に九條兼實の日記玉葉にも「上皇姫君入内」と記されたり)始めは中々に御許容なく、菊桐の御紋下賜、又は従一位太政大臣宣下など、これを換ふる御優遇の御内勅ありしと雖も、家康頑然として拜せず、一意

秀忠の女即ち自己の孫を以て、東宮(後水尾帝)の女御に供せん事をのみ翹望したり。さるからに遂には朝廷に於ても、往時源頼朝も、其女を以て後土御門帝の女御に供せんと奏請して、御許容ありし例(但しこれは入内せざる間に死せり)もあればとて、漸く御許容ありしかば、家康は即ち之に就ても朝廷の御事情を熟知せざるべからずとありて、前權大納言日野輝資、其頃入道して唯心と號せし人を駿府に呼下して、之を顧問となし、やゝ會得するに及びて、朝廷に對し奉る方針を立てたり。

公家衆法度

- 一、公家衆家々之學問、晝夜無^ニ油斷^ニ様、可^レ被^ニ仰付^ニ事、
- 一、不^レ寄^ニ老若^ニ、背^ニ行儀法度^ニ輩者、可^レ處^ニ流罪^ニ、但依^ニ罪輕重^ニ、可^レ定^ニ年序^ニ事、
- 一、晝夜之御番、老若共無^ニ懈怠^ニ相勤、其外正威儀相調、伺、候之時刻、如^ニ式目^ニ參勤仕様^ニ可^レ被^ニ仰付^ニ事、

一、晝夜共無^ニ指用^ニ所町小路徘徊、堅停止之事、

一、公宴之外、私而不似合勝負、并於^ニ不行儀之青侍以下拘置輩^ニ者、流罪同^ニ先條^ニ事、

右之條々相定所也、從^ニ五攝家并傳奏^ニ、其届有^レ之時、可^レ行^ニ武家之沙汰^ニ者也、

慶長十八年六月十六日

右の如き法度を出したり、蓋し武家より朝廷に對し奉りて、法度を出し、は是れぞ初めなる。こは是より先き慶長十二年、若き公家衆と宮中女官との醜行あり、其事遂に天聽に達せしかば、逆鱗あらせられて、嚴重の罪科に處すべき旨、幕府へ御下命ありしかば、家康悉く此等の輩を駿府に呼下し、一々に罪條を推問して、男女十餘人を悉く遠流に處したりしに、獨り猪熊左少將のみ、此醜行の張本にてありながら、事露るゝや、咎めを怖れて西國へ逐電せしを、やがて搦め捕りて死刑に處したり、こゝに於て公家衆らは、大に武家を畏怖するの念を起したりしかば、これを機として先づ此法度を出したるなり。これよりして幕府が朝廷に對し奉る崇敬は、常に抑裁的に出でたり。故に事によりては、其心意よりも緊縮的に失せるを以て、往々にして朝廷、幕府の間、暗々裏に衝突する事ありしは、徳川幕府の末路に至るまで演じ來りて、其結果は、遂に大政返上の發表となりしなり。

公家武家寺院の諸法度

公家法度——武家法度——淨土宗法度——五山十刹法度——大徳寺法度——永平寺法度——眞言宗法度——總收

〔公家法度〕 家康既に大阪を滅して、眼の上の瘤を除きしかば、此上は只四海昇平、即ち自家萬年の事を圖らざるべからず。之を圖るには、あらゆる方面を檢束して、其範圍を區分し、而してこれが制裁を自家に仰がしむるにあらざれば、主權の實擧らざるなり。こゝに於てか、法度即ち憲法制度の必要あり、其條目は左の如し。

禁中并公家中御法度

一、天子諸藝能之事、第一御學問也、不學則不明古道、而能致太平者未_レ有_レ之也、貞觀政要明文也、寬平遺誡、雖_レ不_レ究_レ經史、可_レ誦_レ習群書治要云々、和歌自_レ光孝天皇未_レ絶、雖_レ爲_レ綺語、我國習俗也、不_レ可_レ棄置云々、所_レ載_レ禁秘抄、御習學專要候事、

（斯く第一條に載せられたれども、其實施に於ては、幕府は至尊の御學問を好ませらるゝを欲せず、故に往々これを抑ふる方寸を執りて、専ら和歌にのみ、御傾きあらせらるゝ様になし奉れり。想ふに「不學則不明古道」と書載せられたれど、古道に明らかなるに於ては、忽ち大義名分といふ恐るべき道理（幕府のため）を發揮するにも至るべきが和歌は然らず、古今集の序にいへる如く、猛き武士の心をも和げ目に見えぬ鬼神をも泣かしむるものなれば、自ら溫柔の念を養成して、只管春花秋月の外、餘念なきに至るべきを以てなり。故に御學問を勧めながら、又綺

語の和歌をも、所謂法度を以て勧め奉りしは、いか様にしても御學びある様にとの用意の至れる事、巧妙と稱するの外なし。されば畏くも、後水尾帝、靈元帝等は、近古の歌仙におはしまし、は、畢竟此法度のためにもやあらん。）

一、三公之下親王、其故者、右大臣不比等、着_レ舍人親王之上、殊舍人親王、仲野親王、贈_レ太政大臣、穗積親王、准_レ右大臣、是皆一品親王以後、被_レ贈_レ大臣一時、三公之下、可_レ爲_レ勿論一歟、親王之次、前官之大臣、三公在官之内者、雖_レ爲_レ親王之上、辭表之後者、可_レ爲_レ次座、其次諸親王、但儲君者各別、前官大臣關白職再任之時者、攝家之内、可_レ爲_レ位次第二事、

（大臣と親王及び諸王との座次に就ては、古來より往々紛議を生じて、其結局、晴の御席、即ち御歌會、御樂會などにては、御一座の事なく、多くは親王は御簾中に御座ありしなり、然るを斯く武家より法度書を以て座次を定めしかば、大臣方にては、尤もの事なりとて得々たりしも、親王方には、僭上の致し方とや思しけん、猶も古來よりの如く、御一座なかりしなり。但し攝政關白は、一の人と稱して、親王方にも御下座につかせられしは、古來よりの事なり。又前官の大臣が、親王の次に座すべしとの事は、大臣方にも、古來の仕來りに相違せりとして、内々不服ありし事は、此頃の諸公卿の日記に散見せり。されど親王方にては、前に

述べし如く、一座を避けたまひしかば、遂に座次の紛議もなかりしなり。

一、清花(其家は徳大寺、花山院、大炊御門、三條、西園寺なり)之大臣、辭表之後、座位可_レ爲_二諸親王之次座_一事、

(こは攝關家より、清花を以て一格をおとしたる定めなれば、攝關家に於ては、元より至當の事としたれど、清花に於ては、或は不滿の向きもありし様なり。)

一、雖_レ爲_二攝家、無_二其器用_一者、不_レ可_レ被_レ任_二三公攝關_一、況其外乎、

一、器用之御仁體雖_レ被_レ及_二老年_一、三公攝關不_レ可_レ有_二辭表_一、但雖_レ有_二辭表_一、可_レ有_二再任_一事、

(右二箇條は尤も至極の事なり、是より先き、朝廷に於て官位濫授の弊往々あるを以て、故らに武家より、法度を以て、匡正し奉れるなり。されど一は此二箇條によりて、爾後幕府が朝廷の任大臣及び攝政關白の進退にまで、容喙すべき地を造れるなり、即ち「無其器用者、不可被任三公攝關」とあるを以て、此後は朝廷より幕府へ、今度大臣に缺官出來たり、因りて何某は勳功といひ、性行といひ、これが補缺に適當と思召さるゝが、武家に於て異存なきやと、内々所司代まで、武家傳奏を以て仰出され、所司代よりは老中まで、此御内意を言上して、將軍の意見を伺ふ事となれり。されば幕府に於て異議なきに於ては、御内意之通可_レ然と、老

中より所司代へ返答すと雖も、萬一幕府の意に協はざる人體ならば、異議を申上げ、それがため更に別人を御選定ある事往々あり。攝政關白と雖も亦これと同事にて、決して叡慮のみにて、御決行はなかりき、否なし難かりしなり。其一例を挙げれば、貞享年間に、關白鷹司房輔公御辭職ありしかば、其順序といひ、特に當時有職の博學といひ、忠良の御性質なれば、左大臣近衛基熙公に御補任あるべしとて、例の通り幕府へ御内意ありしに、豈に圖らんや、幕府よりは、近衛殿の事をば何とも申さず、其次席なる右大臣一條冬經公へ御補任然るべく、其後は叡慮の通り近衛殿へと勅答し奉れるにより、朝廷に於ても力及ばず、右大臣を超越せしめたり。こは全く近衛殿は、其實皇統即ち後陽成帝の御曾孫なる上に、其御臺所は、後水尾帝の姫宮にてわたらせたまへると、一は博學にして國朝の典故に通曉せるより、朝廷の事、往々故典に違へるを匡正せられ、度々所司代に目をまはさする程の出來事などもありしより斯る人體の、しかも壯年なるに、關白の重職に擧げられなば、いかなる事を仕出すも圖られずとの猜疑心より、斯る逆なる處置をなしたるにて、これがため近衛殿が憤懣して官を辭しなば、最も願ふ所との意に出でしなり。されど忠良なる近衛殿は、幕府の底意を知れるを以て、自己の榮辱には毫も心を動かさず、右大臣たる一條殿の下に相變らず忠勤ありしかば、

元祿の末に至りて、御老年にして關白職に補せられたり。又「雖被及老年、三公攝關不可有辭表」とは、是れ亦補任のみならず、辭職にも容喙すべきの地を造れるにて、此後は大、攝關の任免毎に、一々前に述べたる如くに幕府へ御内意ありて、幕府に於て、今暫く在職然るべしと勅答する時は、朝廷又如何ともなし難く、其意に任せられしこと往々ありたり。

一、養子者連綿、但可被用同姓、女縁者家督相續、古今一切無之、

(こは尤もの事なれど「可被用同姓」と故らに掲げしは、今後皇子の攝關家へ御養子たる事を止めたるにて、最も玩味すべき點なり。)

一、武家之官位者、可爲公家當官之外事、

(こは徳川幕府に於て始めて定めたる箇條にて、空前の事なり。「公家當官之外」と定めたる上は武家の官位は、令に所謂員外官にして、確かに公家衆より一格を下し、頗る謙退の如くなれども、其實は然らざるなり。何となれば、公家衆の官位と同様にする時は、官に依ては、常に在京して朝廷に參仕せざるべからず、殊に參議以上となりては、諸公事即ち禁中の諸節會の折々は、上卿、内辨、外辨などの諸役に參仕せざるべからず、然るに此公事參役に就ては、其家々、譬へば近衛、九條、三條、勸修寺、久我、西園寺、日野など、其門流によりて口

授の秘訣ありて、公家衆と雖も、此秘訣授得の人ならでは、參役し難き事なれば、いかで武士に勤まるべき、さればとてこれを避けんとすれば、勢ひ當官を辭せざるべからず、然る時は前大納言とか、前參議とか即ち前官に遷るをもて、當官の方の下座に就かざるべからず、是れ諸大名にしては無意味の事なれども、將軍にとりては甚だ都合悪しき筋あり、譬へば將軍が左大臣兼左近衛大將たるを辭して、前官に遷る時は、其後任として左大臣たる人、攝關家なればまだしも、其一格下位なる清花家なる時は、將軍が其下位に就くは、實に欲せざる所なり、因りて茲に公家當官の外として、自ら員外官に甘んずるは、表面には謙退に、裏面には前數條の煩を避くる好都合ありて、しかも員外官なるが故に、これを辭して前官に遷るに及ばざれば、終身當官に列するの榮あるを以てなり。)

一、改元者、漢朝年號之内、以吉例可相定、但重而於習禮相熟者、可爲本朝先規之作法事、(應仁以後、朝廷御衰微あらせられしより、朝廷の節會公事等は、大概廢止の御姿となりしが、そも年號改元の事たる、甲子革命、辛酉革命より、天變、地妖、人凶等ある毎に、必ず年號改元あるべき御例にして、其年號文字は、經史子集の中より好文字を選出する事にて、其選出する人は文章博士の職にて、之を年號勘者として、特に宣下を蒙り、其人大概一兩人にて、

選出の文字も亦大概六七號なり、それを奏上すれば、朝廷にては更に上卿、難者等の宣下あり、其人々、清涼殿に會し、勿論吉日良辰を選びて、此號には斯くくの難あり、彼の號にはしかくの難ありと評定す、これを難陳といふ、さて此號ならば可ならんと一決せる號を、二號程選みて御裁可を仰ぐ事にて、頗る嚴重の儀式なりしなり、さるを亂世の事とて、文章博士は唯名のみにて實力なく、殊には難陳に列する卿相も其人に乏しきより、天正、文祿、慶長等の改元は、右様の大儀式にはあらで、略式を御用ひありしかば、慶長二十年は、即ち幕府大阪を討滅したるを以て、改元を奏請せしに、右の御事情よりして、急に儀式御舉行あらせ難き所より、唐の太宗の佳例とて、元和の號を御選みありしにより、こゝに此事を載せたるなり。

一、天子禮服、大袖、小袖、裳、御紋十二象、(諸臣禮)御袍麴塵、青色、帛、シヤウク生氣御袍、或者御引直衣、御小直衣等之事、

仙洞之御袍、赤色椽、或紺御衣、大臣袍、椽異文、小直衣、親王之袍、椽小直衣、公卿着禁色雜袍、雖殿上人、大臣息或孫聽ユル着禁色雜袍、貫首、五位藏人、六位藏人、着禁色、至極簡着麴塵袍、是申下御服之儀也、晴之時、雖下簡着之、袍色、四位以上椽、五位緋、地下赤色、六位深緑、七位

淺緑、八位深標、初位淺標、袍之紋、唐草輪無、家々以舊例着之、任槐以後異文也、直衣、公卿禁色直衣、始或拜領家々、任先規着之、殿上人、直衣、羽林家之外不着之、雖殿上人、大臣息又孫、聽着禁色、直衣、布衣、直垂、隨所着之也、小袖、公卿衣冠之時者着綾、殿上人不着綾、練貫、羽林家三十六歳迄着之、此外不着之、紅梅、十六歳三月迄、諸家着之、此外平絹也、冠、十六歳未滿透額、帷子、公卿從端午、殿上人從四月酉賀茂祭、着用普通之事、

(此箇條は、武家より法度を以て、至尊の御衣に制限を立てしは、尤も恐れ多き事ながら、亦止むを得ざるに出でたるなり。前に述べし如く、朝廷御衰微あらせられしより、畏くも御即位の御大禮すらも、大々略の御式にて濟されし程なれば、况や其他に於てをや、されば至尊の御事は、こゝに申述ぶるは恐れ多ければ略せんも、攝關家以下地下の官人に至るまで、車服の制度全く亂れたる時なれば、これを匡正せんには、勢ひ斯る法度を制定せざるべからず、蓋し當時衰微の餘り、たとひ高位高官に在りと雖も、財用乏しければ、其身分より下れる車服を用ふるも、實に止むを得ざるなり、之に反して卑位卑官に在りと雖も、財用饒かなるものは、式正の時はともかく、平日は高官の人に超えたる車服を用ふるも、亦常勢なり、是れ即ち此法度の尤も必用なりし理由なり。さて此箇條を詳細に解釋せんには、實物に就てなき

いれば、其要領を得難きを以て、聊か左に略陳すべし。天子禮服云々、これは御大禮の御服にて、現に帝國博物館の列品中に在れば、就きて看るべし。御紋十二象とは即ち十二支なり。御袍麴塵とは色をいへるにて、俗に山鳩色といふを以て察すべし、御紋は桐竹なるを以て、一に桐竹の御袍ともいふ。御引直衣と共に、至尊平生の御服と解して差支へなし、但し平生とは、御禮服にあらざる故なり。仙洞御袍の椽は「つるばみ」と訓ず、椽は其染草の名なり、色は紫の如くにて、黒すみたるもの、萬葉集にも見え、續世繼に「つるばみの衣は王の四位の色にて、徒人の四位と王の五位とは黒緋を着」など見えたり。異文とは、通例袍には定まれる地紋あれど、大臣以上は異文とて、其家傳來の地紋を用ふるをいふ。禁色雜袍とは、其人其位に非ざれば用ふべからざるを禁色といふ、これを其位にあらずとも、特に御免を蒙りて、一日晴の儀に着用するを聽禁色雜袍といふなり。貫首とは藏人頭をいふ、藏人頭は、左右中將より一人、左右の大中辨より一人、以上二人ならではなき官なり。極薦とは六位藏人の上首をいふ、六位の藏人は地下の官人なれど、藏人たるを以て、宮中に常に祇候し、甚だ威勢ある官なり、故に其數四人に過ぎず、其上首たる人、御服を申下す、即ち御召古しを拜領して、晴なる時、即ち節會に參仕とか行幸の供奉とかに着用するは、尤も名譽の事とす。下

薦とは、地下なるをしかいふ。標は「はなた」と訓ず、萬葉集に花田とも見えたり、字彙に標は青白色也とあり。羽林家とは、左右少將より中將を経て參議に進む家をいふ、其家も亦極りありて一般の事にあらず。透額とは、冠の前額にすかしのあるをいふ。

一、諸家昇進之次第、其家々守舊例、可申上、但學問、有職、歌道令勤學、其外於積奉公之勞者雖爲超越、可被成御推任御推叙、下道眞備、雖爲從八位下、依有才智譽、右大臣拜任、尤規模也、螢雪之功、不可棄捐事、

(一)は諸家に對しては、漫りに官位の競望を制止すると同時に、朝廷に對し奉りては、濫受なからんために設けたるなり。元來堂上家の官位昇進は、應仁以後殆んど古典に倅り、遂には自身より申上げて任ずる事になりて、譬へば中納言に一人缺員ある時、次の參議より、其家の先例を考へて、先代某は四十歳にて中納言に任せられたり、臣今四十一歳、よりに中納言に任せられたしと申上ぐるなり、夫故に、ある時は、一官に數人の競望者出で、朝廷にも甚だ其任命に困じたまへる事などありしなり。御推任御推叙とは、此申上げを待たずして朝臣より特に御任叙あるをいふ、こは其身にとりては最も光榮となせしなり。

一、關白、傳奏、并奉行、職事等、申渡儀、堂上地下輩、於相背者、可爲流罪事、

(こは古來曾てなき條目にて、此時始て設けられしなり。表面より見れば尤も至極の事なれど裏面には幕府のため都合よき條目にて、これより武家傳奏の威勢隆々として、攝政關白と同じくなり、或時代には、關白職の任命も、武家傳奏の左右する所となれり、而して幕府に於て、朝廷を檢束し奉らんと欲する時は、いつも武家傳奏に内旨を含めて、これを執行せしめたり。さるからに武家傳奏は、朝廷の萬機、一も聞かざる所なく、事によりては攝關に對しても、抗議すること往々ありしなれば、其他の輩に於ては、何れも此條目を楯にとりて、其役威を輝かしたり。尤も此職に補せらるゝ家は、俗に武家昵近と稱して、三條流、花山院流、久我流、日野流、勸修寺流等の數家に過ぎず。其起りは、鎌倉幕府の時、北條氏が親王を關東將軍に申下し、時、昵近扈從したるに始りて、足利氏亦これを襲用せるより、遂に公家に於て、武家の昵近として、此職を奉ずるに至りしなり。)

一、罪之輕重、可被守名例律事、

(大寶年間に欽定ありし律は、應仁以前既に其過半を佚し、今傳ふる所は、職制、衛禁、名例、賊盜の四律のみ、此中の名例律をいふ、皆群書類從にあり、就て看るべし。)

一、攝家門跡、可爲親王門跡之次座、攝家三公之時、雖爲親王之上、前官大臣次座、相定上者、可

准之、但皇子連枝之外門跡者、親王宣下、有間敷也、門跡之室之位者、可依其仁躰、考先規、法中之親王、希有之儀也、近代及繁多、無其謂、攝家門跡、親王門跡之外者、可爲准門跡事、

(こは諸宗門跡の座位を定めたるにて、攝家門跡は攝關家の公達の住職せる寺をいひ、親王門跡は宮様の御住職あらせらるゝをいへり。元來攝關家の公達と宮様とは君臣の分あれば、無論此條目の如くなるべかりしを、後らに至りて、時の勢ひにおされて、關白の公達が門跡となられたるを、宮様の上に坐せしめたるため、座次の争ひをなせし事往々ありて、中にも此座次争ひを避けんため、准三后の宣下を蒙りて、堂々と宮様の上座に昇りし事、其例多く、足利氏に至りては、此藤原氏の例を襲用して、其公達の門跡に住職ありしをば、公方門跡と稱して、攝家門跡の上座に昇せんとて、紛議を起せし事などありて、此頃までも其座次争ひありしが故に、特に此條目を定めしなり。これよりして漸く座次争ひは止みたり。但し攝家の公達住職ありと雖も、一向宗の諸本山は、總べて准門跡なれば、以上の門跡とは同一の品位にあらず。)

一、僧正、大正、門跡、院家、可守先例、至平民者、器用卓拔之仁、希有雖任之、可爲准僧正也、但國王大臣之師範者、各別之事、

一、門跡者、僧都、大、正、少、權、法印任叙之事、院家者、僧都、大、正、少、權、律師、法印、法眼、依先例任叙、勿論、但平人者、本寺推舉之上、猶以相選器用、可申沙汰事、

(こは應仁以後、朝廷御衰微の極、諸公卿の諸大名へ縁を求めて、其城邑に流寓ありしより、其所々の寺院より、其公卿に便りて、僧官任叙の執奏を請ひしより、遂に本寺の手を離れて、僧官を得る事となり、從て其寺格にも、又は器量選抜などの事に論なく、唯官金を上りて榮達を求むる慣習となり下りしを以て、特に此條目を設けて、假令ひいかなる手段、いかなる人の執奏なりとも、右の法度に據らざるものは、斷じて任叙せしむべからずと、即ち朝廷に對し奉りて、所謂濫受の弊を匡正したるなり。)

一、紫衣之寺、住持職、先規希有之事也、近年猥勅許之事、且亂薦次、且汚官寺、甚不可然、於三向後者、選其器用、戒薦相積、有知者聞者、入院之儀、可申沙汰之事、

一、上人號之事、碩學之輩者、爲本寺之選、正權之差別、於申上者、可被成勅許、但其仁鉢、佛法修行、及二十年者、可爲正、年序未滿者、可爲權、猥競望之儀、於有之者、可被行流罪事、

(右二箇條も、前の條と同じく、濫受の弊を匡正したるにて、紫衣の寺とは、京都の五山十刹

の如き勅願所にて、其數限りあり、さればこれに住持となるべき僧は、いふまでもなく戒薦高き老徳にあらざれば、なりがたき事なりしかど、亂世うち續きて、斯る世外者に誰れ願るものなき有様なりしより、漸々に其規制も崩れて、遂にはさまで戒薦なき僧も、金を出せば直ちに其寺々に住職する事を得るに至れり、勿論斯る凡僧の長く住持となるはむづかしきよりして、所謂三日住持と稱するものも出で來るに至れり、斯る有様なれば、いかに戒薦を積み着徳の聞えありたりとて、貧乏なるときは終身此榮達を得ざりしなり。次なる上人號の寺は、淨土宗の如き、皆上人號の寺なれど、其始め上人號は、知恩院を始め、彼の宗に所謂四箇本山のみなりしが、前條と同じく亂世の際よりして、學問行狀などの吟味は二の次にして唯金を出せば、これを得らるゝ事となりたり、此故にこれを匡正するために設けたるなり。されど此二箇條のみは、後世には全く崩れたる如く、唯形式的に本山本寺の推舉を以て出世するのみにて、中々戒薦有知の聞えなどいふ僧は、眞に寥寥晨星たりしなり。)

右可被相守此旨者也、

慶長二十年乙卯七月日

昭實判(二條關白)

秀忠判

家康判

右は朝廷に對し奉りての所謂憲法にして、徳川幕府の末に至るまで、變更せざりしなり。

〔武家法度〕 此時亦武家即ち諸大名に對して、左の法度を頒布したり。

武家諸法度

一、文武弓馬之道、專可_レ相嗜_二事、

左文右武、古之法也、不可_レ不_レ兼備_二矣、弓馬是武家之要樞也、號_レ兵爲_二凶器_一、不得_レ已而用_レ之、治不忘_レ亂、何不_レ勵_二修練_一乎、

(これ法令を以て文武二道の修練を奨励したる初めなり。然るに此法度を眞面目に奉じて、武家の要樞たる弓馬、即ち武事を勵んで、それがため幕府の猜疑を受け、甚しきは封土を沒收せられたるもあり、近くは水戸徳川家が幕府の嫌疑を受けたるも、即ち武事の奨励、此法度にある、治に亂を忘れざる修練が其要點たりしは、普く知る所なり、故に露骨にいへば、幕府は陽に武事を奨励して、陰にこれを抑制したるなり。)

一、可_レ制_二群飲佚遊_一事、

令條所_レ載、嚴制殊重、耽_二好色_一、業_二博奕_一、是亡國之基也、

(後世幕府が、大名、諸有司等を譴責するに當り、必ず其上常々身持不_レ宜とか言行不_レ慎の聞も有_レ之などの詞を用ひ、しかも其詞は尤も罪狀を重からしめたるは、此條目に據りしなり。)

一、背_二法度_一輩、不可_レ隱_二置於國々_一事、

法是禮節之本也、以_レ法破_レ理、以_レ理不_レ破_レ法、背_レ法之類、其科不_レ輕矣、

(こは専ら耶蘇教禁止の旨趣より出でたるなり、故に法を以て理を破るとも、理を以て法を破らずと載せたるなり。)

一、國々大名小名并諸給人、各相抱士卒、有_レ爲_二叛逆殺害人_一告_レ者、速可_二追出_一事

夫挾_二野心_一之者、爲_レ覆_二國家_一之利器、絶_二人民_一之鋒刃、豈足_二允容_一乎、

(幕府の公文中に小名の稱を用ひたるは、前後に唯此條あるのみ、又殺害人たるの告あらば速に追出すべしとあるを以て、往々人を殺して立退きたるものを、召抱へ置きし事知れて、其のものを敵とする子弟等が、直ちに其城邑に入込みて、復讐する事あり、されど敵討_{カキウチ}なる事明白なるに於ては、いかんともする事のならざりしは、此條目のためなり。)

一、自今以後、國人之外、不可_レ交_二置他國者_一事、

凡因_レ國、其風是異、或以_二自國之密事_一、告_二他國_一、或以_二他國之密事_一、告_二自國_一、佞媚之萌也、

(こは戰國の時、細作間諜のため、互に我が領民を他領に入りこませたる風習の、尙殘れるを以て、これを禁止して、紛争の端を杜絶せんとしたりしに、恰も此頃、諸大名の中に、往々幕府の咎めに遭ひて、封土を失ふものありて、其浪人は、所謂自國なりとて、舊の如く其地に居住するに於て、後の領主が入部するに當り、士の意氣張りより、舊新互に反目して、紛争を起せる事まゝありしと、且つは其浪人他國に移る事能はざるより、遂に仕途を得ずして、凍餓の悲境に陥る等の事ありしより、翌元和二年に至り、此條の末の箇條とを削除したり。)

一、諸國居城、雖_レ爲_二修補_一、必可_二言上_一、況新儀之構營、堅令_二停止_一事、

城過_二百雉_一、國之害也、峻壘浚湟、大亂之本也、

(こは幕府が諸大名を弱めんための金玉の條目なり。これよりして、城の堀浚ひにも、石垣、塀などの破損を修繕せんにも、必ず精細の圖を添へて幕府へ願出で、許可を受くるにあらざれば、決して私に手をつけられざるなり、しかも其許可の時、書面のみならず、必ず口上にて、申すに及ばざれども、成るべく軽く申付けられ候へと、申渡すを例とせり、軽く

とは手輕の事。即ち粗末にせよとの事なり、以て其意の在る所知るべし。)

一、於_二隣國_一、企_二新儀_一、結_二徒黨_一者、有_レ之者、速可_レ致_二言上_一事、

人皆有_レ黨、亦少_二達者_一、是以或不_レ順_二君父_一、乍違_二于隣里_一、不_レ守_二舊例_一、何企_二新儀_一乎、

(こは幕府施治の眼目たる條目なり。事の善惡に論なく、數人團結して事をなすは紛亂の基とて、これを禁止し、成るべく舊例舊式を墨守して、可も不可もなき様にとの趣旨なり。これによりて、往々數人相談して事をなさんとて、咎めに遭ひしものあり、彼の渡邊登が無人島開拓を思立ちて、咎めに遭ひしも此條目に觸れたるなり。元來戰國の時は、いかなる大將にても、一人立ちて四方に當るは至難の事なれば、必ず隣國有爲の大將に結びて、相援引して自らを強うしたるは、彼の織田信長の徳川氏に結び、淺井が朝倉に結び、武田が北條に結び、北條が上杉に結びしなど、枚擧に遑あらず、而して此時其風習尙残りて、諸大名互に相援引するより、これが弊を矯めんため、此徒黨といふ字を用ひて此條を設け、延いて人民にまで、數人團結するを禁せしは、其根柢より打破せんとの意なりと。)

一、私不_レ可_レ締_二婚姻_一事、

夫婚合者、陰陽和同之道也、不_レ可_二容易_一、易陰曰、匪_レ寇婚媾、志將_レ通、寇則失_レ時、桃夭曰、男女

以正、婚姻以時、國無繇民也、以縁成黨、是姦謀之本也、

(こは前にも述べし如く、諸大名互に相援引するは、必ず婚姻より成立つもの多し、即ち織田徳川、武田北條、北條上杉など、皆此婚姻より成立ちたる援引なるを以て、豊臣秀吉疾くもこゝに見る所ありて、法度を設けて、私に婚姻するを禁じたるを、今又徳川氏も襲用したるなり。此後三代將軍家光の時に於て、尙不安の事ありしを以て、其家臣にて、三千石以上のもの、婚姻は、必ず幕府の許可を得べきに定めたり、そは詳かに寛永時代に於て述べし。)

一、諸大名參勤作法之事、

續日本紀制曰、不預公事、恣不得集己族、京裏廿騎以上不得集行云々、然則不可引率多勢、百萬石以下、二十萬石以上、不可過二十騎、十萬石以上、可爲其相應、蓋公役之時者、可隨其分限事、

(こは當時戰國の餘風にて、諸大名何れも多人數を率ゐて往來せしかば、往々、甲乙互に途上に於て、從者と從者との行違ひより、紛争を起せしことありしかど、秀吉の時は、常に軍事多端なりしかば、別に何萬石に何騎の外相成らずなどの制限を定めざりしが、こゝに

至り、世既に昇平に入りしを以て、遙か王朝時代の制を襲用して、俗にいふ供廻りに制限を立てしなり。)

一、衣裳之品、不可混雜事、

君臣上下、可爲各別、白綾、白小袖、紫袷、紫裏、練貫無紋小袖、無御免衆、猥不可有着用、近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、非古法甚、制焉、

(前條の禁中諸法度には、明白に官位によりて衣服の品制を設けながら、こゝには漠然として官位をいはずは、甚だ子細のある事にて、武家の服は、假令位ありとも、それによらざる一種の服制あるを以てなり、例せば將軍家は、大臣の大將なれども、猶剃月代にて上下を着す、公家方にては、諸大夫も卑しとする服制を用ひらるゝなれば、總べては公家と異なり、故に斯く書せるなり。尙服制の條に於て詳述せん。)

一、雜人恣不可乘輿事、

古來依其人無御免、乘家有之、御免以後乘家有之、然近來及家郎諸卒乘輿、誠濫吹之至也、於向後者、國大名以上、一門之歷々者、不及御免可乘、其外昵近之衆、竝醫陰兩道、或六拾以上之人、或病人等、御免以後可乘、家郎從卒、恣令乘者、其主人可爲越度、但公家門

跡并諸出家之衆者、非ニ制限ニ矣、

(秀吉は京師に在りて、萬事華美を用ひたるより、乘輿即ち駕籠なるもの始めて出来たり、これより流行して、さもなきものまでも乗る事となりしは、此條目にも知られたり、幕府亦其弊を革めんため、斯く細密に品等に依て制を立てたるにて、後世まで變せず。詳かに服制の條に述べし。)

一、諸國諸侍、可_レ被_レ用_ニ儉約_ニ事、

富者彌誇、貧者耻_レ不_レ及、俗之凋弊、無_レ甚_レ於_レ此、所_レ令_ニ嚴制_ニ也、

(そも儉約といふ辭は、幕府財政整理の大主眼として、後世まで時々令を發して、これを奨勵したり。されど自ら唱道して、自ら破るの觀あり。但し眞にこれを實行したるは、家康以下三代の間と、八代將軍吉宗のみ。さればこそ、熊澤蕃山、山鹿素行、新井白石、荻生徂來、室鳩巢の諸大家が時事に關する議論中に、必ず祖宗の遺訓として、此儉約説を主張し、并せて當時の奢侈を憤慨せりと雖も、いかんせん時の勢ひ、些の效も見ずして、遂に富者は彌々誇り、貧者は及ばざるを耻ぢて、所謂やせ我慢の外見を繕ひしかば、幕府も大名も諸士も凋弊に終れり。但し其間、寛政に松平定信、天保に水野忠邦の儉約勵行の擧は、

一時天下の人心を一新せしめたるの觀あれど、これ唯實に其人々が政局に立ちたる一時の事にて、功の見るべきものは傳はらず。)

一、國主可_レ選_ニ政務之器用_ニ事、

凡治_レ國道在_レ得_レ人、明察_ニ功過_ニ、賞罰必當、國有_ニ善人_ニ、則其國彌殷、國無_ニ善人_ニ、則其國必亡、是先哲之明誠也、

右可_レ相_ニ守_ニ此旨_ニ者也、

慶長二十年卯七月日 御朱印

以上は、徳川幕府が諸大名を制御するの憲法にして、代々これを襲用したり。但し五代將軍綱吉の時、其文章を改めて、官府通用の文體となし、を、六代將軍家宣の時に又其文章を改めて、漢文體としたり、これ新井白石の草せる所。然るに八代吉宗に至りて、再び綱吉時代の文體に改めたるもの、後世まで襲用したり。但し此諸法度の草案は、金地院崇傳(本光國師の號を賜はり、世に傳長老と稱へられて、中々威勢ありし僧なり)なる事は、彼れが筆録、國師日記に見えたり。

因みに云、これより幕府に於て、將軍代替り始めに、恒例として諸大名を召し、將軍出座ありて、時の儒官林大學頭、(三代將軍家光の時より、僧侶の手を離れて林道春の所掌となりしもの、延い

て林家の世職となれり）廣蓋に此諸法度を大高檀紙に認めて巻きたるを載せて持出で、將軍の下の方の右手に扣へ居り、將軍より、當家代々の例に任せ、法度を申渡すと上意ある時、諸大名何れも手をつき頭を下げて、この林家が讀上ぐるを聴聞し、最尾に一聲高く御朱印と讀上ぐれば、諸大名平伏すといふ。其式の莊重嚴重なること。察知すべし。

〔浄土宗法度〕 さて又諸宗寺々への法度は、

浄土宗諸法度

（浄土宗はいふまでもなく天台、眞言等よりは後に出でたる宗門なれど、徳川氏は、三河以來代々浄土宗なりしを以て、此宗を諸宗の初に出せしと。）

一、知恩院之事、立置宮門跡、門跡領各別相定上者、不可混雜寺家、引導佛事等者、定脇住持、如先規可執行、於十念者爲結縁、門主自身可有授與事、

（知恩院は浄土宗開祖源空住持の寺院にて、彼の宗にとりては總本山たりと雖も、慶長年間までは其寺格も高からず、香衣上人住持として、諸門跡の院家の如く、大僧正に昇る事能はず、勅願所たる寺院にても上人號なりしかば、家康、近衛信久に依りて、後陽成天皇の皇子八宮を申下し、自分の猶子として知恩院に入室せしめ、これによりて、知恩院は一躍して、親王門

の高位に上りたり。されど知恩院には別に住職の僧ありて、他の青蓮院、妙法院等の如く、法親王の住職たるに異なりて、世に知恩院御門主など稱すと雖も、毫も寺務に關する事なく、知恩院は、唯御門主、即ち宮の御住居殿といふに過ぎずして、其御位地は如何といふに、單に浄土宗門の上首といふべきのみ、故に此條にも「十念に於ては結縁のため門主自身授與あるべし」と定めたるなり。知恩院を、右の如く寺格を上げると共に、江戸の増上寺住職源應をも、其學徳を賞揚奏請して、觀智國師の號を賜はれり。これより浄土宗門は、漸く高上の地位に進み、昔日の念佛道心者の域を脱せるなり。）

- 一、於京都門中、選器量之仁六人、爲役者、可致沙汰、曾不可有最偏頗事、
- 一、碩學衆、於圓戒傳授者、調道場之規式、可令執行、淺學之輩、猥不可授與事、
- 一、浄土修學、不至十五年者、不可有血脈傳授、殊更於聖書許可者、雖爲器量之仁、不可滿二十年者、堅不可傳授事、
- 一、對在家之人、不可令相傳五重血脈事、

（斯く定めれば、其當時は、俗人に五重血脈の相傳はならざる事なりしに、元祿年間に至り、五代將軍綱吉の生母本庄氏は、殊の外なる迷信家にて、彼の護持院隆光に歸依ありて、種々

の弊政を媒介したる程なれば、其頃江戸傳通院の住職祐天上人は、聞えたる僧なりしかば、自分浄土宗なるを以て、これにも深く歸依ありて、遂に生存中に法號を授かりけるに、此時此條目を廢して、在家の者と雖も、器量信心格別の輩には、五重相傳苦しからずと改めたり、これよりして何人と雖も、金をさへ出せば、此相傳を得らるゝ事とはなれり。

一、糺學問之年薦増上寺當住、并其談義所之能化、以兩判添狀、可啓本寺、於令満足二十年之稽古者、可令頂戴正上人之繪旨、不到二十年者、可爲權上人事、付十五年以前出世之座次、可有三大權之差別事、

(是より先き浄土宗門にては、別に定りたる學問所なく、唯其師匠師匠に就て勤學して、其師匠の推舉によりて出世する事なりしが、此法度を以て増上寺を僧侶の學問所となし、知恩院を以て出世執奏の所となし、以て東西相對峙せしめたり。)

一、非古來之學席者、私不可立常法幢事、

(是れ古來より確かなる由緒あるにあらざれば、僧侶を薰陶する事を得ざらしめ、彌々増上寺を以て浄土僧の薰陶所となせしなり。)

一、不解事理縱橫之深義、着相憑文之族、貪着名利、不可致法談、縱亦蒙尊宿之許可、雖令勸化、空閑佛經祖釋、偏事狂言綺語、妄莊愚夫耳、剩自讚毀他、最是爲法衰之因、諍論之緣、堅可制止之事、

(浄土宗に於て奉ずる所の經文を、祖師の解釋に因らずして、只俗受けのよからんために、狂言綺語をのみ専らにして、念佛を諸人に勸めしは、當時此宗門の談義僧なるもの、通弊なりき。故に日蓮宗僧と、常に相反目して、互に自宗を讚美し、他宗を誹謗し、ために所謂宗論なるもの屢々起れり。中にも慶長十二年に、京都妙滿寺の僧常樂院日經といふもの關東に下り、上總國に居て、盛んに不受不施を唱道して愚民を引入れ、果ては法華經に、釋迦が、四十餘年の説法は未だ眞實を顯さず、法華經を以て第一義と説けりとして、念佛の不得道なるを説き立て、猶それにも飽足らで、高札を建て、浄土宗に向ひて宗論を挑みしかば、幕府の代官これを見て、制止を加へしと雖も、佛法の眞理は俗人の知る所にあらずとて、一向に承服せざりしかば、遂に將軍の上聽に達し、翌慶長十三年九月二日を以て、駿府城に於て、浄土、日蓮兩宗の宗論を開始あり、判者には、時の碩學たる高野山遍照心院の法史頼慶を以てし、聽衆には、天海僧正、金地院崇傳(時に寺社の事を取扱ひたり)等列席し、浄土宗よりは、増上寺の一簡廓山、これに次いで二簡の了了的の二人出席し、日蓮宗よりは、彼の常樂院日經、これ

に次いで蓮深坊、玄聴坊等、以上六人出席し、さて廓山より、念佛不得道の證は、何の經にか正文ありやと問掛けしに、日經答ふる事能はず、再三に及んで、卑怯にも病氣差起れりて座を起たんとせし時、判者より、日經答ふる事能はずば、次のものより返答せよと再三いはれしかど、互に眼を見合せたるのみにて一言なし、最後に及んで、經文の正文は知らずと雖も、宗祖日蓮の遺戒なりと、僅かに一言を述べしかば、満座聲を發して失笑すといふ。これに依て日經始め六人のものは、不經の言を以て衆人を惑せしとの罪を以て、即座に三衣を褫ぎ取られ、且つ京師に送りて、耳鼻をそぎて車にのせ、洛中を引廻して後ち追放せられしは、翌十四年二月二十日なり。幕府は猶も斯る事の再起せん事を慮り、此年日蓮宗諸派に嚴命して、念佛不得道の證、經文中より正文を抄出すべき由を達したりしが、身延山久遠寺住持日遠を始め、池上本門寺、中山、碑文谷等諸寺の住持、各連署を以て、經文に正文なき由を上達し、これより淨土、日蓮二宗の宗論といふ惡風は絶えたり。

一、往來之知識等、其所之門中無許容、聊爾不可致法談事、

(此箇條を見ても、當時淨土宗僧の法談盛んなりしを知るに足る。)

一、若輩之砌、及三十个年、致學問、其後令退轉之僧、望色袈裟者、依其人體、六十歳以後可許

之、但於上人者、可有斟酌事、

(こは服制の上に於て定めるた法度にて、淨土宗僧は、黒衣に、木蘭色^{モクランジキ}とて茶褐色の布の袈裟に限れり。特別の許可あるにあらざれば、色がはりの絹袈裟を用ふるを得ざるなり。)

一、爲平僧之分、縱雖老年、不可致引導事、

(平僧^{ヒラソウ}とは、出世即ち上人號許可なきをいふ。)

一、於淨土宗諸寺家者、假令雖師匠之附屬、恣不可住職事、

(こは、從來淨土宗寺院の多くは念佛道心者たりしを以て、他の宗旨の如く、本山寺の許命を得て住職する事はなかりしかど、既に法親王を推戴して、位地高上になりしにより、此法度を定めたるにて、即ち念佛道心者にあらずして、淨侶たるの資格を明確にせしなり。)

一、就相替古跡之住持者、可令血脈付法相續、於爲前住没後之入院者、至流儀之源、可致傳授事、

(古跡とは、所謂勅願所、若くは名僧碩徳の住持したる寺院をいふ。)

一、紫衣之諸寺家之住持、致隱居之時、可脫紫衣事、

(紫衣は、元來天皇の御袍を賜はりしより起れるを以て、諸宗共に紫衣を重んじ、中には紫衣

を着する事を得ざる宗門もありき。但し浄土宗に於ては、知恩寺、俗に百萬遍といふ金戒光明寺清浄華院等は上人にして、疾くより勅願所たるを以て、紫衣を勅許ありしなり。

一、大小之新寺、爲_レ私不可_レ致_二建立_一事、

一、借_二在家_一、構_二佛前_一、不可_レ求_二供養_一事、

(此二箇條を見ても、當時浄土宗門の世間に歓迎されしを知るに足る。)

一、於_二知識分之座順_一者、以_二血脈繪旨之次第_一、上下之品可_二相定_一事、

一、於_二法問商量之座敷_一者、以_二學問之戒牒_一、可_レ定_二上下_一、其外之衆會者、以_二出世之前後_一、可_二着座_一事、

一、於_二所化寺僧會合_一者、選擇以後之者、平僧之上可_二列座_一事、

(選擇とは、宗祖法然上人源空の著したる選擇集をいふ、こは浄土宗門の要旨を述べたるにて、此宗門に於ては所謂金典玉章なり、これを解得したるを選擇以後、又は以上ともいふ、即ち得業生なり。)

一、平僧分中、聲明法事等之役儀、有_二其嗜_一輩者、同牒之中、可_レ居_二上座_一事、

一、不_レ辨_二階級之淺深_一、恣高_二舉自身_一、對_二上座_一致_二緩怠_一輩者、永不_レ可_二會事_一事、

一、諸寺家之住持、任_二自己之分別_一、背_二出世之法儀_一者、爲_二寺中之老僧_一、兼日可_レ加_二異見_一、不_レ然者、可_レ屬_二同罪_一事、

一、白旗流之儀、諸國之末寺、隨_二其大小之集_一、泊_二報謝錢_一、三_二个年一度宛_一、以_二使僧_一可_レ備_二影前_一事、

(白旗流とは、源空、浄土宗を創めて、其弟子に至り二流に分る、高弟源智の流を白旗流、又は白旗派ともいふ、知恩院等これに屬す、次弟隆寛の流を西山流、又は西山派ともいふ、山城粟生の光明寺、京都の禪林寺俗に永觀堂といふ等これに屬す。又影前とは宗祖源空の影前をいふ。)

一、出世之官物之事、繪旨之分銀子二百文目、參内分五分五百目、若爲_二兩様同時_一者、七百文目相定上者、不可_レ論_二米穀之高下_一事、

(出世とは、即ち上人號を受くるをいふ。繪旨は其時賜はるものにて、其體裁は、譬へば左の如し。)

着_二香衣_一、令_二參内_一候、彌可_レ奉_レ祈_二寶祚延長_一者也、仍執達如件

年月日

何々上人御房

藏人頭左中辨氏名華押

(これに、女房奉書として、即ち勾當内侍、俗に長橋の局といふ女官より、知恩院住持へ宛てたる奉書と、二通を拜受する例なり。尤も繪旨は左中辨に限らず、其時の貫首の官名次第にて右中辨とも、左中辨とも、左中將、右中將、右大辨など定りなし。これを禁中長橋の奏者所に參上して頂戴するを參内といふ。)

一、末々諸寺家者、從_レ其本寺可_レ致_レ仕置、若有_レ理不盡之沙汰者、可_レ爲_レ本寺之曲事、

(末々の些細なる末寺の處置は、總べて本山に委任せりと雖も、猶萬一の專横を防ぐため此條を設けたるにて、用意の周到を思ふべし。)

一、一向無智之道心者等、對_レ道路授_レ十念、勸_レ男女血脈、誠以法賊也、自今已後、堅可_レ停止事、

(此條にて、當時念佛道心者が、いかなる手段にて愚夫愚婦を勧めしやを知るに足る。)

一、惡徒出來、近年興_レ邪教、違_レ經文釋義、私勸_レ安心、闕_レ六字名號、唯稱_レ三字、廻_レ種種謀計、令_レ誑惑衆生、是須_レ魔民之所_レ行、速可_レ令_レ追拂事、

(當時念佛宗の盛んに行はるゝに乘じ、嘗て禁止に逢ひたる耶蘇宗教徒等が、南無阿彌陀佛を利用して、頻りに阿彌陀の三字を以て密々布教したるを以て、此箇條を定めたるなり。今思へば、必ず阿彌陀にあらず、アメンなるべし。それを表面には、アマタと唱へよと勧めたるならん。)

らん。

一、號_レ靈佛靈作之修覆、不_レ可_レ諸國勸進事、

(この勸進は、多く高野山より出で、俗に高野聖とも、或は勸進聖ともいひたり。其形容は、僧にて笈を負ひ、其中に靈佛靈作と稱するものを入れ、其修理のためとて諸國を巡り、人家の門口に立ちて、一紙一錢の勸化を乞ひたり。されば其頃各地に寺院の設立も少かりしより邊土にありて、新亡者ある時は、此勸進聖の來るを待ちて、其遺骨などを託して高野山に送りたりしが、斯る徒の常として往々不正の事ありしより。高野山よりも其非行を訴へなどせしより、遂に禁止となり、其聖方といふものも、全く淨土宗を改めて眞言宗となりしもの、今僅か大徳院など數寺残れり。)

一、如_レ舊例、夏安居從_レ四月十五日、期_レ六月廿九日、冬安居從_レ十月十五日、可_レ至_レ極月十五日、聊不_レ可_レ延促事、

(安居とは、僧侶、各學寮に籠りて勉學するをいふ。)

一、於_レ夏中、客殿之法問十則、下讀法問十一則、無_レ闕減、可_レ令_レ決釋、湯日之外、不_レ可_レ有_レ談場懈怠、冬安居可_レ爲_レ同然事、

(湯日とは僧侶入浴の日をいふ。談場は即ち勉學の場をいふ。)

一、解問之事、春從二月朔日、期三月廿九日、秋從八月朔日、可至九月廿七日、兩安居物讀法門、不可有懈怠事、

(解問とは、師範よりの問題を解説するをいふ。)

一、碩儀十人以上、可爲寮坊主事、

(碩儀とは、猶碩徳といふが如し。寮坊とは、僧侶の、學問のため寄宿する所の學寮なり。)

一、法談所之所化、自今以後、縱令雖他山、老若共不可付替同名事、

一、於一寺追放之所化者、法談所之會合、不可在之、付寺僧同宿等、可爲同前事、

一、諸檀林所化法度、悉以可從上事、

右三十五个之條々、永代可守此旨、若於有違犯之人者、隨科之輕重、或令流罪、或脫却三衣者也、

元和元年乙卯七月日

華押

知恩院

又淨土宗西山派への法度ありと雖も、前の法度を細別したるに過ぎざれば略す。

〔五山十刹法度〕

五山十刹之諸法度

(五山とは、第一南禪寺、第二天龍寺、第三相國寺、第四東福寺、第五萬壽寺なり、又關東五山は、建長寺、圓覺寺、壽福寺、淨知寺、淨妙寺なり。十刹は五山に次ぐべき寺格にてそは京師に十箇寺あり、又關東にも十箇寺あり、寺號は略す。)

一、東班西班牙轉位官資、可爲如寺法事、

(東班西班牙とは、僧侶の法堂に出で、勤行する座配の稱にて、本寺の住侶は東班に、塔頭の住侶は西班牙に就くより斯くいふ、但し此條は其班の首座をいふなり。)

一、乘拂者叢林之典章、出世之初步也、近年猥依申下無拂之帖、乘拂既欲及退轉、於向後者無拂之帖、堅令停止事、

(乘拂とは、先づ僧侶が既に學業成就して、師家の推薦を以て公帖を申下す、公帖とは即ち出世を認めたりとの證狀にて、五山十刹等の重なるは、將軍の名を以てす、さてこれに依て、譬へば南禪寺出の僧なれば、南禪寺より公帖を申下して、吉日を選び、開山の前に於て拂子を授かり、これを以て捻香供養して、今上皇帝寶祚萬々歳を祈祝し奉る盛大の式にて、これ

より其僧を何々長老と稱す、叢林は寺院の雅號と見て可なり、然れども其盛式を擧げんには頗る費用を要するを以て、單に出世の公帖のみを申下し、乗拂の式を擧げざるを以て此箇條を設けしなり。

一、南禪寺者深紫衣、天龍寺者淺紫衣、其外京都鎌倉之五山黃衣、十刹諸山之出世、入院、開堂儀式等、可守先規事、

一、南禪寺者、龜上法皇改皇居爲禪刹、尊崇異他、勅書曰、長老職之事、選器量卓拔才智兼全、而佛法爲重擔、勤行爲志節之仁者、可補任者也、僧者不、必以貴人爲尊、乃至雖吾子孫、不可以勢住持云々、然近年、乍在他山、恣申下南禪之帖、紫衣僧之數過本寺、其以無謂、向後本寺之外、猥不可補任、但着徳頌學之仁、希有雖免之、准南禪位、可爲本寺之次座事、一、新院建立之時、申下綸旨奉書、塔頭披露先規也、然近年爲私稱寺號院號事、自由之至也、向後者嚴制事、

(こは當時僧侶が出世したる後、其手寄手寄の信徒を得て、勝手に何寺、何院などと寺を建立し、何所より許可されたりといふ事もなく、自儘の行爲ありしは、此宗旨に限らず、前條の淨土宗法度にもあり、以て其時代の風を思ふべし。)

一、庄園方今度指出之上、碩學料相定之訖、撰其器量、一代宛可領之事、

(庄園方は即ち知行方にて、寺領なり。)

一、鹿苑蔭涼之官職者、先代之規範也、當時不足叙用、毀破之訖、自今已後、以五山長老之内歸依之僧一員、可兼補、出世之官資并入院出仕之規式等者、如先規、可有重賞事、

(鹿苑蔭涼の官職とは、即ち禪宗の總祿司として、總理職をいふ。蓋し總祿司なるものは、元來南禪寺を以て五山の第一位となし、より、代々此寺に付きたる職なりしを、足利氏の中世より相國寺に移りて、其塔頭鹿苑院の蔭涼軒長老のうけたまはる所となりしを、家康、南禪寺前任金地院崇傳を信任せしより、再び此職を崇傳に授けたり、よりに今此條目を設けて、蔭涼軒の總祿司たるを毀破したると同時に、五山長老の内を以て之に補する事となし、後ち其事を實行せずして、長く金地院即ち南禪寺のうけたまはる所となれり。)

右條々、爲寺法相續學文昇進、所相定、如件、
元和元年乙卯七月日 御朱印

〔大徳寺法度〕

大徳寺諸法度(妙心寺も同文なり)

(同じ臨濟禪宗にても、大徳寺と妙心寺とは、前の五山十刹とは別派にて、各々其派の本寺として法幢を立つ、故に特別に法度を下し、なり。)

一、僧職轉任並佛事勤行等、可_レ爲_レ如_レ先規寺法事

一、參禪修行、就_レ善知識、三十年費_レ綿密工夫、千七百則話頭了畢之上、偏_レ歷諸老門、普遂_レ請益、眞諦俗諦成就、出世衆望之時、以_レ諸知識之連署、於_レ致_レ言上_レ者、開堂入院可_レ許可_レ、近年猥申_レ下輪帖、僧臘不_レ高、或修行未熟之衆、依_レ令_レ出世、匪_レ管汚_レ官寺、多蒙_レ衆人之嘲、甚違_レ于佛制、向後有_レ其企_レ者、永可_レ追_レ却_レ其身事、

(參禪とは、所謂禪機の修練をいふ。千七百則の話頭とは、漢土臨濟禪の高僧を始め、蘇東坡、黄山谷等の諸大家が性理の解説をいふ。偏歷諸老門普遂請益とは、禪機及び性理の修練を、一層研究のため、諸先輩を訪問して、其示教を受くるをいふ。蓋しこは大徳、妙心二派の特色ともいふべき點なり。開堂入院の式は尤も鄭重にて、特に藏人の左右中辨の中を以て勅使となし、且つ出世の後、其住持となりて始めて參内の時は、玉座近く進むを許さるゝなど、皆此派の榮譽たる所なり、故に今此條目にも頗る嚴制を加へしなり。然るに此條目は數年を出ずして其制を緩うし、即ち寺家に於て實行せざりしより、畏くも朝廷と幕府との御間に於て

大衝突を來し、は寛永六年なり、詳かに秀忠の代に於て述ぶべし。)

一、新院建立之時、申_レ降綸旨、塔頭披露先規也、然近年、爲_レ私寺號院號事自由之至也、向後令_レ停止事、

一、常住領、諸塔頭、此度相改、別紙錄_レ之、永可_レ收納_レ事、

(常住とは、眞の住持にあらず、所謂看主カウシの如きものにて、大徳寺の諸事を取扱ふ僧をいふ、即ち大徳寺々領の内を、常住の取る分と、諸塔頭への取り分とを定めしなり。)

一、諸院、各塔主、如_レ先規、可_レ爲_レ輪番、但雖_レ爲_レ其門流、或若年、或不器之衆、不_レ可_レ爲_レ輪番事、(此派の諸院住持は、他の諸宗の如く、師の跡を、弟子の僧の直ちに受け繼ぐにあらず、出世の諸僧、順次輪番を以て住持す、其他に西堂サイドウ和尚として、其本寺に寄寓するなり。)

右條々、爲_レ寺法相續、所_レ相定_レ如_レ件、

元和元年乙卯七月日 御朱印

〔永平寺法度〕

永平寺諸法度(總持寺諸法度も之に同じ。)

(永平寺は越前にあり、禪宗曹洞派の總本山なり。又總持寺は能登にあり、同派の大本山なり)

一、遂二十年之修行、致江湖頭、經五年一僧、有轉衣之望者、以嗣法師之推舉狀、致登山、可申理、從當寺就傳奏、申降給旨、以其上、出世轉衣可有披露事、付非三十年修行了畢者、不可立法幢事、

(江湖頭とは、此派に江湖大會といふ法式あり、そは普く世間雲水修行の僧を會同して、參禪せしむるをいふ、即ち其會頭なり。轉衣とは、即ち色衣を着するをいふ、此望みあるものは、師僧の推舉狀を以て永平寺に至り、其事由を述ぶるなり、傳奏は代々勸修寺家のうけたまはる所たり、さて給旨を頂戴するは、永平寺住持の資格なり、俗に之を一夜住持と稱せり、即ち是に依りて、其身永平寺の歴代に列するを得たるなり。)

一、出世之戒牒者、可爲給旨之日付次第事、

(一)にいふ戒牒は、單に次第とか順序とか見て可ならん、こは同時に二三人も、所謂一夜住持の出來たる際に、其順は給旨の日付に依て次第せよと定めしなり。)

一、至紫衣者、當寺總持寺爲當住之仁者、經奏聞、勸許之時可有着用之、兩寺之外、一切不可着用、於退院者、可脫紫衣事、

(當住とは、即ち山主禪師にて、眞の住持をいふ、一夜住持にあらず。)

一、開山忌、越前一國之諸末寺、不殘可出仕、但遠國者、可爲志趣次第事、

(開山は道元和尚をいふ、又此條、總持寺法度には、「開山、二代忌共、加賀、能登、越中三個國之諸末寺、不殘可出仕、但遠國者、可爲志趣次第事」とあり、この開山二代とは、即ち道元和尚と、其弟子即ち總持寺の開山瑩山和尚をいふ。此開山忌に就て何故に斯く法度に加へしやといふに、元來越前一國は永平寺の末寺なりと雖も、本山とはいひながら、末寺に比すれば甚だ少なし、故に往々總持寺と衝突する事ありしを以て、今此條目を設けて、各々其本末寺の所在を明かにし、并せて衝突の紛議を豫防せしなり。)

右近年法度相亂、往々紫衣黃衣着用之僧、滿街衢、違佛制、受人嘲、法道陵夷、無過於此、且爲佛法紹隆、且爲宗門繁榮、相定之畢、若於違背之僧徒有之者、可處流罪者也、仍如件

元和元年乙卯七月日 御朱印

〔眞言宗法度〕

眞言宗諸法度

、從三四度加行、至受職灌頂、師資授法之儀式等、并衣鉢色淺深、可爲如先規寺法事、

(最初の修行として四種の法を順次に行ふを四度加行といふ、訖りて受職灌頂ジュンキョウカンジョウ即ち傳法灌頂を受け、僧位に列するなり。)

一、事相教相習學觀心、尤可爲專要事、

(儀法行事を事相といひ、教義の説明を教相といふ、所謂實際門と理論門にて、真言宗の二大綱なり、而して習學は教相につき、觀心は事相につく。)

一、修法者護國利民之基也、仍密宗之建立、以之爲肝心、彌可抽四海安寧之丹誠事、

(修法は、即ち護摩供等の如きをいふ、護國利民といひ、密宗之建立以之爲肝心といふは、元來空海即ち弘法大師が密宗を創開せしは、鎮護國家のためにして、即ち勅願を奉體して、日々に天下太平寶祚長久のため修法せしなり、然るに此宗旨も、後には山法師と同様に、鎮護國家は捨物にして、坊主のくせに干戈を執りて、世間を擾せしとは、沙汰の限りといふべし、それよりしては全く空海開宗の主意を取失ひ、遂には他の淨土、禪宗などの如く、勅願所と稱しながら、死人の供養を執行ふ如くなれり、故に今此條目を設けて、開宗の主意を明かにせしなり。)

一、破戒無慚之比丘、可令脫衣事、

(密宗程戒律の嚴重なる宗旨はあらざるべきに、密宗程破戒僧の出で、世を擾したる宗旨はあらざるべし、蓋し秀吉のために、此破戒僧等大打撃を加へられしと雖も、當時猶其餘炎冷めずして、時々學侶ゲヤクニと行人ゲヤクニと聖方セイホウと鬭争する事ありて、遂に元祿年中に至りて、高野山中の行人派なるもの悉く流罪に處せられて、漸く其跡を絶てり。)

一、諸末寺、可相守本寺之法度、若有法流中絶之儀者、不_レ求_二他流、可_レ亂_二自門濫觴、自由之企於_レ有_レ之者、寺領可_レ改易事、

(密宗に於ては、秀吉のために大打撃を高野山徒が蒙りしより、各寺院の中に法流中絶せしを其本宗に依らずして、勸修寺門主とか、三寶院とか勝手に手蔓を求めて、其門末に屬せしものありしを以て、此條目を設けしなり。寺領改易とは褫奪をいふ。)

一、新義之僧、積_二二十年學問之功、遂_二住山三二年、其後歸國法談、可_レ爲_二一會、但數年住山之人、不_レ有_二教道器量之譽者、任_二能化之許、可_レ令_二常々法談修行事、

(新義とは、根本寺ネゴロ覺鑊上人、密宗に於て一派を開き、之を新義派といふより、空海其まゝの眞言宗を古義と稱す。然るに根來寺も、亦信長、秀吉のために打撃を蒙りしも、其派としては現に京都の智積院、大和の長谷寺、本山として存立せり、所謂智豐兩山これなり。徳川幕

府五代將軍の時、世に憎まれたる護持院隆光は、即ち此新義派の僧なり。能化とは、本山の總主をいふ、又化主ともいへり、化は教化の義なり。

一、於論席徒訪能化、企公事、妨學業、甚以惡僧也、速可擯出其張本人事、

(宗義上、古來の異義を論じて、正邪を明にするを論議といひ、夏冬二季に之を行ふ、新義派の命脈とする所なり、論席とは、此論議の席の意なり。高野にもあれど、新義の如く盛ならず。)

一、於紫衣者、殊規模之事也、無勅許僧、叻不可着用事、

一、延喜帝御宇、贈賜野山大師之御衣、號檜皮色、或香衣、或調紫衣、用赤色、然者於香衣者、非密教之棟梁有智之高僧先達者、曾不可着用事、

(野山大師は即ち弘法大師なり。)

一、東國之僧、近來猥申下上人號、着用香衣、甚以無謂、自今以後、令停止之、畢、但有智者之譽者、各別之事、

右可相守此旨、若違背之僧徒於在之者、可處流罪者也、仍如件、

元和元年乙卯七月日

御朱印

(此他日蓮宗法度等もあれど、大要如上の趣意なれば略す。)

〔總收〕 以上は即ち徳川幕府の憲法にして、上は朝廷より、下は宗教界にまで檢束を加へ、之を以て施治の基本となし、は、武門、權を執りて以來未曾有の事にして、即ち公家といはず、大名といはず、宗教家といはず、苟くも此法度の箇條に觸るゝものあれば、少しも假借せず、法度違反の處置をなし、かば、何れも此法度に觸れざらん事を専務とせしより、期せずして各々其行動を慎み、從て四海昇平を致し、なり、是れ即ち家康の古今に卓絶せる所なり。蓋し秀吉は、元龜天正以來の戰亂を一旦戡定せしと雖も、所謂民と共に休息するの方針を執らず、猶も海外に向つて大兵を出ししは、之を以て諸將各々に蓄ふる所の鬱勃たる野心を外に向つて發動せしめ、遂に奔命に勞れしめて、始て太平を致さんとの企圖なるべしと雖も、此企圖は豫想に反して、諸將互に相反目するの弊を來し、延いて關原の大破裂となれり。家康其顛末に鑑みて、政權を掌握するや、勇武を貴ばずして文學を重んじ、しかも己れ率先して當時の碩徳を顧問として一意専心に治道を講究す。是に於て諸大名亦各々に倣はざるを得ず、彼の加藤清正、淺野幸長、黒田長政等の如き、鬼神と稱へられし面々すら、忽ち勇武は昔日の夢となして、舟橋秀賢、藤原惺窩等に就きて經史を研究するに至れり。此輩にして既に右の如くなれば、其他の木葉武將等、誰か又勇武を説くべき。是れ即ち二百六十餘

年の太平を致せるの根元にして、其實は家康の文學好きに因りしなり。

家康の學問

家康の好學及び文教の獎勵

〔家康の好學及び文教の獎勵〕 家康の學問好きなるは、勿論其天性に出でしには相違なしと雖も、其重なる原因は、蓋し今川義元の誘導に出でたるなり。そも今川家は、足利氏の一族たる名家なる上に、中興の祖ともいふべき彼の了俊及び其子の仲秋等は、當時文武兼備の名將と稱へられたれば、其家風も從つて當時一般諸將士と異にして、爾後名將と稱へられたる人は出でざるも、能く其家聲を墮さず、殊に本邦の故實禮典に通曉せるを以て、後世まで今川様として、式正の故實と稱せられたり。斯る家風の今川家に、家康七歳の時、人質として至りしかば、義元之を老臣關口刑部少輔氏廣に預け、常に寺院に遣して就學せしめたり、是れぞ家康が學問好きとなれる一因なるのみならず、此時隨從せる鳥居元忠を始め二三の少年輩も、亦家康と共に寺院に行きて就學せしかば、即ち徳川氏の學問は、今川氏に出でたりと云ふも可ならん。さればこそ家康の學問の好き様は、讀書にもあらず、又品行謹勅のためにもあらず、神儒佛醫の諸道に涉りて、しかも本邦の古實典故より、漢土

歴朝の盛衰等を、臚氣ながらも時の耆宿に就きて研究し、從て和漢の古書を探集したるなど、所謂今川様のやり方なり、是れ亦古來の常に武將に卓絶したる所なり。今其概略を述べんに、天正十八年關東八州を領せしより、常に下野足利學校の住持閑室等を召して、經史の講義を聴き、其後京師に至りしに、藤原肅(惺窩)を召して貞觀政要を講せしむる等は、書類の上に見えたる初めなりと雖も、蓋し此以前駿遠參に在りし時も、必ず常に僧侶を召して、(當時僧侶の外には讀書家稀なり)經史を講せしめたるならんも、今書類に傳はらず。其後兵馬の權を執るに及んでは、慶長七年に江戸城富士見亭(太田道灌の造る所)を改めて文庫となし、先づ相州金澤稱名寺中の文庫に藏せる所の、上杉家歴代の寄納したる和漢の古書を移して收藏したり。此書どもは世に金澤文庫本とて、斷片にても珍奇とする所のものにて、漢籍にては、北宋、南宋、元等の刊本數種ありて、其中には、既に明以後は全く漢土にも絶無となりし書籍も少なからず。其後慶長九年に至りて京師の人林又三郎、(道春)始て京師に於て新注(朱子の注)の四書五經を講ずるに當り、朝廷の明經博士舟橋秀賢より勅許を得ず、殊には明經道の制規に反して新注を以て講筵を開くは不當なりとの讒めを得たるを、家康は、今日人々に五常の道を教ふるに、何ぞ勅許を待つべき、况や新注と雖も、本文は即ち聖賢の文字なり、是れ亦咎むべきにあらずとて、之を受付ひしめず、これぞ本邦に於て、其家(明經道、

紀傳道)にあらすして、弘く子弟を集めて經史を講演せしと、新注本の一般に行はれしとの初めなる。是より以前にありては、經史には明經、紀傳等、夫々の家(清原氏、大江氏、菅原氏)あり、各々其家々に於ける家傳の訓點ありて、假令ひ其家の人たりと雖も、家傳の訓點を會得したる上、之を奏聞して博士に補せらるゝにあらざれば、弘く子弟に講演するを得ざる、頗る究屈の事なりし上に、其用ふる所の書籍は凡て漢唐の古注本なりしが、こゝに於て此究屈なる制も破れ、從つて古注本も漸く廢れたり。爾來年々歳々に弘く和漢の書籍を採集ありて、初めは足利學校の住持元信、(一の字は三要)承兌長老など其事に當りしが、慶長十一年に、家康始て林道春を召し見て、其才を奇とし、遂に駿府に召して侍臣となし、より、道春専ら之をうけたまはり、慶長十三年には長崎へ遣し、書籍を採集せしめたり。斯る勢ひなれば、寺社、貴族、舊家はいふに及ばず、四方より和漢の書籍を續々として差出せしかば、應仁の亂に烏有となりし本邦舊記の類も、此時に彼方此方より全本或は缺本など出で來り、彼れ是れを接續せしめて全本となし、再び世に出でしもの數十部に至れり。特に吾妻鏡は、鎌倉幕府の時、北條家の史臣が書きたる日記にして、小田原北條家に傳はりしを、小田原落城の時黒田如水に贈られしが、慶長九年に如水卒去の時、遺物として家康に獻じたり。こは鎌倉幕府當時の情況を知るに最良の歴史なれば、武家の制度に巨多の資となるを以て、尋で之

を刊行せしめたり、是れ吾妻鏡刊本の初めなり。其他武經七書、周易、群書治要、又佛典にては大藏一覽等を刊行せしめ、弘く諸家、諸寺へ賜予あり、且つは其印刷は概ね銅鑄活字なり。(委しくは慶長勅版考といふ書を見て知るべし)蓋し此銅活字は、初め文祿の役朝鮮國よりの戦利品なりしを、家康政權を執るに及んで之を珍藏し、且つ其不足を鑄造せしめて、此刊行用に供したるなり、是れ本邦銅活字印刷の初めなり。斯く世間の書籍は大略採集せるより、更に手を禁中に伸し、本邦の古書珍籍にして、御府の御藏なるは、所謂天下一品なれば、萬一の變あらば烏有に歸すべきを憂へ、奏請して之を申し下し、京都の五山十刹より他諸寺に至るまで、苟くも能書の聞えあるを、二條城に召し集めて之を書寫せしめ、一書ごとに三部となし、一部は禁中に御副本のため奉獻し、一部は駿府城の文庫に收め、一部は江戸城の文庫に收めたり、これよりして世に所謂七關白(七關白の日記)を始め、台記、玉葉等、本邦の舊記類世に顯はれ、從て朝廷の儀式等に於て、大に開發されし所あり。特に醫書に心を用ひ、慶長十三年、林道春を長崎に遣したる序でに、明國の商人に就きて、彼の國醫師の専ら用ふる所の書籍を訪尋せしめ、即ち本草綱目を先づ購入せしめ、更に諸種の醫書を購入せしむ。從來本邦に於て醫書の世間に行はるゝもの、其數甚だ少く、しかも今大路、吉田、半井等の如き諸大家にはこれありと雖も、何れも其家々の秘本として、決して人に示さざりしを以て、

其高足の門弟すらも、之を伺ふことを得ざりき、されば醫術も從て幼稚にして、大抵病人は先づ灸治、針治を先きとし、服薬と並用する風習なりしが、家康の此舉ありしより、萬安方、千金方等を始め、あらゆる醫書世に出で、特に家康、侍醫に命じて本草綱目に就て薬種を調査せしめ、本邦に産せざる薬品は、悉く外商に命じて船載せしめたり、彼の和蘭陀人が、當時長崎、平戸などに來りて通商せるもの、後に耶蘇教嚴禁と共に平戸に來航するを停め、長崎一港に限りて長く通商を許せるも、主として此薬品の船載のためなり。(後には種々の物品も主眼となりたれど)さればこれよりして年々に醫術の進歩發達せることは非常にして、遂に寒村僻地の民も、病あれば必ず醫師を迎ふるに至れるは、實に家康の奨励に出でしなり。

家康の薨去

家康病む——相國拜任及び寄託遺命

〔家康病む〕

元和年録に據れば、家康薨去の病源は食傷より出でたり、左の如し。

元和二年正月廿三日、大御所様、田中(駿河)へ御鷹野に成らせらるゝ處、折節京都より、兼て御相口の茶屋四郎次郎(宇治の茶師にて上林氏)御機嫌伺ひに罷出で候を、早速御前に召され、種々

の御話の序でに、今程は京都にていか様の料理はやり候やと御尋ね成され候へば、四郎次郎、別段にかはりたる料理も御座なく候へども、鯛を其まゝ油あげに仕り、醤油に受けて下され候を、人々賞翫仕り候と申上げしかば、幸ひ城主より鯛を數多献上仕り候へば、さらば早速右の料理に申付けよとありて、中にもすぐれて大なる鯛を二枚、右の料理に仕立てさせ、召上がられ候が、御蟲(腹といふことなり)にさはり、其夜殊の外御蟲差發り(腹痛の事なり)終夜苦痛にて、それより御病付き成さる云々、(意取)

さて之に付て諸書には、家康病に罹るや、自ら遂に其不起を知り、固く湯薬を斥けて終焉を待つなど、ありて、いかにも名將の末路、流石は敬服の外なしと感心せるも、實際然らず。成る程醫師の調薬を斥けて、一切用ひざりしには相違なきも、其斥けたるは何うもきゝさうもなしとの事にて、常に自身手製の萬病圓などをのみ服用せられ、即ち手療治をやられたり、其詳細は本光國師日記に見えたり。(本光國師とは即ち金地院崇傳なり、此時駿府に在りて、日夜家康の左右に昵近し、其病状を一々書立て、所司代板倉伊賀守勝重の許に報告せし書簡數通あり)されば秀忠も大に此事を苦慮して、密かに侍醫中にも、特に家康の氣に入りなる片山宗哲法印に内意を含めて、此手療治、即ち手製の萬病圓は劇薬にて、壯年のものにはとにかく、御老體には然るべからず、是非に醫師の調

樂を召上がらるべしと極諫せしかば、忽ち家康の怒りに觸れて、宗哲は甲斐國へ流罪せられたり。
(但し家康薨去の後は直ちに赦免せられたり)

〔相國拜任及び寄託遺命〕 家康の病に罹るや、先づ第一に心頭にかゝりしは、豊臣恩顧の加藤、福島、生駒等の取潰しと、次は秀忠は能く諸大名を統御即ち制服しおほせて、此家業を維持し得るや如何にありしもの、如し。そは家康の病氣と聞くや、先づ畏くも朝廷より、武家傳奏を勅使として駿府へ下し、御訪問あらせられしに、老體の事とて頗る危篤に見えしかば、折節駿府に在合せたる神龍院梵舜、(吉田從二位兼右の弟にて、嘗て豊國大明神の社僧となり、剃髮して斯く名乗りたり、後ち豊國大明神廢止せらるゝに至り、家康に昵近して神祇道の顧問に備はれり、此人の日記を梵舜日記、又は舜舊記と題して世に傳はれり)金地院崇傳、本多正純等と謀りて、勅使に内々請願する所ありしかば、勅使は急に其隨員を京師に遣して、太政大臣昇進の事を奏請せり、朝廷にも速かに御裁可ありて、急の事なれば消息宣下にて、太政大臣に陞せられたり。(消息宣下とは正式の宣下にあらず、略式なり。又家康は此時前右大臣なれば、一階を超越して太政大臣に任せられたるなり、こは尤も特恩なりと雖も、古來より往々例ある事なり)されば此事世上に發表せらるゝや、諸大名其内心はともかくも、我もくんと駿府に馳集りしに、家康も既に終焉を知れるを以て、例に倍して

八方美人主義をふりまき、中には親しく其手を取りて、予はもはや地下に入るべし、何分にも將軍の事を頼むぞよ、我にかはりて守立てくれ候へと、銘々に頼みしかば、諸大名何れも、往時は百萬の敵兵をも物の數とも思はず、豊太閤終世の力を籠めたる大阪をだに打潰して、何とも思はぬ程の英雄も、其末路即ち今はの際に至れば、やはり子孫のために鵬を斷つかと、そらろに涙を落して悲まざるものなく、中にも、折もあらば我も中原の鹿をと、野心常に勃々たる伊達政宗の如きは、其體を視、此言を聞くや、一層感慨に堪へずして、聲をあげて泣きしと自らの書翰に見えたり。然るに福島正則に對しては、家康も斯る弱音を吐かずして、其方事は將軍(秀忠)が常々心を置きて、とやかくと申し、かど、我等よくく宥め置きたれば、少しも疎略あるべしとは思はず、さりながら將軍に對して不足の儀もあらば、遠慮に及ばず、國元へ罷歸り、籠城いたすべしと申しければ、正則、こは勿體なき御意を承るものかな、正則が御兩所に對して野心なき段は兼て知ろし召さるべきにとて、涙を流して家康の前を退き、次の間に在りし本多正純に向ひ、唯今斯る仰を承りて候が、世にも情けなき御誼なりと、聲を放ちて泣くく退出せられしを、正純斯くと申し、に、家康聞くや等しく大に悦び、偕は安心せりと大息をつかれたりと。
又一日秀忠に向ひ、我等死も近々と覺えたり、我死せば、諸大名を三箇年在江戸せしめて、よくよ